身延町景観計画

平成25年5月策定
令和2年4月変更
身　延　町

ー　目　次　ー

序　章　身延町景観計画について

１．身延町景観計画の目的 1
２．身延町景観計画の位置づけ、役割 1
３．身延町景観計画の構成 2
４．身延町景観計画の策定体制 3

第１章　身延町景観マスタープラン

１．身延町の概況 4
２．身延町の景観特性 12
３．身延町の景観形成の基本的な考え方 34

第２章　景観法の諸施策の活用

１．景観計画の区域 62
２．重点地区の良好な景観の形成に関する方針
　　および行為の制限に関する事項 63
３．一般地区の良好な景観の形成に関する方針
　　および行為の制限に関する事項 75
４．景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 78
５．景観重要公共施設の整備に関する事項 80

第３章　身延町の景観づくりの推進方策

１．各主体の取り組みのあり方（役割） 89
２．身延町による良好な景観形成に向けた取り組みの推進 90

資　料

１．身延町景観計画策定委員会名簿、開催経過 91
２．身延町景観計画庁内検討委員会名簿、開催経過 92
３．重点地区候補地意見交換会開催経過 93

序　章　身延町景観計画について

1．身延町景観計画の目的

身延町は風光明媚な自然美と、身延山久遠寺に関わる歴史的建造物、昔ながらの風情を残す地区等、他の地域にはない貴重な歴史的・文化的資源を数多く有しています。それらを保全し更に価値を高める上で、景観形成の取り組みはたいへん重要であることから、身延町は平成 23 年 4 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体へと移行しました。

「身延町景観計画」は、より身延町らしい景観形成を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および行為の制限、実現のための方策を示し、町民、事業者、身延町の協働による取り組みを推進することを目的とするものです。

2．身延町景観計画の位置づけ、役割

「景観計画」は、平成 16 年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が景観法の手続きに従い定めるものです。

しかし、景観計画のみで身延町が目指す景観の形成を推進することはできません。都市計画法、建築基準法等関連する法律や、身延町土地利用指導要綱等、町独自の取り組みと併せて施策を推進し、良好な景観の形成の推進を図ります。

また、第１次身延町総合計画、身延町国土利用計画、身延観光振興ビジョン等の身延町の行政計画に整合するものです。

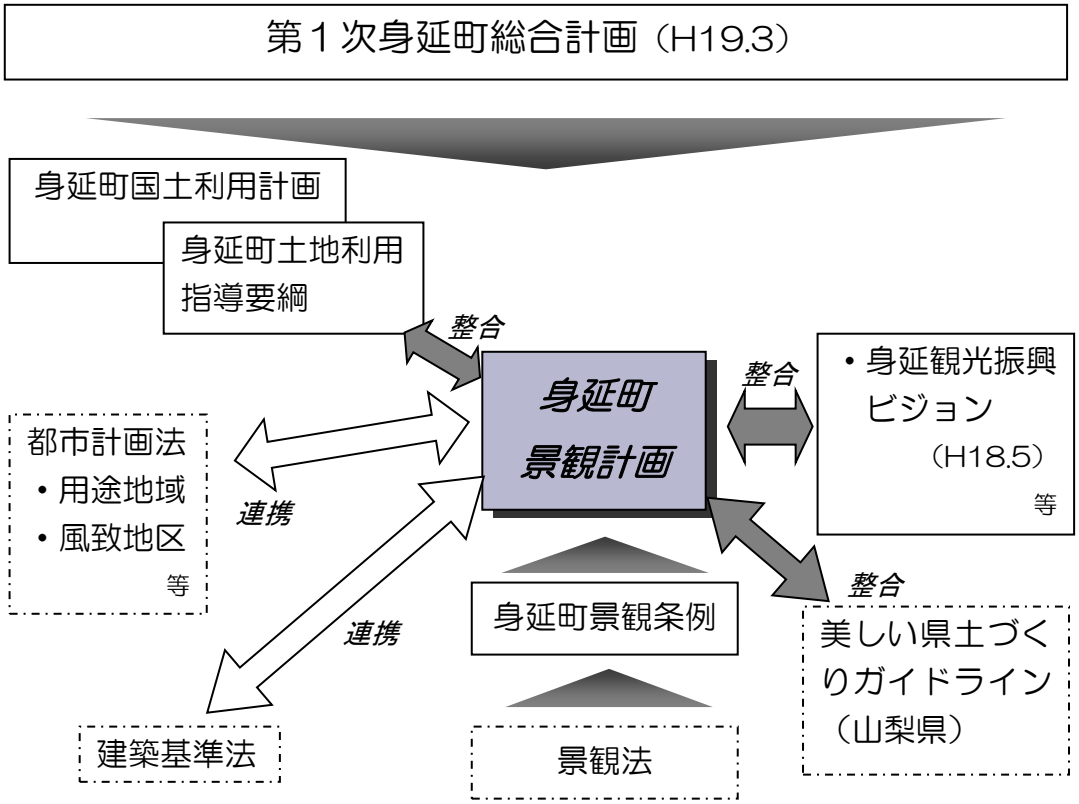

■図－身延町景観計画の位置づけ

3．身延町景観計画の構成

身延町景観計画は３章で構成されています。

第１章は、身延町全体の景観形成の方向を示す「景観マスタープラン」としてまとめています。身延町の概況、景観特性を整理した後、身延町の景観形成の基本的な考え方を定めています。

第２章は、景観法を活用した諸施策を示しています。身延町全域を景観計画区域とし、行為の制限等を定めています。

第３章は、身延町の良好な景観づくりに向けた各種方策を示しています。各主体の責務や、町（行政）と町民、事業者等による、良好な景観の形成の推進方策を示しています。

序　章　身延町景観計画について

第１章　身延町景観マスタープラン

- １．身延町の概況
- ２．身延町の景観特性
- ３．身延町の景観形成の基本的な考え方

★身延町全体の景観形成の方向を示す「景観マスタープラン」としてまとめています。

第２章　景観法の諸施策の活用の考え方

- １．景観計画の区域
- ２．重点地区の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項
- ３．一般地区の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項
- ４．景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- ５．景観重要公共施設の整備に関する事項

★身延町全域を景観計画区域とし、行為の制限等を定めています。

第３章　身延町の景観づくりの推進方策

- １．各主体の取り組みのあり方（役割）
- ２．身延町による良好な景観形成に向けた取り組みの推進

★各主体の役割や、町（行政）と町民、事業者等による、良好な景観の形成に向けた取り組み方策を定めています。

■図－身延町景観計画の構成

４．身延町景観計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民の意見を把握するため、以下の検討組織の設置や重点地区における意見交換会等を開催し、検討を行いました。

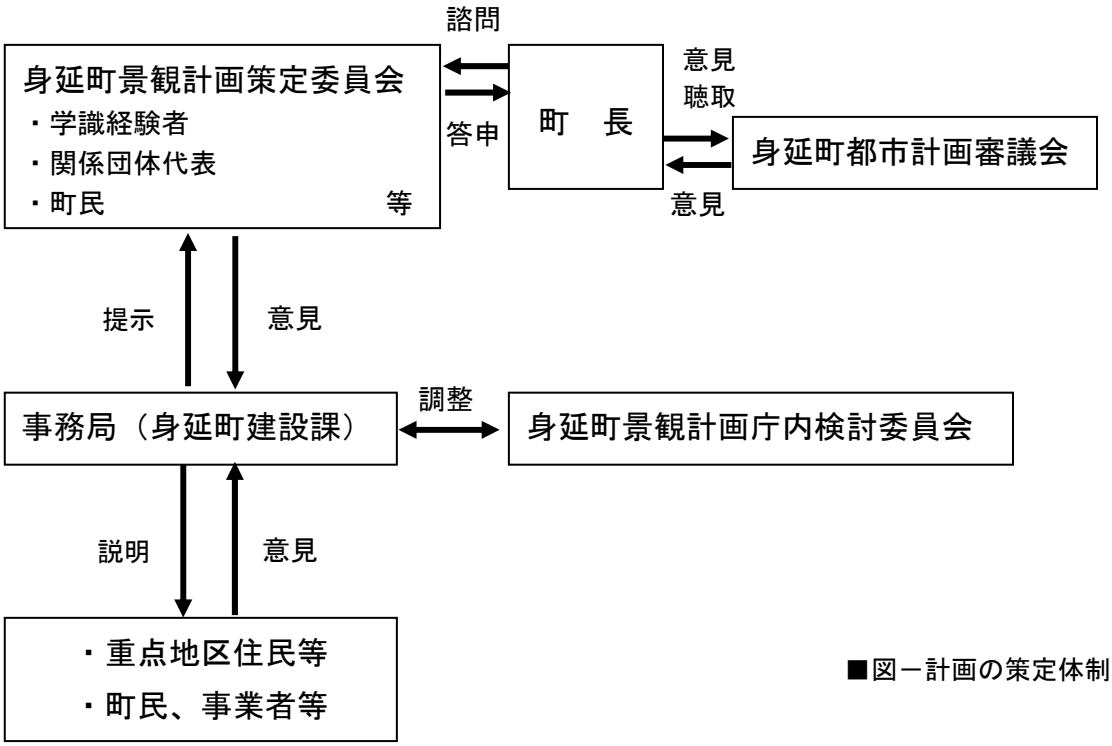

■図－計画の策定体制

第１章　身延町景観マスタープラン

１．身延町の概況

（１）位置、面積

身延町は、山梨県の南部に位置し、甲府からの直線距離は約25km、東京からは約 110km です。

町のほぼ中央を南北に富士川が流れます。富士川の中流域に位置し、天子山地、巨摩山地に挟まれる地域に立地します。

町域の面積は 304.83km^2 で、その８割を森林が占めています。

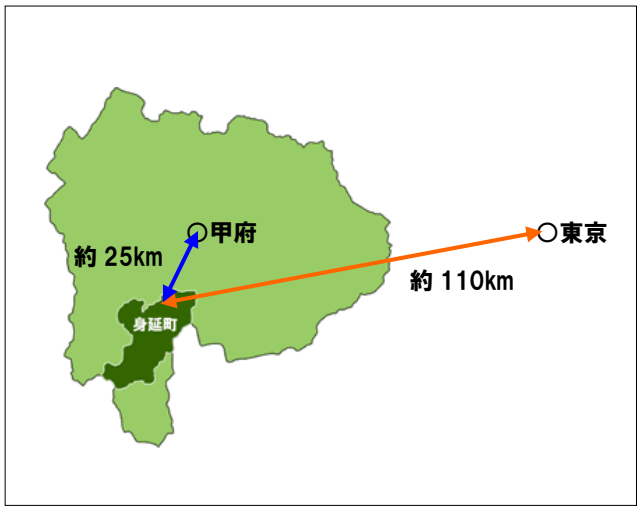

■図－身延町の位置

（２）地形、水系

日本三大急流の１つである富士川（一級河川）が、町の中央を北から南に、早川、常葉川等多くの支流を合せながら流れています。また、町の北東部には富士五湖の１つである本栖湖が位置します。

河川沿いには、砂礫台地や三角洲性低地等の平坦地が分布しますが、それらは局所的で、富士川を挟むように山地が迫ります。

河川沿いには八代山地が迫り、その背後には、東側（富士川左岸側）に天子山地、西側（富士川右岸側）に富士川山地が広がり、富士見山、醍醐山、身延山、毛無山等を望むことができます。

町の中央を北から南に流れる富士川
（身延橋上流）

富士川を挟んで東より迫る山地
河川沿いに八代山地、その背後に天子山地が連なる　（飯富橋下流）

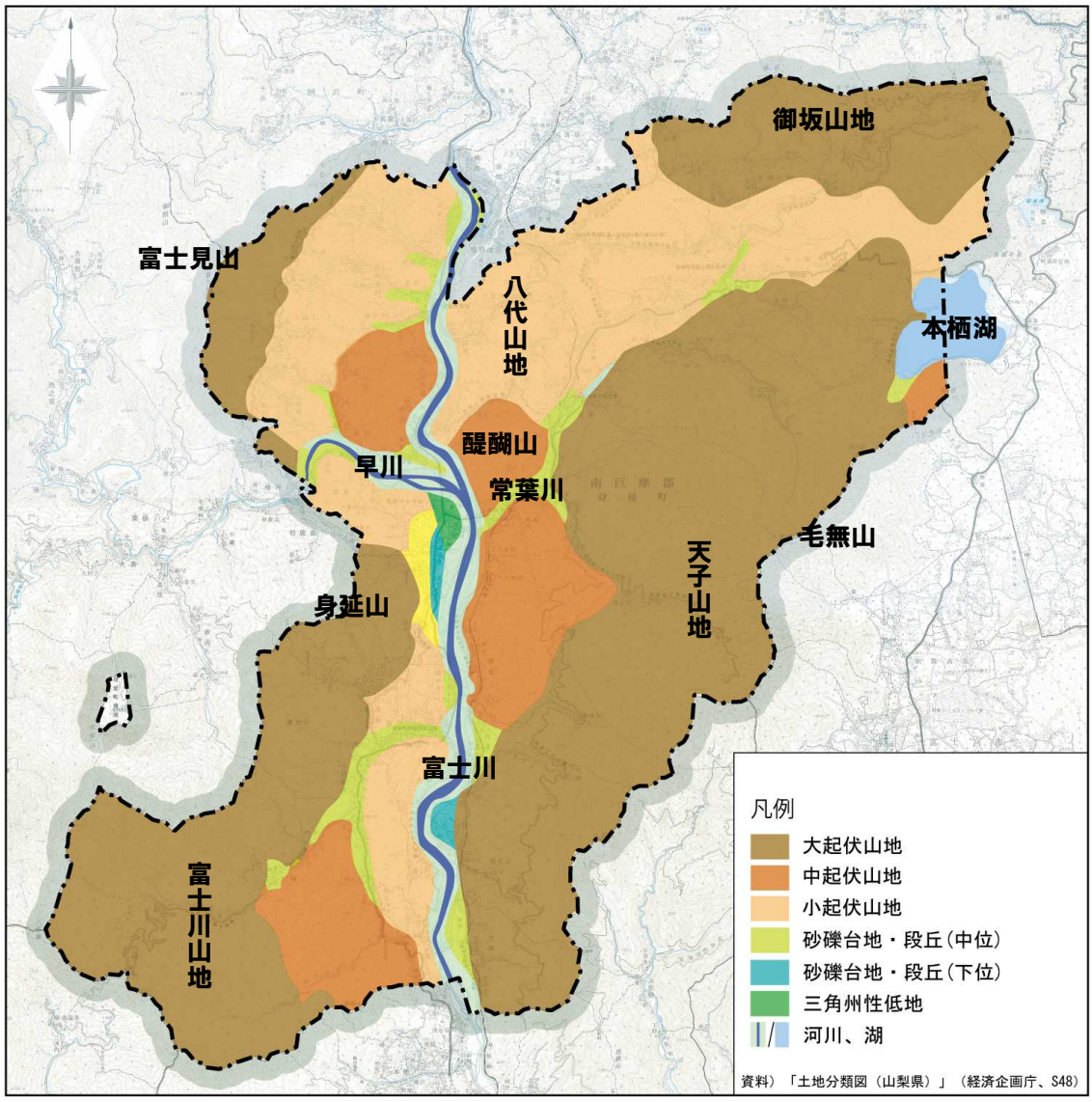

■図－地形分類

（３）歴史・文化

身延町においては、縄文時代の遺跡が発見されています。

身延山は、1274 年に波木井郷の領主の波木井氏の招きにより、日蓮聖人が庵を結び、日蓮宗総本山として、現在年間 120 万人を超える参拝客が訪れています。

また、身延山開山の頃、下部温泉は既に「下部の湯治場」として諸国に知られており、戦国時代は武田信玄公の隠し湯とされていました。現在は身延山とともに身延町の観光拠点となっています。

明治時代、現在の身延町域は 12 村で構成され、その後、昭和 29 年から 31 年の間に、旧下部町、旧中富町、旧身延町が誕生し、平成 16 年 9 月 13 日に旧下部町、旧中富町、旧身延町が合併して、現在の身延町が誕生しました。

（４）人口、世帯数

平成 17 年国勢調査における本町の人口は 16,334 人で、昭和 40 年（旧３町合計 31,294 人）から平成 17 年までの 40 年間の増減率はマイナス 47.8%と大幅に減少しております。

昭和 55 年（23,222 人）から昭和 60 年（22,327 人）にかけては増加に転じたものの、その後、減少傾向となっています。

年齢別人口の構成比は、平成 17 年国勢調査では 0 歳から 14 歳までが 10.1%、15 歳から 64 歳までが 53.2%、65 歳以上が 36.6%となっています。山梨県全体(0 歳～14 歳:14.4%、15 歳～64 歳:63.6%、65 歳以上:21.9%)と比較すると、高齢化が進んでいることが伺えます。

また、世帯数も近年減少傾向にあり、平成 17 年国勢調査では 5,931 世帯となっており、1 世帯あたりの人員は 2.75 人で、県全体の数値(2.75 人)と同程度です。

■表、図－人口、世帯数、世帯当たり人員数の推移

年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口（人）	22, 327	20, 849	19, 570	18, 021	16, 334	14, 460
世帯数	6, 716	6, 613	6, 610	6, 382	5, 931	5, 587
一世帯当たり人員数	3. 32	3. 15	2. 96	2. 82	2. 75	2. 59

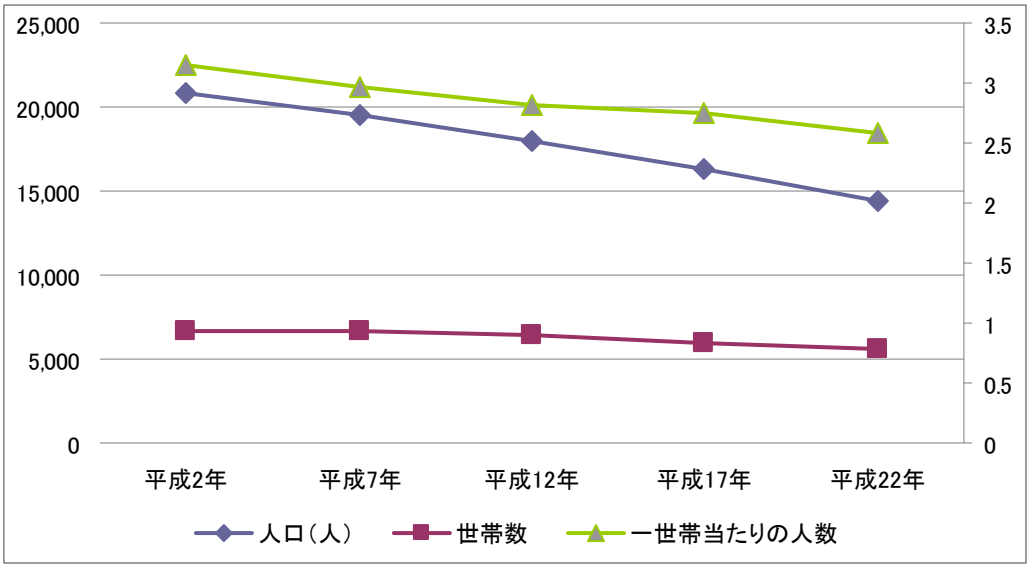

資料）国勢調査

■表、図－平成 17 年の年齢別人口構成

人口（人）				割合（%）		
総数	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
16,334	1,656	8,697	5,979	10.1	53.2	36.6

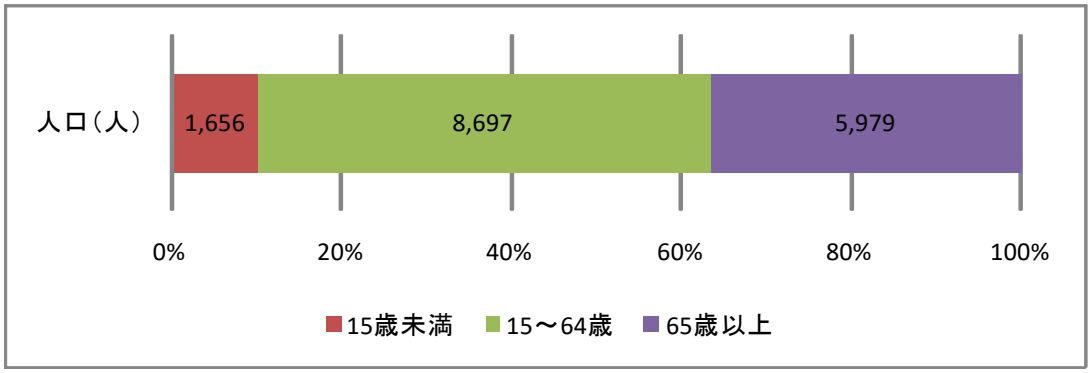

資料）国勢調査

（５）土地利用現況

身延町の面積は、304.83k ㎡(旧下部町(*):130.34k ㎡、旧中富町:43.37k ㎡、旧身延町:131.12k ㎡)で、山梨県の面積の 6.8%を占めています。

土地利用の状況（平成 22 年）をみると、宅地 3.29k ㎡(1.1%)、農用地 5.33k ㎡(1.7%)、森林 243.41k ㎡(79.9%)、その他 52.80 k ㎡(17.3%)となっており、宅地や農地の割合が低く、約８割を森林が占めています。

(*):旧下部町の 130.34k ㎡には、本栖湖の湖沼面積 2.83k ㎡を含んでいます。

■表、図－土地利用（平成 22 年）

	農用地	森林等	宅地	その他	合計
面積(k ㎡)	5.33	243.41	3.29	52.80	304.83
割合	1.7%	79.9%	1.1%	17.3%	100.0%

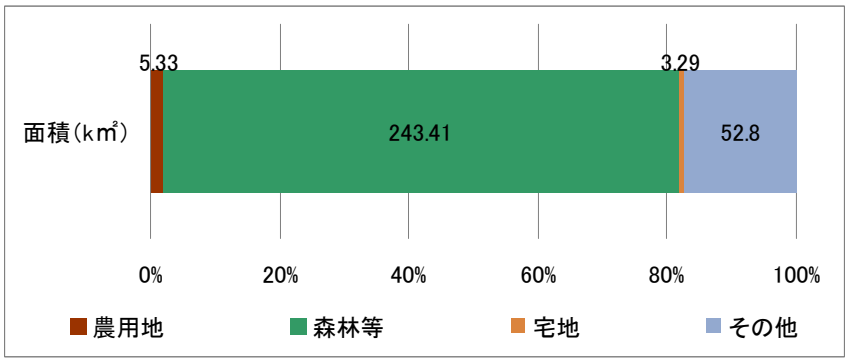

資料）身延町資料

（６）土地利用等および景観に係わる規制等

１）身延都市計画区域、用途地域、風致地区

都市計画区域は、旧身延町の身延駅周辺および富士川右岸北部地域に指定されています。用途地域は、身延町駅周辺、身延町役場身延支所周辺、身延山門内の３地区のみに定めており、身延山周辺に風致地区を指定しています。

２）森林法（地域森林計画対象民有林、保安林）

東西の町の行政界付近の山地上部の森林が保安林の指定を受けています。保安林より標高が低い区域において、地域森林計画対象民有林となっています。

３）自然公園等

本栖湖周辺が富士箱根伊豆国立公園第２種特別地域に指定されています。また、富士見山周辺が北杜市白州町日向山から富士見山に至るエリアに指定されている山梨県立南アルプス巨摩自然公園となっています。七面山は山梨県自然環境保全条例に基づく自然保存地区に指定されており、上記の各種規制により、保安林指定とともに、自然環境、景観の保全が図られています。

４）山梨県景観条例

山梨県景観条例に基づく、大規模行為の届出制度により、町内で一定の規模以上の建築物の建築等を行う場合は、山梨県に届出が必要になるとともに、「大規模行為景観形成基準」の遵守が必要となります。

また、下部湯町地区においては、同条例に基づく、「湯の香下部・潤いの町づくり協定」（景観形成住民協定）が締結され、建築物の建築等に際しての地域の独自ルールが存在します。

５）山梨県屋外広告物条例

山梨県では屋外広告物法に基づき、山梨県屋外広告物条例を制定しています。

身延町における規制状況は以下のとおりです。

■表－身延町内の屋外広告物条例に基づく地域種別と該当区域および規制内容の概要

<table>
<tr><th>禁止地域および許可地域の種別</th><th>該当区域</th><th colspan="2">規制内容の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第一種禁止地域</td><td rowspan="2">・身延山風致地区（身延山門内地区）
・富士箱根伊豆国立公園
・県立南アルプス巨摩自然公園
・重要文化財等の敷地、史跡、名勝、天然記念物</td><td colspan="2">・屋外広告物は原則禁止</td></tr>
<tr><td>・一定基準以下かつ一定条件以外の自家用広告物</td><td>１．表示面積は５㎡以下
２．以下の条件以外のもの
・ネオン管を使用しているもの
・回転灯を使用しているもの
・照明が点滅するもの
・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの
・表示内容の変化するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第二種禁止地域</td><td rowspan="2">・第一種低層住居専用地域
・第二種低層住居専用地域
・中部横断自動車道（工事中）両側500m以内</td><td colspan="2">・屋外広告物は原則禁止</td></tr>
<tr><td>・一定基準以下かつ一定条件以外の自家用広告物</td><td>１．表示面積は10㎡以下
２．以下の条件以外のもの
・回転灯を使用しているもの
・照明が点滅するもの
・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの
・表示内容の変化するもの</td></tr>
<tr><td>第一種許可地域</td><td>・第一種中高層住居専用地域
・第二種中高層住居専用地域</td><td colspan="2" rowspan="2">・許可基準に基づき許可されれば屋外広告物を設置可能</td></tr>
<tr><td>第二種許可地域</td><td>上記以外の地域</td></tr>
</table>

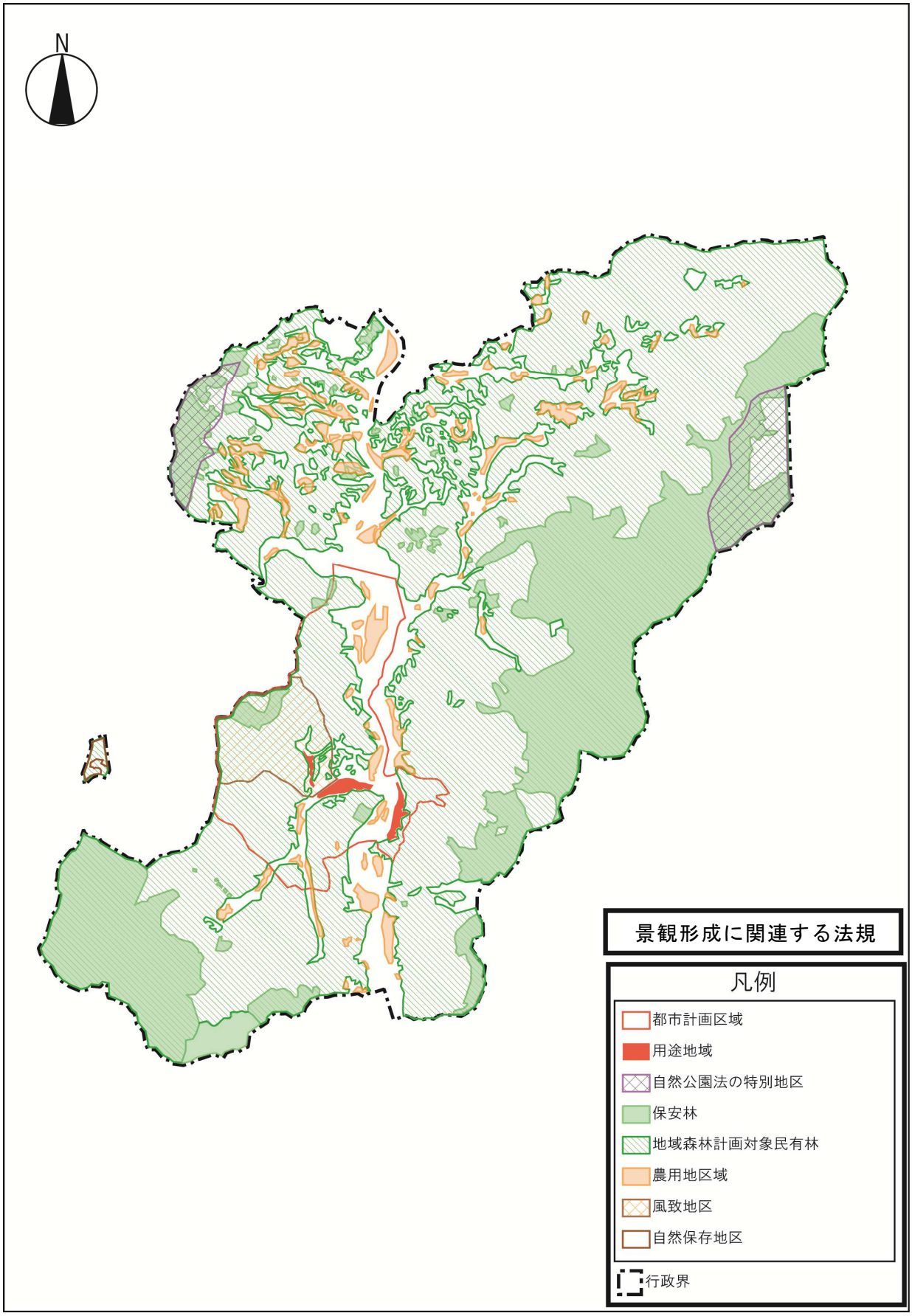
N
景観形成に関連する法規
凡例
都市計画区域
用途地域
自然公園法の特別地区
保安林
地域森林計画対象民有林
農用地区域
風致地区
自然保存地区
行政界

（７）交通

鉄道は JR 身延線が富士川（左岸側）に沿って南北に通っており、町内には８つの駅が立地します。

主要な道路は、南北に富士川（右岸側）に沿って国道 52 号が通っており、東西に本栖湖方面と国道 52 号を結ぶ国道 300 号が通っています。

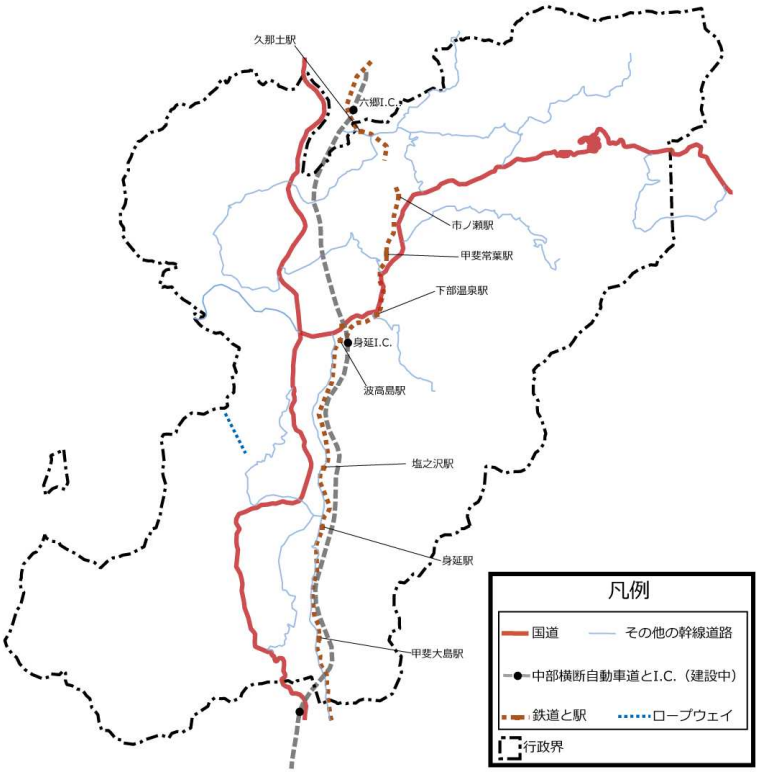

■図－主な道路、鉄道

（８）産業

身延町の就業構成は、第 1 次産業の大幅な減少が続け、第 2 次産業も減少傾向にある中、第 3 次産業の割合が増加しています。しかし、人口の高齢化により、就業率が低下傾向にあります。

農業は、自給型の兼業農家が主となり、従業者の高齢化等により遊休農地が増加しています。林業も厳しい経営環境の中、保育管理が行き届かない森林が生じています。

工業に関しては、工業出荷額が平成 2 年以降横ばいでしたが平成 17 年から 22 年にかけて減少しています。商業においても、商業販売額が平成 6 年以降減少傾向にあります。

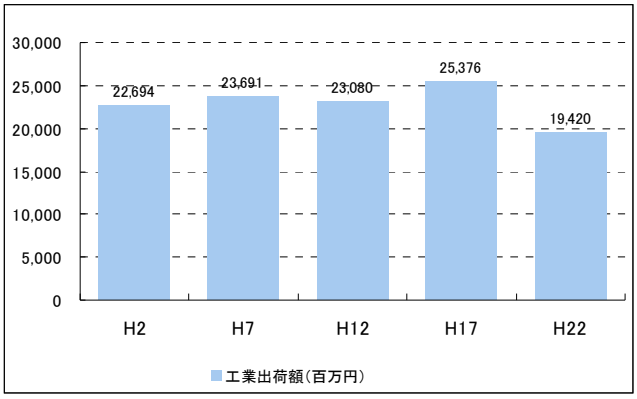

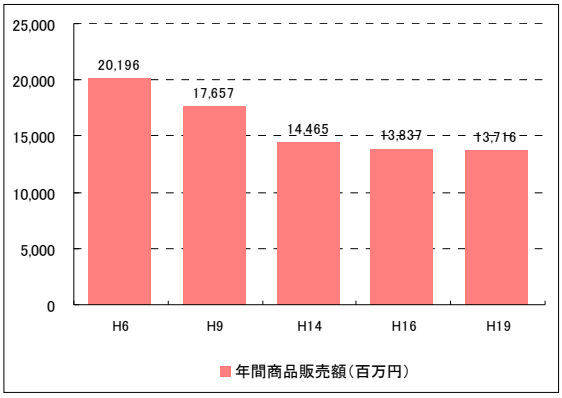

■図－産業の状況

資料）工業出荷額＝「工業統計表」（経済産業省）の「製造品出荷額等」（従業員４人以上事業所）
商業販売額＝「商業統計表」（経済産業省）の「年間商品販売額」

観光は、本町を代表する身延山（年間約 120 万人の観光入込み客数）、下部温泉の他、甲斐黄金村湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク等の観光拠点での利用があります。

平成 19 年以降、観光客数（延べ人数）、宿泊客（実数）ともに横ばい傾向にありましたが、平成 22 年から 23 年は観光入込み客数が減少に転じています。

《平成 21 年以前　：　身延山・下部温泉周辺》

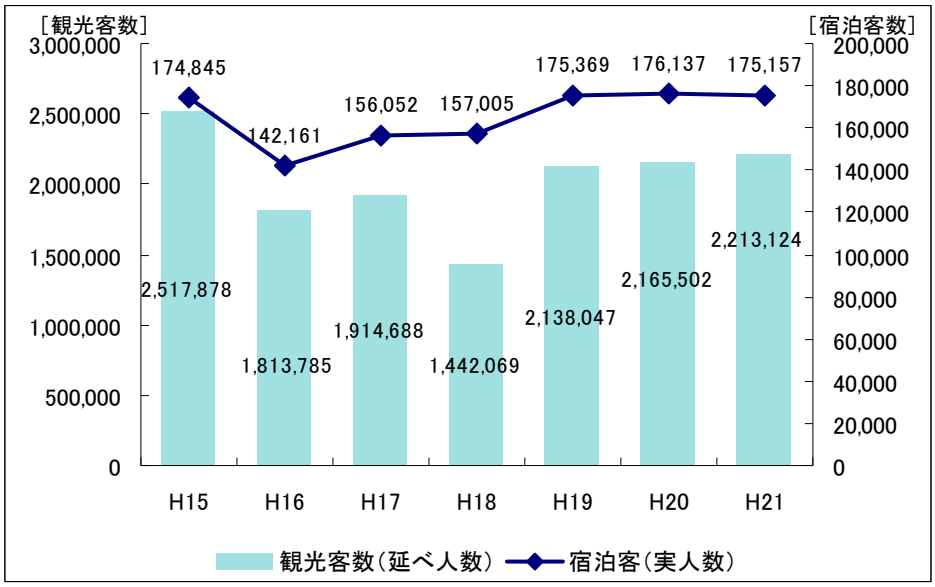

《平成 22 年以降　：　身延町》

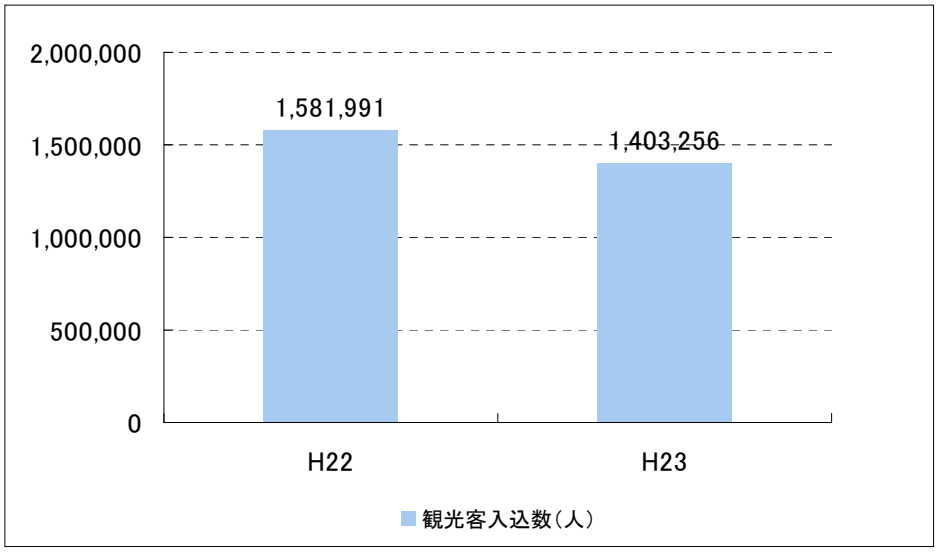

■図－観光入込み客数推移
（平成 21 年以前、平成 22 年以降で調査方法が異なる）
資料）山梨県資料

2．身延町の景観特性

（１）身延町の景観構造

身延町の景観は大きく捉えると、景観の基調をなす（「地」となる）「山」、「川」の自然環境と、そこに展開する（「図」となる）、地域の人々が長年にわたり築いてきた市街地や集落、観光地、それらをつなぐ道路等で構成されています。

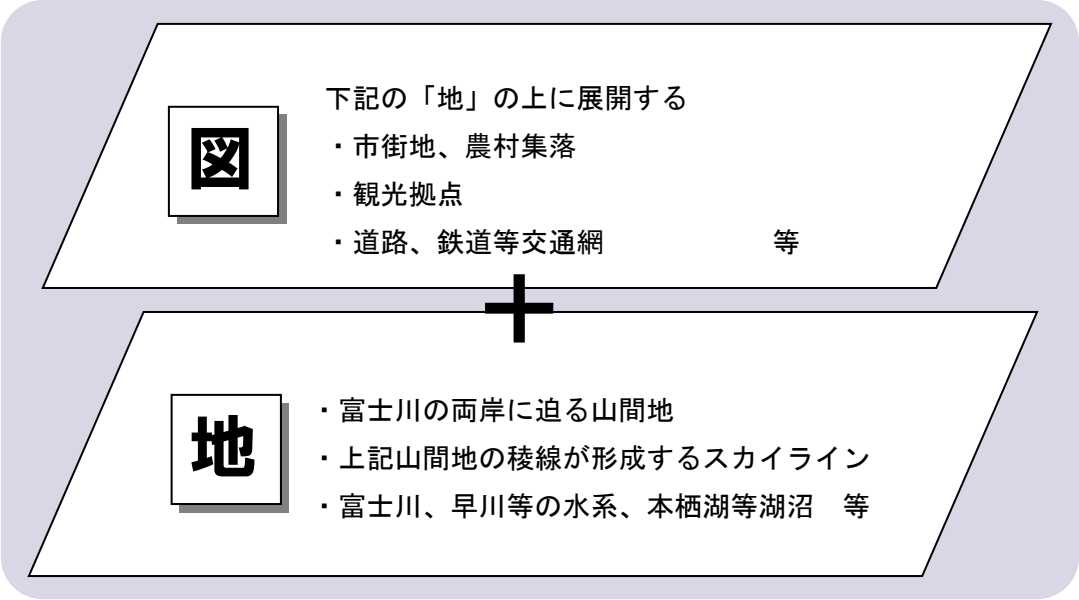

■表－景観構造

景観構造の種類		景観構造名	内容	具体的な場所
「図」	市街地、集落、観光施設、道路等	都市的景観拠点	公共公益施設や商業施設が集積する市街地	・身延町役場周辺 ・下部支所周辺 ・梅平地区　等
		集落等	丘陵、山間地に展開する集落	・富士川の両側に広がる山地の中腹 ・常葉川および三沢川の流域　等
		観光、レクリエーション景観拠点	観光・宿泊・レクリエーション施設が集積する拠点	・下部温泉街周辺 ・しょうにん通り商店街 ・富士川クラフトパーク ・下部農村文化公園および木喰の里微笑館　等
		身延山歴史的景観拠点	身延山久遠寺を核とする歴史的環境拠点	・身延山久遠寺および周辺寺院等 ・門内商店街他
		道路等	国道等を中心とした生活景観・観光景観の軸	・国道 300 号とその沿道 ・国道 52 号とその沿道の市街地 ・駿州往還（旧街道）と旧宿場町 ・富士川舟運と船着き場跡　等
「地」	山地、河川	山地	良好な自然を有する山地	・富士川を東西から挟む山地 ・御坂山地 ・天子山地 ・身延山地　等
		河川	富士川を中心とした自然景観	・富士川　等
			早川を中心とした自然景観	・早川　等

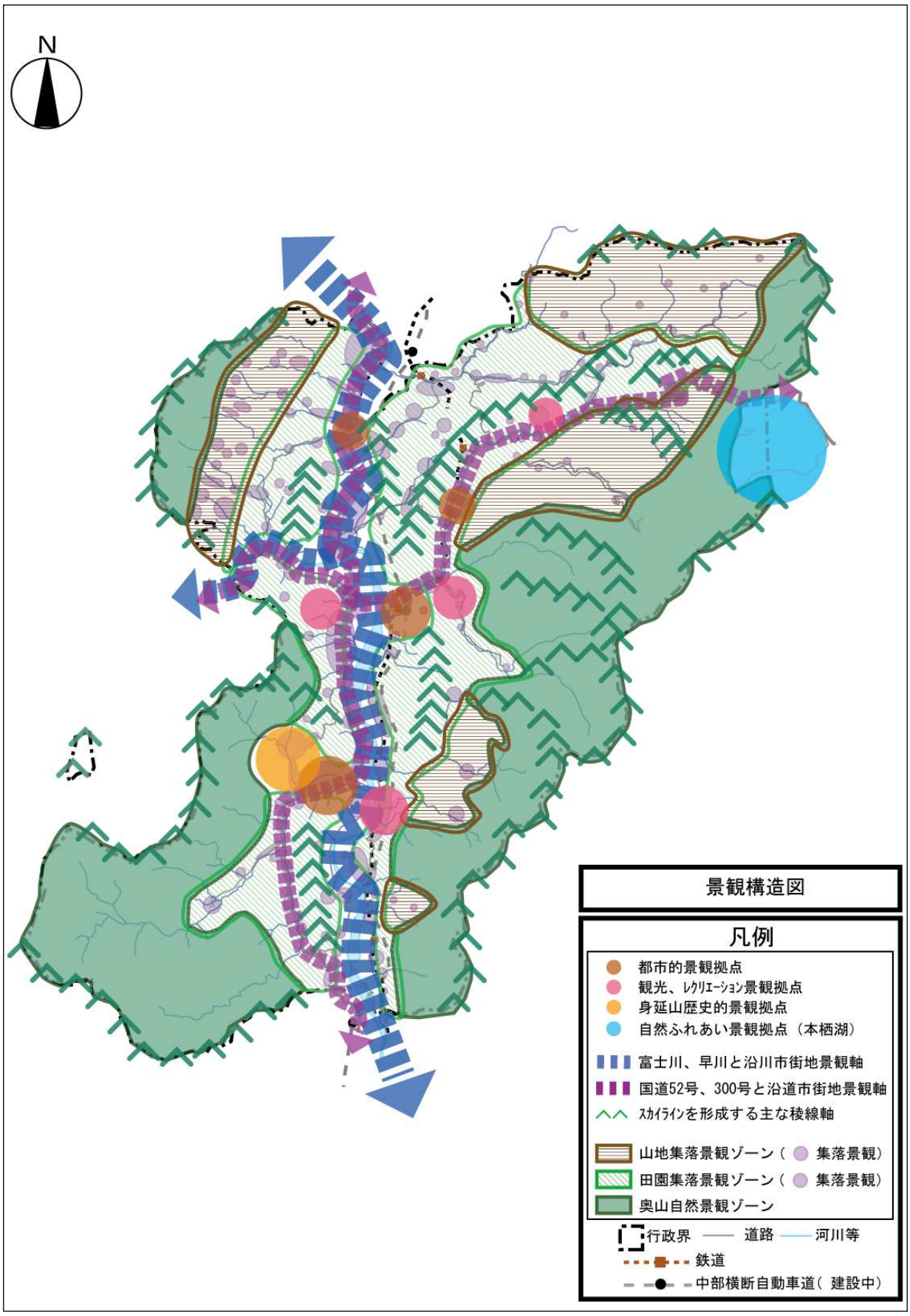
N
景観構造図
凡例
都市的景観拠点
観光、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ景観拠点
身延山歴史的景観拠点
自然ふれあい景観拠点（本栖湖）
富士川、早川と沿川市街地景観軸
国道52号、300号と沿道市街地景観軸
ｽｶｲﾗｲﾝを形成する主な稜線軸
山地集落景観ゾーン（ 集落景観）
田園集落景観ゾーン（ 集落景観）
奥山自然景観ゾーン
行政界
道路
河川等
鉄道
中部横断自動車道（ 建設中）

（２）身延町の景観特性

身延町の景観構造を踏まえ、以下に身延町の景観特性をまとめます。

図と地

富士川を軸に、富士川沿いの市街地・集落、背後手前に低山、奥に富士見山、身延山、鷹取山、醍醐山、三石山、大島峠等の山並みが聳える、自然と地域の営みが一体となった、身延町を代表する景観が展開します。

富士川の両岸に山並みが迫り、河川沿いに低層の市街地が展開する身延町らしい景観［身延橋下流］

山間地の集落は、石垣で確保した平場に半切妻屋根等の家屋が立地する住戸が少数集積し、その場所の地形、背後の山体と調和した景観を展開します。

山間地の自然環境に溶け込む集落景観［大磯］

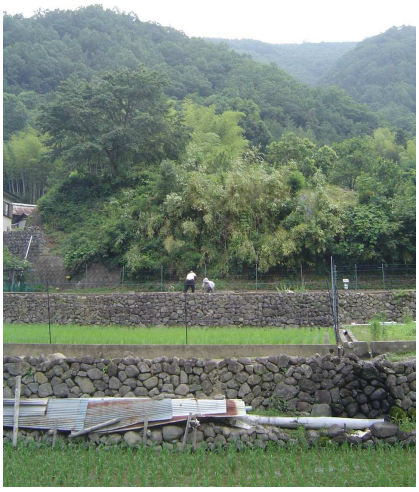

石垣等地域独自の文化的な景観
［芝草］

西島や大島、下田原等、河川沿いの限られた低地部に農地が営まれる地区においては、広がりのある農地（水田）、山裾部に展開する集落、背後の山並みが一体となった、農村景観が展開します。

農地と集落、背後の山並みが一体となった田園景観［和田］

農地と集落、背後の山並みが一体となった田園景観［谷津］

富士川クラフトパークや道の駅等、自然地と一体となったレクリエーション拠点の景観が展開します。

山地景観と一体となったクラフトパークの景観

山地景観と一体となった道の駅しもべの景観

地

（「図」と「地」の関係における**「地」**）

富士川に迫る低山とその奥に富士見山、身延山、鷹取山、醍醐山、三石山等が聳え、視界において縦方向に変化のある景観が展開します。
山並みの稜線が河川沿いや山間地からの眺めにおけるスカイラインを形成します。

富士川に迫る八代山地と背後の天子山地［飯富］

早川上流部の巨摩山地の山並み［早川橋上流］

身延山や富士見山、醍醐山等の山頂部が周囲からひときわ高く聳え、身延町の景観のランドマークとなっています。

ランドマークとなっている身延山［飯富］

ランドマークとなっている御殿山［谷津］

富士川や早川等の河川が、開放的な景観を形成しています。

富士川河岸の広がりのある景観［飯富］

早川河岸の広がりのある景観［早川橋下流］

図

（「図」と「地」の関係における**「図」**）

富士川沿いの低地等、限られた平場に、中低層の建築物が立地する市街地景観が展開します。

富士川沿いに展開する市街地景観［飯富］

身延地区の中心的市街地景観［梅平］

身延山久遠寺をはじめ、歴史的な景観が展開します。

身延山久遠寺の歴史的景観［身延］

大聖寺の歴史的景観［八日市場］

身延山門内の商店街や、しょうにん通り、下部温泉郷等、特徴ある景観が展開します。

地域主導で形成された、和風に統一した、しょうにん通りの街並み景観［角打］

歴史ある湯治場としての温泉地景観［湯町］

山裾部や山間部に集落が散在し、農地とともに田園景観を形成しています。

農地と一体となった集落地景観
［谷津］

農地と一体となった集落地景観
［門野］

奥山に近い地区では、限られた平場に密に民家が集積する、小規模な集落景観が展開します。

自然環境と一体となり、地形に則して展開する集落景観［和名場］

自然環境と一体となった、特徴的な家屋形態を継承している小規模な集落景観［大谷津］

河川沿いに幹線道路が通り、連続する視点場となっています。
橋は、河川、集落、山並みを眺めることができる視点場となっています。

河川沿いのシークエンス景観の視点場となる幹線道路［国道 52 号］

河川の広がりある景観を望むことができる橋梁［富士川、飯富橋］

【参考】　景観資源

■表－主要な自然景観資源

景観資源の種類		景観資源の形態		
		点的要素	線的要素	面的要素
自然景観	中富地区	●山 ・富士見山　・烏森山 ●滝 ・女滝　・糸瀬の滝（男滝）　・大棚の滝 ●温泉・名水・井戸 ・手打沢温泉　・富士見銀名水　・わき水明沢井戸 ・宮木の霊現水井戸 ●主な古木、巨木、樹木 ・桜並木 ・諏訪神社のヒノキ　・若宮八幡神社の大ケヤキ ・ヤドリギ群生のケヤキ　・滝の大サクラ ・懇田千本桜　・円妙寺のクロマツ ・妙光寺のオハツキイチョウ ・妙泉寺のモミジ　・宝珠院のオハツキイチョウ ・梨子の甲州野梅　・イトザクラ　・モクゲンジ群落 ・飯富八幡神社のクスノキ　・ムクロジ ・大聖寺の大ケヤキ　・ケヤキ　・下田原のコノテガシワ ・下田原のヒイラギ　・イトザクラ　・ヒムロ ・矢細エイトザクラ ●化石・特徴的な岩 ・手打沢の不整合露頭　・屏風岩　・曙岩石　・赤岩 ・夫婦岩他　・化石	●河川 ・富士川 ・早川 ・手打沢川 ・寺沢川 ・夜子沢川 ・曙川 ・江尻窪川	●モリアオガエル 図上表示 ●ホタル 図上表示
	下部地区	●山 ・蛾ヶ岳　・太平山　・釈迦ヶ岳　・三方分山　・竜ヶ岳 ・雨ヶ岳　・毛無山　・醍醐山 ●樹木 ・地蔵峠の大ツガ　・湯之奥山神社の森 ・嶺の大ケヤキ等　・奥杯のフジ　・八坂のミズナラ ・八坂のヨコグラノキ　・常葉諏訪神社大ケヤキ等 ・常葉日光社大ケヤキ　・一色のニッケイ ・一色のクスノキ　・湯之奥群生ウラジロガシ ・下部温泉付近のウラジロカシ林 ●特徴的な岩 ・大磯小磯の天狗岩	●河川 ・富士川 ・常葉川 ・三沢川 ・一色川 ・田原川	●樹林 ・天子山地（毛無山）の自然林 ・落葉樹林（湯之奥の紅葉・新緑） ●湖 ・本栖湖畔の湖水 ●ホタル 図上表示
	身延地区	●山 ・七面山　・粟倉山　・身延山　・鷹取山　・安倍峠 ・五宗山　・三石山　・大島峠　・八紘嶺 ●樹木 ・しだれ桜　・身延山の千本杉　・錦が森 ・粟倉のキリシマツツジ　・上沢寺のオハツキイチョウ ・一宮の榊の群落　・本国寺のオハツキイチョウ ・長谷寺のオハツキイチョウ ・常福寺のオハツキイチョウ　・波木井のヤブツバキ ・神の平のタブノキ　・願満堂のミノブザクラ ・蓮華谷のオハツキイチョウ ・山田屋裏のオハツキイチョウ　・鏡円坊のサクラ ・本遠寺の大クスノキ　・本遠寺のシダレザクラ ・北清子のニッケイ　・清子のヤブツバキ ・湯平のツクバネガシ　・本妙寺のイチョウ ・八木沢のオハツキイチョウ　・樋之上のヤマボウシ ・樋之上のタカオモミジ　・朝日之祖師堂のシダレザクラ ●化石・特徴的な岩 ・小原島の貝化石	●河川 ・富士川 ●断層地形 ・下山～奥の院～久遠寺の東 ・相又川沿い断層 ・大城川沿い断層 ●渓谷 ・身延山渓谷 ●地形 ・糸魚川-静岡断層線	・身延町のブッポウソウの繁殖地

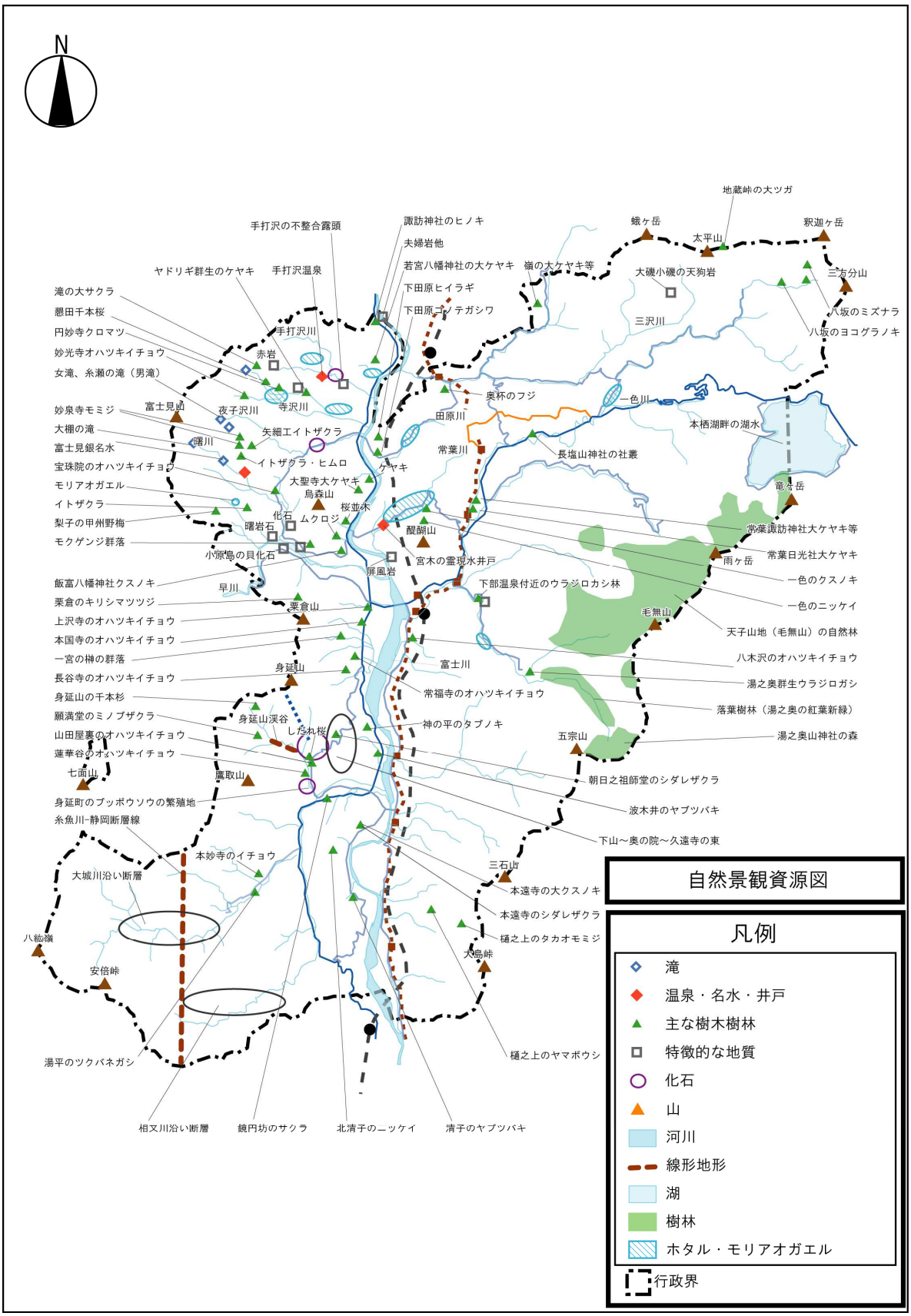
N
地蔵峠の大ツガ
蛾ヶ岳
釈迦ヶ岳
太平山
三方分山
諏訪神社のヒノキ
手打沢の不整合露頭
夫婦岩他
若宮八幡神社の大ケヤキ
嶺の大ケヤキ等
大磯小磯の天狗岩
ヤドリギ群生のケヤキ
手打沢温泉
下田原ヒイラギ
下田原ナンテガシワ
八坂のミズナラ
八坂のヨコグラノキ
三沢川
滝の大サクラ
懇田千本桜
円妙寺クロマツ
妙光寺オハツキイチョウ
女滝、糸瀬の滝（男滝）
手打沢川
赤岩
奥杯のフジ
一色川
田原川
本栖湖畔の湖水
妙泉寺モミジ
富士見山
夜子沢川
寺沢川
大棚の滝
矢細エイトザクラ
富士見銀名水
曙川
常葉川
長塩山神社の社叢
宝珠院のオハツキイチョウ
イトザクラ・ヒムロ
ケヤキ
モリアオガエル
大聖寺大ケヤキ
烏森山
亀ヶ岳
イトザクラ
桜並木
梨子の甲州野梅
化石
ムクロジ
曙岩石
醒醐山
常葉諏訪神社大ケヤキ等
モクゲンジ群落
小原島の貝化石
宮木の霊現水井戸
雨ヶ岳
常葉日光社大ケヤキ
屏風岩
一色のクスノキ
飯富八幡神社クスノキ
早川
下部温泉付近のウラジロカシ林
一色のニッケイ
栗倉のキリシマツツジ
栗倉山
毛無山
上沢寺のオハツキイチョウ
天子山地（毛無山）の自然林
本国寺のオハツキイチョウ
八木沢のオハツキイチョウ
一宮の榊の群落
富士川
身延山
湯之奥群生ウラジロガシ
長谷寺のオハツキイチョウ
常福寺のオハツキイチョウ
身延山の千本杉
落葉樹林（湯之奥の紅葉新緑）
願満堂のミノブザクラ
身延山渓谷
神の平のタブノキ
山田屋裏のオハツキイチョウ
しだれ桜
五宗山
湯之奥山神社の森
蓮華谷のオハツキイチョウ
七面山
鷹取山
朝日之祖師堂のシダレザクラ
身延町のブッポウソウの繁殖地
波木井のヤブツバキ
糸魚川-静岡断層線
下山～奥の院～久遠寺の東
本妙寺のイチョウ
三石山
大城川沿い断層
本遠寺の大クスノキ
本遠寺のシダレザクラ
樋之上のタカオモミジ
八紘嶺
大島峠
安倍峠
樋之上のヤマボウシ
湯平のツクバネガシ
相又川沿い断層
鏡円坊のサクラ
北清子のニッケイ
清子のヤブツバキ
自然景観資源図
凡例
滝
温泉・名水・井戸
主な樹木樹林
特徴的な地質
化石
山
河川
線形地形
湖
樹林
ホタル・モリアオガエル
行政界

■図ー自然景観資源

■写真－自然景観資源（上段：中富地区、中段：下部地区、下段：身延地区）

●富士川沿いの屏風岩	●富士川左岸から富士見山方面
●一色川のホタル生息地	●本栖湖と富士山への眺め
●桑柄川沿いの豊かな森林	●富士川と身延山

■表－主要な都市的景観資源

種類、地区		景観資源の形態		
		点的要素	線的要素	面的要素
都市的景観	中富地区	●建物 ・身延町役場 ・小中学校（3 か所） ・飯富病院 ・なかとみ青少年自然の里 ・身延町勤労青年センター ・身延町歴史民俗資料館 ●工作物 ・ループ橋 ・主要な橋（月見橋、峡南橋、富士川橋、飯富橋、新早川橋） ●観光レクリエーション施設 ・なかとみ和紙の里 ・遅沢スポーツ広場 ・句碑の里	●道路 ・国道 52 号 ・中部横断自動車道（建設中）	●市街地、集落地 図上表示 ●大規模施設 ・富士川カントリークラブ
	下部地区	●建物 ・身延町役場古関出張所 ・身延町役場久那土出張所 ・身延町役場下部支所 ・小中学校（4 か所） ・高校（1 か所） ・下部温泉のホテル・旅館 ●駅 ・波高島駅 ・甲斐常葉駅 ・下部温泉駅 ・市ノ瀬駅 ・久那土駅 ●観光レクリエーション施設 ・ヤマメの里 ・本栖湖いこいの森キャンプ場 ・釜額民宿村 ・木喰の里微笑館 ・甲斐黄金村・湯之奥金山博物館 ・特産物食品加工所 ・下部農村文化公園 ・上田美枝きもの資料館 ・一色ホタルの里 ・湯町ホタル公園	●幹線道路 ・国道 300 号 ・主要地方道市川三郷身延線 ●河川沿い県道 ・湯之奥上之平線 ・栃代常葉線 ・古関割子線 ・折門古関線 ・山保久那土線 ・下部一色線 ・割子中富線 ●鉄道 ・JR 身延線	●駅周辺市街地と集落 ・久那土駅周辺市街地と集落 ・常葉駅周辺市街地と集落 ・波高島駅周辺集落 ●中心集落 ・古関周辺集落 ●温泉街 ・下部温泉街 ●山村集落 ・三沢川沿い集落 ・樋田川沿い集落 ・常葉川沿い集落 ・反木川沿い集落 ・栃代川沿い集落 ・下部川沿い集落 ・田原川沿い集落 ●山頂山腹集落 ・久那土地区 ・古関地区 ・下部地区 ●景観形成住民協定の締結地区 ・下部湯町地区
	身延地区	●建物 ・身延町役場身延支所 ・小中学校（4 か所） ・高校（2 か所） ・大学（1 か所） ●駅 ・塩之沢駅 ・身延駅 ・甲斐大島駅 ●工作物 ・身延インターチェンジ（建設中） ・主要な橋（富山橋、身延橋） ●観光レクリエーション施設 ・みのぶゆばの里とよおか ・門野の湯 ・大島農産物直売所	●道路 ・国道 52 号 ・国道 300 号 ・中部横断自動車道（建設中） ・主要地方道市川三郷身延線 ・主要地方道富士川身延線、 ・主要地方道南アルプス公園線 ・県道身延線 ●鉄道 ・JR 身延線 ●ハイキングコース ・安倍峠ハイキングコース ●ロープウェイ ・身延山ロープウェイ	●市街地、集落地 ・身延駅周辺市街地 ・梅平地区市街地 ・身延山門内地区市街地 ●大規模施設 ・身延山カントリークラブ ・富士川クラフトパーク

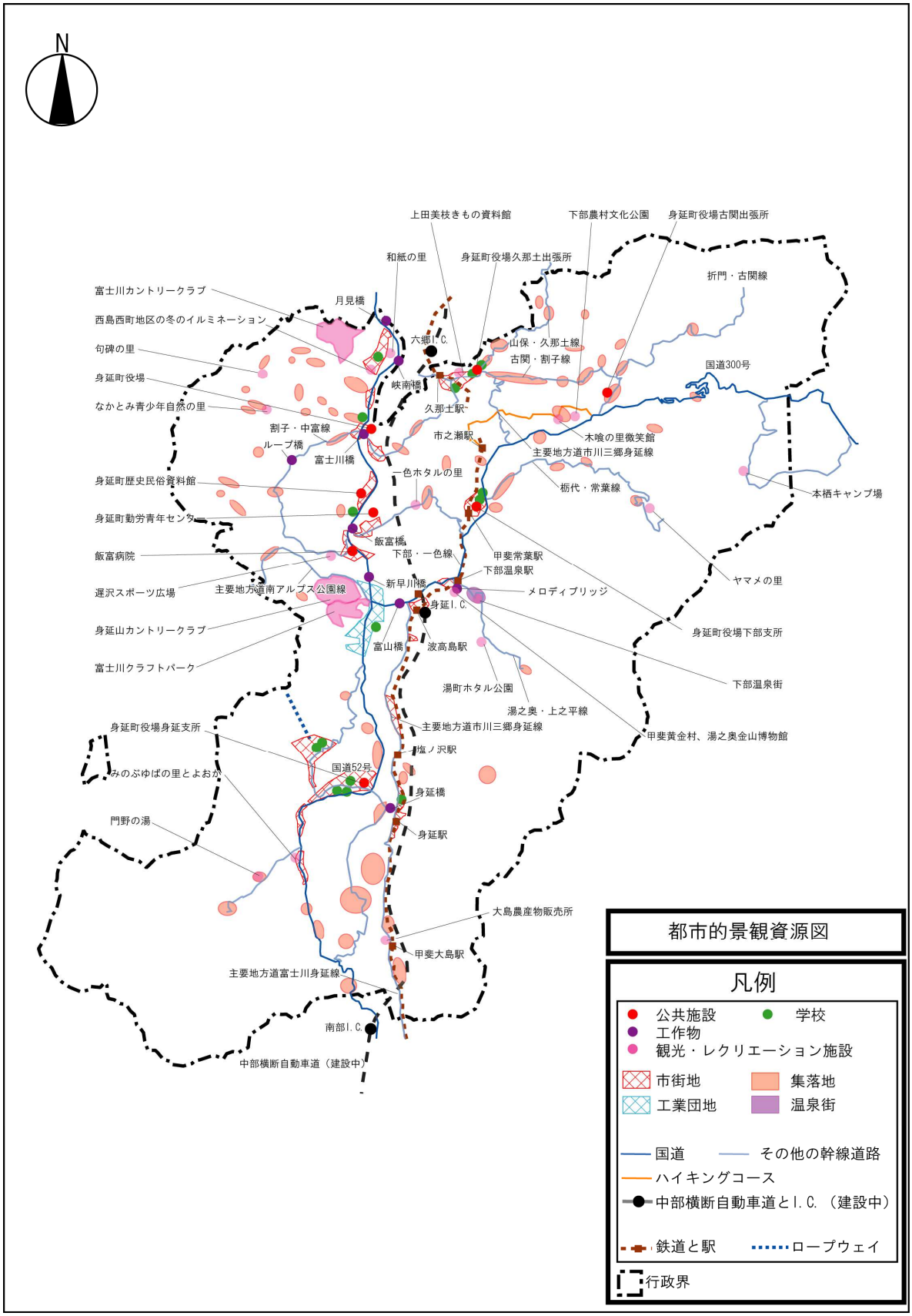
N
上田美枝きもの資料館
下部農村文化公園
身延町役場古関出張所
和紙の里
身延町役場久那土出張所
折門・古関線
富士川カントリークラブ
月見橋
西島西町地区の冬のイルミネーション
六郷I.C.
山保・久那土線
古関・割子線
句碑の里
国道300号
身延町役場
峡南橋
なかとみ青少年自然の里
久那土駅
割子・中富線
市之瀬駅
木喰の里微笑館
ループ橋
富士川橋
主要地方道市川三郷身延線
一色ホタルの里
身延町歴史民俗資料館
栃代・常葉線
本栖キャンプ場
身延町勤労青年センター
飯富橋
飯富病院
下部・一色線
甲斐常葉駅
下部温泉駅
ヤマメの里
遅沢スポーツ広場
主要地方道南アルプス公園線
新早川橋
メロディブリッジ
身延I.C.
身延山カントリークラブ
身延町役場下部支所
富山橋
波高島駅
富士川クラフトパーク
下部温泉街
湯町ホタル公園
湯之奥・上之平線
身延町役場身延支所
主要地方道市川三郷身延線
甲斐黄金村、湯之奥金山博物館
塩ノ沢駅
みのぶゆばの里とよおか
国道52号
身延橋
門野の湯
身延駅
大島農産物販売所
甲斐大島駅
主要地方道富士川身延線
南部I.C.
中部横断自動車道（建設中）
都市的景観資源図
凡例
公共施設
学校
工作物
観光・レクリエーション施設
市街地
集落地
工業団地
温泉街
国道
その他の幹線道路
ハイキングコース
中部横断自動車道とI.C.（建設中）
鉄道と駅
ロープウェイ
行政界

■図－都市的景観資源

■写真－都市的景観資源（上段：中富地区、中段：下部地区、下段：身延地区）

●なかとみ和紙の里	●西島地区の農地と背後の山並みと調和した集落
●道の駅しもべ	●下部温泉
●しょうにん通り商店街	●身延山門内商店街

■表－主要な歴史的景観資源

種類、地区		景観資源の形態		
		点的要素	線的要素	面的要素
歴史的景観	中富地区	●寺社 ・子の神神社　・弥勒堂　・赤石神社　・青原院 ・諏訪神社本殿　・妙光寺　・飯富八幡神社本殿 ・若宮八幡神社本殿　・八日市場八幡神社本殿 ・正伝寺　・善妙寺　・常獄寺　・大聖寺　・栄宝寺 ・円明寺七面堂　・円光寺　・八幡神社 ●その他 ・大黒様　・烽火台址　・秋山家住宅　・縄文期の遺跡 ・江尻窪の庚申塚　・石仏　・古屋弥次右衛門建立宝篋印塔 ・円通寺の宝篋印塔　・不動明王座像　・菅沼城址 ・望月清兵衛の宝篋印塔 ・青原院の惣門　・明沢井戸及明沢不動 ・石膏　・赤石神社の石灯籠　・富士川用水路　・十一面観音		●旧宿場 ・西島宿 ・八日市場宿 ・切石宿
	下部地区	●寺社 ・熊野権現神社本殿　・方外院　・慈観寺 ・常盤諏訪神社　・長塩神社　・栃代若宮神社 ・常盤日光社　・八木沢山神社 ●その他 ・湯之奥金山遺跡　・門西家住宅 ・古関の関所跡 ・三十三観音 ・岩船地蔵尊	●旧街道 ・湯之奥道（金山道）	●特徴的な家並み ・湯之奥集落の石畳の家並み ・三沢大草の家並み ・上田原の家並み ・和平の家並み
	身延地区	●寺社 ・波木井山円実寺　・大野山本遠寺　・上沢寺（いちょう寺） ・久遠寺　・一之宮賀茂神社本殿　・龍雲寺 ●その他 ・逢島の遺跡　・日蓮聖人追考の地　・日蓮聖人草庵跡 ・日蓮聖人お手植の杉　・下山城址　・波木井城址 ・南部氏館跡 ・富士川沿いの船着場（下山、帯金、波木井、大島） ・旧下山療院　・波木井明善堰五輪の塔 ・波木井宝篋印の塔　・八幡神社本殿　・開基堂 ・法界堂　・鬼子母神堂　・思親閣本堂 ・身延山総門（開会関）　・丈六堂 ・丈六釈迦堂　・身延山上の山相輪塔 ・身延山上の山東照宮　・七面山本堂 ・身延山祖廟域（聖域）　・元政理髪塚 ・身延山久遠寺水鳴楼前庭　・覚林坊の庭園　・清正公堂 ・樋之沢坊の門　・妙石坊祖師堂の宮殿 ・本遠寺本堂　鐘楼堂　・養珠院殿の墓 ・大久保唯勝寺付近の遺跡　・清子丸山付近の遺跡 ・寺平付近の遺跡　・桜井付近の遺跡 ・旧市川家住宅 2 棟付け軒札 2 枚ほか 4 件 ・大島の古戦場　・旧遠藤病院　・大島河岸跡	●旧街道 ・身延裏街道	●旧宿場 ・下山宿 ・身延宿

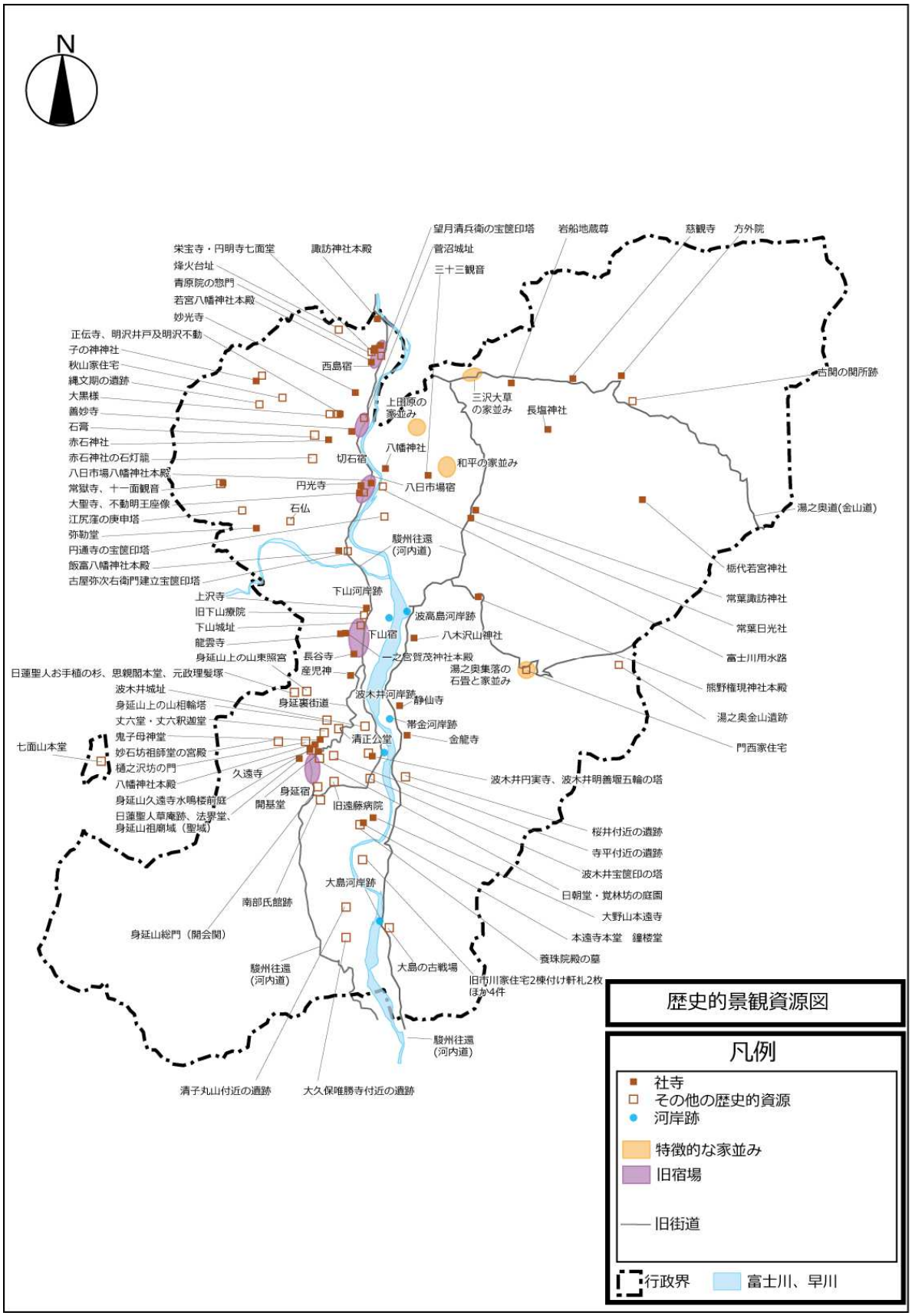
N
望月清兵衛の宝篋印塔
岩船地蔵尊
慈観寺
方外院
栄宝寺・円明寺七面堂
諏訪神社本殿
菅沼城址
三十三観音
烽火台址
青原院の惣門
若宮八幡神社本殿
妙光寺
正伝寺、明沢井戸及明沢不動
子の神神社
秋山家住宅
縄文期の遺跡
大黒様
善妙寺
石膏
赤石神社
赤石神社の石灯籠
八日市場八幡神社本殿
常獄寺、十一面観音
大聖寺、不動明王座像
江尻窪の庚申塔
弥勒堂
円通寺の宝篋印塔
飯富八幡神社本殿
古屋弥次右衛門建立宝篋印塔
西島宿
上田原の家並み
三沢大草の家並み
長塩神社
古関の関所跡
八幡神社
切石宿
和平の家並み
円光寺
八日市場宿
石仏
湯之奥道(金山道)
駿州往還(河内道)
栃代若宮神社
常葉諏訪神社
上沢寺
下山河岸跡
旧下山療院
下山城址
波高島河岸跡
下山宿
八木沢山神社
常葉日光社
龍雲寺
身延山上の山東照宮
長谷寺
一之宮賀茂神社本殿
富士川用水路
日蓮聖人お手植の杉、思親閣本堂、元政理髪塚
産児神
湯之奥集落の石畳と家並み
熊野権現神社本殿
波木井城址
波木井河岸跡
身延山上の山相輪塔
身延裏街道
静仙寺
湯之奥金山遺跡
丈六堂・丈六釈迦堂
帯金河岸跡
鬼子母神堂
清正公堂
金龍寺
門西家住宅
七面山本堂
妙石坊祖師堂の宮殿
樋之沢坊の門
久遠寺
波木井円実寺、波木井明善堰五輪の塔
八幡神社本殿
身延宿
身延山久遠寺水鳴楼前庭
開基堂
旧遠藤病院
日蓮聖人草庵跡、法界堂、身延山祖廟域（聖域）
桜井付近の遺跡
寺平付近の遺跡
波木井宝篋印の塔
大島河岸跡
日朝堂・覚林坊の庭園
南部氏館跡
大野山本遠寺
身延山総門（開会関）
本遠寺本堂　鐘楼堂
養珠院殿の墓
駿州往還(河内道)
大島の古戦場
旧市川家住宅2棟付け軒札2枚ほか4件
駿州往還(河内道)
清子丸山付近の遺跡
大久保唯勝寺付近の遺跡
歴史的景観資源図
凡例
社寺
その他の歴史的資源
河岸跡
特徴的な家並み
旧宿場
旧街道
行政界
富士川、早川

■図－歴史的景観資源

■写真－歴史的景観資源（上段：中富地区、中段：下部地区、下段：身延地区）

●句碑の里の句碑	●富士見山山麓の大塩集落の民家
●湯之奥地区の門西家住宅	●方外院
●身延山久遠寺総門	●身延山久遠寺三門

■表－主要な眺望景観資源

種類、地区		景観資源の形態		
		点的要素	線的要素	面的要素
眺望景観	中富地区	●点的視点場と眺望の内容 ・富士川にかかる各橋（富士川沿いのビスタ、周囲の山々へのパノラマ） ・新早川橋（富士川への眺め） ・西島トンネルを抜けた地点（富士山、富士川への眺め） ・西島バイパス（農地、畑集落、周囲の山並みへの眺め） ・富士川西側の高所集落（下の集落への眺め、富士山への眺め、富士見山への眺め、周囲の山並みへの眺め） ・富士川東側の高所集落（富士川への眺め、富士見山への眺め） ・富士川沿いの集落（富士川への眺め、対岸集落への眺め） ・烏森山（西側集落への眺め） ・醍醐山（周囲への眺め） ・飯富集落高所（屏風岩への眺め）	●軸上の視点場 ・富士川沿いの道路（富士川沿いのシークエンス、周囲の山々へのパノラマ、ライトアップされた橋等へのビスタ） ・早川沿いの道路（早川への眺め、対岸への眺め、富士川への眺め） ・林道富士見山線及びその周辺集落（富士山等への眺め等）	
	下部地区	●点的視点場と眺望の内容 ・御坂山地（蛾ヶ岳、大平山、釈迦岳等）及び天子山地（毛無山、雨ヶ岳、竜ヶ岳等）（周囲への眺め） ・高所集落からの眺望（下方への眺め） ・中之倉トンネル入り口（本栖湖、富士山への眺め） ・蛾ヶ岳頂上（周囲への眺め） ・毛無山頂上（周囲への眺め） ・木喰の里微笑館、丸畑（周囲への眺め）	●軸上の視点場 ・さわやかハイキングコース452m三角点展望台（天子山地、富士山への眺め） ・国道300号・常葉川 ・県道折八古関線・反木川 ・県道古関割子線・三沢川 ・県道栃代常葉線・栃代川 ・県道湯之奥上之平線・下部川 ・県道下部飯富線・一色川 ・県道割子切石線・田原川 ●展望のよい林道 ・湯之奥・猪之頭線 ・折八・古関線 ・大磯・小磯線	
	身延地区	●点的視点場と眺望の内容 ・富士川にかかる各橋（富士川沿いのビスタ、周囲の山々へのパノラマ） ・富士川西側の高所集落（下の集落への眺め、富士山への眺め、周囲の山並みへの眺め） ・富士川東側の高所集落（富士川への眺め、周囲の山並みへの眺め） ・富士川沿いの集落（富士川への眺め、対岸集落への眺め） ・門内地区の商店街（身延山への眺め）	●軸上の視点場 ・富士川沿いの道路（富士川沿いのシークエンス、周囲の山々へのパノラマ、橋等へのビスタ） ・早川沿いの道路（早川への眺め、対岸への眺め、富士川への眺め）	

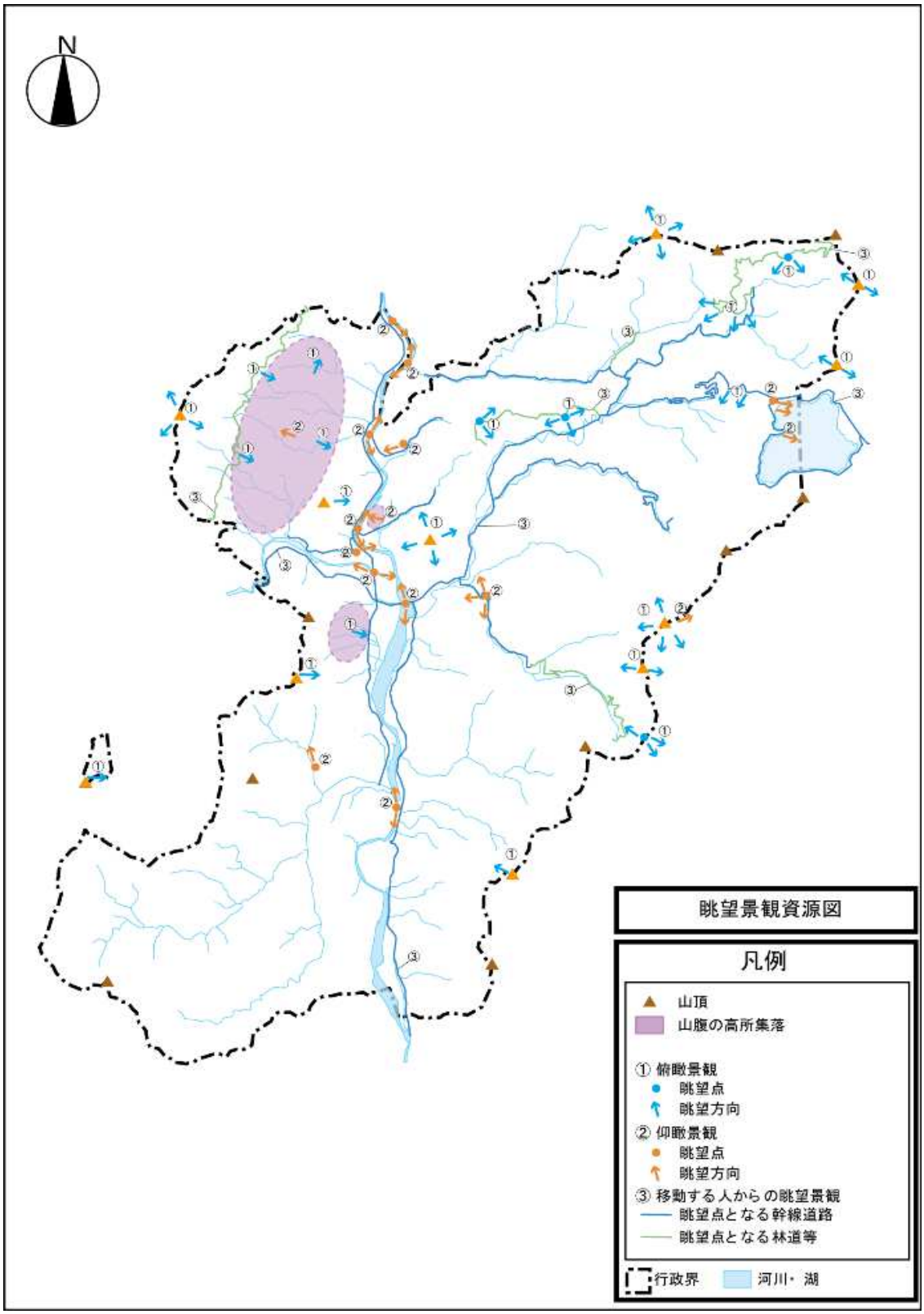
N
眺望景観資源図
凡例
山頂
山腹の高所集落
① 俯瞰景観
眺望点
眺望方向
② 仰瞰景観
眺望点
眺望方向
③ 移動する人からの眺望景観
眺望点となる幹線道路
眺望点となる林道等
行政界
河川・湖

■図－眺望景観資源

■写真－眺望景観資源（上段：中富地区、中段：下部地区、下段：身延地区）

●西島地区背後の高台から雨ヶ岳方面への眺め	●寺沢川上流から雨ヶ岳方面への眺め
●本栖湖畔から富士山の眺め	●国道 300 号から身延町東部の山並みへの眺め
●久遠寺（斜行エレベーター）から身延山方面への眺め	●ＪＲ身延駅南方から富士川、身延橋、身延山への眺め

【参考】数値標高モデルを用いた視認性解析結果

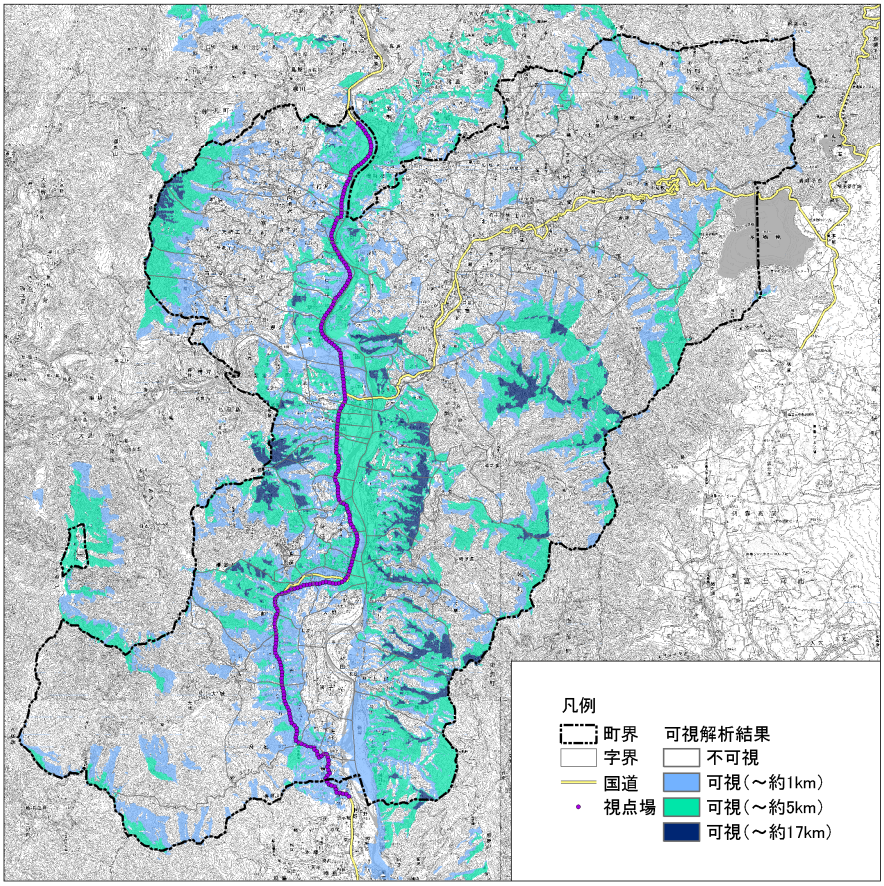

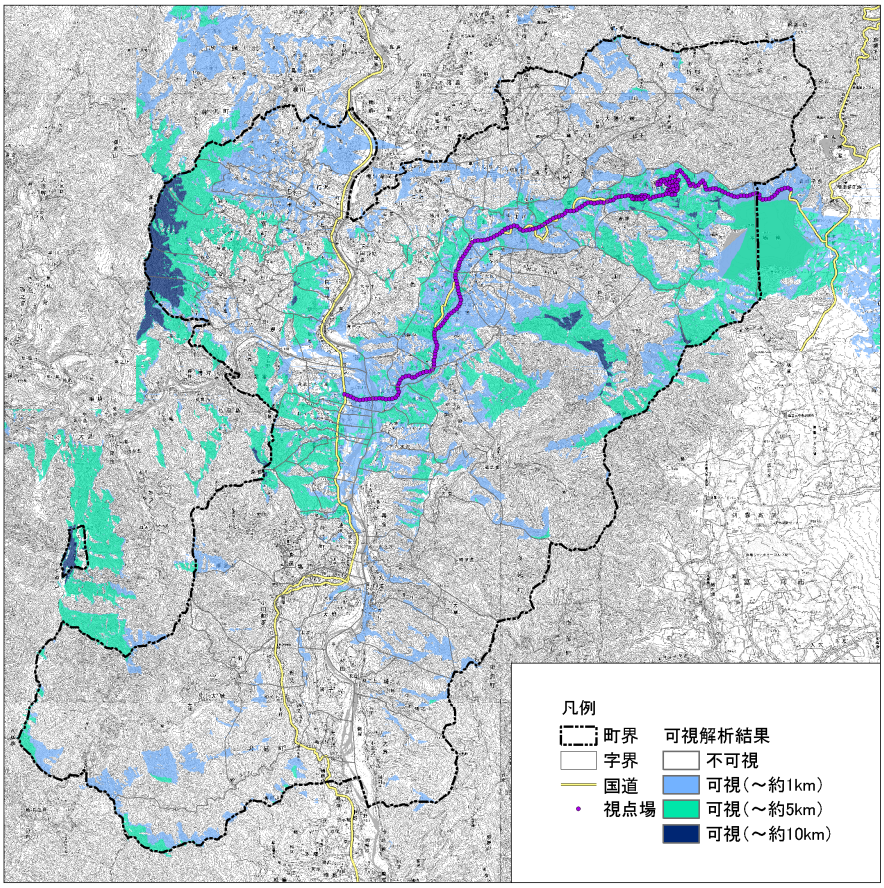

■視認性解析の概要

・国道 52 号と 300 号の道路上に 100m おきに視点場を設定し、それら視点場から見えるメッシュを可視地点とした。

・より多くの視点場から見ることができる地点を見られやすい場とし、見られやすさは視点場数で表現している。

・使用したデータは以下の通りである。

「基盤地図情報数値標高モデル」（国土地理院,2009）

■視認性解析の結果

【国道 52 号】

・富士川両岸に迫る山並みの山腹および稜線と、その背後の身延町の行政界にもなっている富士見山や毛無山、身延山、七面山、大島峠等から伸びる山稜線が見られやすい場となっている。

【国道 300 号】

・東西方向に伸びる国道 300 号からは、西部の富士見山、身延山、七面山および周辺の稜線、国道 300 号沿道、東部の毛無山から本栖湖までの山並みおよび稜線が見られやすい場となっている。

（３）身延町において良好な景観の形成に向けた課題

■上位、関連計画が定める、身延町の景観形成の方向

- ◆ 豊かで多様な自然環境を背景とした美しいふるさと景観の保全
- ◆ 市街地、拠点における、風格と賑わいのある景観の形成
- ◆ 自然、歴史・文化的資源を生かした景観形成、生活や風土に根ざした景観の保全、育成

【山梨県都市計画マスタープラン】（山梨県）
・魅力的な多自然居住地域の景観を形成、自然、歴史文化、特産物等を活用した交流促進と地域振興のための景観を形成
・身延町役場身延支所付近において地域の中心としての景観を形成

【身延都市計画区域の整備、開発および保全の方針】（山梨県）
・地域の顔となる拠点等において、風格と賑わいのある市街地景観の形成
・歴史・文化的資源を活かした景観づくりや、水と緑に調和した景観づくり等、地区の個性を一層引き出すような景観の形成

【美しい県土づくりガイドライン】（山梨県）
○森林と渓谷を中心とした自然景観を守る　　○生活や風土に根ざした景観を守り育む
○水と緑と調和した歴史的な景観を形成する

【第１次身延町総合計画】（身延町）
・豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくり推進。

【身延町国土利用計画】（身延町）
・潤いのある快適な環境の町土を形成するため、美しい町並み景観の形成、緑地や水辺空間の保全・創出等に努める。
・農村地域や山間集落においては、河川の水質の保全や森林、農用地等の緑地空間の保全を図り、美しいふるさと景観として保全するとともに、自然とのふれあいの場として確保する。

【身延観光振興ビジョン】（身延町）
・富士山への眺望、身延山久遠寺、下部温泉、和紙をモチーフとした景観の形成

■身延町の概況

・**位置**：首都圏から約 100km と、近くに位置するにもかかわらず、豊かな自然環境が存在する。
・**地形、水系**：中心を富士川が流れ、山地の森林が町域の約 80%を占める。
・**人口**：人口減少、高齢化が進んでいる。
・**産業**：身延山、下部温泉等に、年間 130 万人以上が身延町を訪れる。

■関連法規制の状況

「地」
・奥山部：自然公園法、森林法（保安林指定等）で保全。
・低山部：地域森林計画対象民有林の指定、要林地開発許可。都市計画法に基づく開発許可。
　　農業振興地域における農地の転用制限。

「図」
【山梨県景観条例　大規模行為の届出】（山梨県）
◆以下のような大規模な建築物の建築等を対象とする。
・商業地域：高さ 31m または建築面積 2,000m² を超えるもの。
・商業地域以外の都市計画区域：高さ 20m または建築面積 1,500m² を超えるもの。
・上記以外：高さ 15m または建築面積 1,000m² を超えるもの。

【各種公共事業の景観形成指針】
◆国、県の公共事業は景観形成指針に基づき実施。

■身延町の景観特性

◆「図」と「地」

・富士川を軸に、富士川沿いの市街地・集落、背後に山並みが聳える、自然と地域の営みが一体となった景観が展開します。
・山間地の集落は、その場所の地形、背後の山体と調和した景観を展開します。
・河川沿いの限られた低地部に農地が営まれる地区においては、広がりのある農地（水田）、山裾部に展開する集落、背後の山並みが一体となった、農村景観が展開します。
・富士川クラフトパークや道の駅等、自然地と一体となったレクリエーション拠点の景観が展開します。

◆「地」

・富士川に迫る山並みにより、縦方向に変化のある景観が展開します。
・山並みの稜線が河川沿いや山間地からの眺めにおけるスカイラインを形成します。
・身延山や富士見山、醍醐山等の山頂部が周囲からひときわ高く聳え、ランドマークとなっています。
・富士川や早川等の河川が、開放的な景観を形成しています。

◆「図」

・限られた平場に、中低層の建築物が立地する市街地景観が展開します。
・身延山久遠寺をはじめ、歴史的な景観が展開します。
・身延山門内の商店街や、しょうにん通り、下部温泉郷等、特徴ある景観が展開します。
・山裾部や山間部に集落が散在し、農地とともに田園景観を形成しています。
・奥山に近い地区では、限られた平場に密に民家が集積する、小規模な集落景観が展開します。
・河川沿いに幹線道路が通り、連続する視点場となっています。
・橋は、河川、集落、山並みを眺めることができる視点場となっています。

■良好な景観形成に向けた課題

1．富士見山、身延山の山並み景観、富士川、早川の河川景観等、身延町の景観の基調をなす、多様な自然景観の保全

・自然環境の保全、山並みや河川への眺めの保全。

2．身延山久遠寺周辺や下部温泉、さらには旧来の集落等、地域の歴史、文化に基づく景観の保全、創出

・市街地、集落における地域の歴史、文化に根ざす景観の保全、創出。
・身延山門内地区、しょうにん通り地区、下部温泉地区等、観光利用拠点となっている地区のきめ細かな景観の形成、魅力の増進。

3．山並みや河川と市街地や集落が一体となり、調和のとれた身延町らしい景観の保全、創出、活用

・豊かな自然環境と調和のとれた市街地、集落景観（道路、橋梁等建造物含む）の形成。

4．上記の景観の形成を図るための指針、ルールの作成

・身延町が目指す将来の景観像の実現に向けた、身延町全体の景観形成の考え方の検討、行為の制限等ルールの整備。
・山梨県景観条例に基づく大規模行為の届出制度等を踏まえつつ、特定の地区においては、よりきめ細かな景観の形成のためのルールづくり。

5．景観形成を住民一人ひとりの取り組みへつなげるしくみづくり

・身延町民、事業者が日常生活、事業活動において、良好な景観の形成に向けた取り組みを行うための支援方策、仕組みの整備。

３．身延町の景観形成の基本的な考え方

（１）景観形成の理念

身延町の景観特性、良好な景観形成に向けた課題を踏まえ、身延町が目指す景観形成のあり方として、以下のとおり「景観形成の理念」を定めます。

身延町の自然、歴史、文化、人々の暮らし、事業活動等、身延町の風土に則した、身延町らしい景観の形成

身延町の景観は、富士川の豊かな流れと両岸に迫る緑豊かな山地等の自然において、富士川物流の拠点として、また、身延山久遠寺に代表される歴史的な都市として発展し、人々が積み重ねてきた営みによって形成されました。

身延町の風土への理解を深め、これまで積み重ねてきた営みを継承し、このような風土に則して、身延町らしい景観の形成を目指します。

身延町の魅力、活力を増進する景観の形成

身延町は、身延山久遠寺および門前町、武田信玄の隠し湯であった下部温泉、伝統産業の和紙づくり等の技術を伝える富士川クラフトパーク等を拠点として、多くの人々が訪れる魅力ある景観が展開します。

良好な景観の形成を通じて、このような身延町の魅力を増進し、地域のさらなる活性化を目指します。

町民を主体とした身延町（行政）と関係者等の協働による景観の形成

身延町の景観は、町民、事業者、行政等の様々な取り組みの積み重ねによって作られました。これからも、町民、事業者、行政等の協働により良好な景観の形成を目指します。

さらに、協働による景観形成を進めるためには、取り組みの際に重要な手がかりとなる、地域の歴史・文化、景観資源の活かし方等の情報を各主体が共有することが重要です。そのため、町民、事業者、行政等による、身延町の景観形成の方針、景観資源等に関する情報の共有を推進します。

（２）景観形成の将来目標像

－　身延町の景観形成の将来目標像　－

富士川や急峻な山々等の豊かな自然と、身延山久遠寺、武田信玄の隠し湯であった下部温泉等に代表される地域の歴史･文化を活かし、自然と人々の営みが一体となったふるさと景観

身延町は、富士川を軸に、富士川沿川の市街地、集落、背後に山並みが聳える、自然と地域の営みが一体となった景観が展開します。

富士川や富士川の支流の沿川の限られた低地には、農地（水田）が営まれ、山裾部に立地する集落、農地、背後の山並みが一体となった、農村田園景観が展開します。また、富士川の両岸に迫る山地においては、豊かな自然環境が展開し、小規模な集落が山間に点在し、斜面地に拓いた棚田等の農地とともに、山間集落景観を形成しています。一方、身延山久遠寺および門前町、下部温泉、富士川クラフトパーク等には毎年多くの人々が訪れる、賑わいの景観が展開しています。

身延町においては、上記の豊かで多様な自然環境を背景としたふるさと景観を継承すると共に、恵まれた自然・歴史・文化を次代に繋げる風格と潤いのあるまちづくり、山紫水明の素朴な山里景観の保全と創出が、現代の身延町に生きる私たちの重要な責務であると言えます。

そこで、身延町の景観を再認識し、身延町のさらなる発展を目指して、まちづくりに取組む際の、景観形成の将来目標像を「富士川や急峻な山々等の豊かな自然と、身延山久遠寺、武田信玄の隠し湯であった下部温泉等に代表される地域の歴史･文化を活かし、自然と人々の営みが一体となったふるさと景観」と定めます。

（３）身延町の景観形成の将来目標像の実現に向けた景観施策の基本的な方向

「２．身延町の景観特性」を踏まえ、将来像の実現に向け、身延町における景観施策の基本的な方向を以下に示します。

【身延町の景観形成の将来目標像】

富士川や急峻な山々等の多様な自然と身延山等地域の歴史･文化を活かし、自然と人々の営みが一体となったふるさと景観づくり

【良好な景観形成に向けた課題】	【景観形成の基本的な考え方】
富士見山、身延山の山並み景観、富士川、早川の河川景観等、身延町の景観の基調をなす、多様な自然景観の保全	◆森林法、自然公園法、自然環境保全条例等の遵守による自然環境の保全 ◆森林環境の維持管理の継続、拡充 ◆自然景観と調和した河川景観の形成
身延山久遠寺周辺や下部温泉、さらには旧来の集落等、地域の歴史、文化に基づく景観の保全、創出	◆特定の地区におけるきめ細かな景観形成（賑わいの創出、街並みの保全等） ◆集落と一体となっている農地、里山的環境の保全（休耕地等対策、森林の維持管理） ◆地域の歴史、文化に関する情報提供、普及周知
山並みや河川と市街地や集落が一体となり､調和のとれた身延町らしい景観の保全、創出、活用	◆「図」と「地」の一体化（調和）に向けた、「図」と「地」の関係に関する情報提供 ◆道路、河川、各種施設等公共事業における良好な景観の形成 ◆良好な眺望が得られる視点場の保全、周知
上記の景観の形成を図るための指針、ルールの作成	◆景観法に基づく行為の制限等、施策の活用 ◆協定等、地域で取組むための、ゆるやかな地域ルールの作成
景観形成を町民一人ひとりの取り組みへつなげるしくみづくり	◆景観計画の広報、普及 ◆景観形成に関する取り組み支援方策の整備 （町独自施策、国・県の補助事業等の導入

［１］富士見山、身延山の山並み景観、富士川、早川の河川景観等、身延町の景観の基調をなす、多様な自然景観の保全

◆森林法、自然公園法、自然環境保全条例等の遵守による自然環境の保全

・富士見山、本栖湖や、身延町の東西行政界に聳える毛無山、身延山等の多様な自然景観を保全するため、自然環境の改変等開発行為を行う際は、森林法、自然公園法、自然環境保全条例等の遵守を徹底します。
・また、森林法等関連法規の周知を図ります。

◆森林環境の維持管理の継続、拡充

・山地森林の良好な自然景観を保全するためには、森林環境の保全が重要です。将来に渡り良好な自然景観を保全するため、国や県の各種制度の活用、事業者との協働により、森林の機能の維持増進を図ります。

◆自然景観と調和した河川景観の形成

・富士川およびその支流の河川は身延町の重要な景観資源です。身延町が行う公共事業はもとより、国、山梨県が行う護岸整備等に対しては、河川敷の自然景観、沿川の市街地景観、自然景観との調和に関する配慮を要請します。

［２］身延山久遠寺周辺や下部温泉、さらには旧来の集落等、地域の歴史、文化に基づく景観の保全、創出

◆特定の地区におけるきめ細かな景観形成（賑わいの創出、街並みの保全等）

・身延町には、身延山門内地区、しょうにん通り地区、下部温泉や特徴的な屋根の形態を有する家屋からなる旧来の集落など、地域の歴史、文化に根ざした景観が多く存在します。
・これらの地域の歴史、文化に根ざした景観を保全、継承するとともに、さらなる地域の活性化を図るため、きめ細かな景観形成の取り組みを推進します。

◆集落と一体となっている農地、里山的環境の保全
（休耕地等対策、森林の維持管理）

・田園集落において集落とともに広がる農地や里山、山間集落の限られた農地や周囲を囲む森林は、重要な景観構成要素です。
・近年、社会経済情勢の変化、担い手不足等により、農地、里山の維持管理が困難になっています。上記環境の維持管理を拡充し、景観構成要素の保全を図ります。

◆地域の歴史、文化に関する情報提供、普及周知

- 地域の歴史、文化に根ざす景観の保全、創出を行うためには、その地域の歴史、文化等に関する正しい情報を得る必要があります。
- 町民、事業者、行政が、地域の歴史、文化に関する正しい情報を共有できるように、情報提供、普及周知の方策の整備を図ります。

［３］山並みや河川と市街地や集落が一体となり、調和のとれた身延町らしい景観の保全、創出、活用

◆「図」と「地」の一体化（調和）に向けた、「図」と「地」の関係に関する情報提供

- 「２．身延町の景観特性」で示すとおり、身延町の景観を大きく捉えると、身延山や毛無山等の景観の基調を成す自然環境（「地」）と、そこに展開する市街地や集落、観光地、都市施設等の長年に渡り築いてきた人工物（「図」）から成り立っており、身延町の景観形成においては「図」と「地」の調和が重要な課題です。
- 「図」と「地」が調和した景観の形成に向け、身延町における「図」と「地」の調和のあり方を示し、かつその内容を普及周知し、身延町内での各主体の景観形成に係る取り組みへの反映を図ります。

◆道路、河川、各種施設等公共事業における良好な景観の形成

- 道路、河川等各種公共事業は身延町において良好な景観形成を先導する重要な役割を担っています。
- 町の公共事業において良好な景観の形成を推進するとともに、国、山梨県が実施する公共事業においては、身延町景観計画に則して良好な景観の形成を図ります。

◆良好な眺望が得られる視点場の保全、周知

- 現代においては、町民と町民が営みを行う「場」との結びつきが希薄になっている地域が見られます。協働により、良好な景観形成を推進するためには、眺望体験を通じて、「場」と町民等の関係が再度構築されることが重要です。
- 眺望体験は、富士山や身延山、富士川等、身延町を代表する眺めに限らず、居住する市街地や集落を高台から眺めることも、地域の景観形成を推進する上で重要な体験となります。
- 身延町において、上記のような良好な眺望が得られる視点場について情報収集を行うとともに、そのような視点場の保全および普及周知を図ります。

［４］前記の景観の形成を図るための指針、ルールの作成

◆景観法に基づく行為の制限等、施策の活用

・「身延町景観計画」を適切に運用し、景観法に基づく行為の制限、施策を活用して、身延町において良好な景観形成を目指します。

◆協定等、地域で取組むための、ゆるやかな地域ルールの作成

・「身延町景観計画」とともに、「身延駅前通り街づくり建築申し合わせ項目」等の地域が自主的に定めた景観形成ルールを活用し、きめ細かい景観形成を推進します。

［５］景観形成を町民一人ひとりの取り組みへつなげるしくみづくり

◆景観計画の広報、普及

・身延町の景観は、町民、事業者、行政等の取り組みによって形成されますが、個々の取り組みの方向が異なっていては良好な景観の形成は実現しません。
・身延町の景観形成について、各主体が共通の認識を抱くことができるように、「身延町景観計画」の広報、普及を行い、各主体が共通の認識を持つことを目指します。

◆景観形成に関する取り組み支援方策の整備
（町独自施策、国・県の補助事業等の導入検討）

・町民、事業者の景観形成に関わる取り組みの継続、さらなる展開を促進するため、身延町独自の支援方策の整備を図るとともに、国や山梨県の補助事業等の積極的な導入を図ります。

（４）景観形成の基本的な考え方

１）景観構造で示した景観構成要素ごとの景観形成の基本的な考え方

①奥山自然景観ゾーン

◆天子山地、富士川山地、富士見山上部に展開する豊かな自然環境の保全

- 天子山地、富士川山地、富士見山においては保安林指定区域があり、富士見山上部においては、山梨県立南アルプス巨摩自然公園が指定され、本栖湖および周辺部は富士箱根伊豆国立公園に指定されているなど（P10 参照）、豊かな自然環境が展開しています。
- 既存の法令を遵守するとともに、奥山自然景観の基盤となっている豊かな自然環境の保全を図ります。

◆奥山の自然景観との調和、自然景観資源を活かした景観の創出

- 整備に際しては、周辺の自然環境の改変を最小にとどめるとともに、建築物や工作物、道路等の構造物が自然地内に出現する場合、周辺自然景観との調和を図ります。
- 奥山自然景観ゾーンは、市街地等からの眺望景観において背景となる場もあることから、市街地等からの眺望に配慮して整備を行うものとします。
- 富士山や山並みへの良好な眺望が得られる場所（視点場）の普及周知、視点場の整備を行うなど、自然景観資源を活かした景観の創出を図ります。

奥に連なる毛無山等の山並みへの眺め

七面山への眺め

②山地集落景観ゾーン

◆個々の集落における、風土に根ざした景観形成の作法（歴史・文化）の継承

- 小規模な集落が山間の地形、水系等の環境に則して点在しています。そのような集落においては、急峻な地形や限られる平場等立地の制約に応じて、集落独自の歴史、文化に基づく特徴ある集落景観が展開します。
- 建築物の建築等に際しては、風土に根ざした集落独自の景観形成の作法※を踏まえ、景観形成を図ります。

※）かつて存在したであろう暗黙のルール

◆集落周辺の里山景観の保全

- 集落周辺には、かつて、町民の営みと密接に関わっていた里山環境が展開しています。しかし、現代においては里山と集落住民の営みの結びつきが弱くなり、里山環境の管理が低下している集落も見られます。
- そのため、身延町森林整備計画等に基づき森林の保全、適正な管理に取組むとともに、町民等の参加による取り組みにより里山景観の保全を図ります。

山間に溶け込む集落景観［栃代］

山間に溶け込む集落景観［大崩］

③田園集落景観ゾーン

◆個々の集落における、風土に根ざした景観形成の作法（歴史・文化）の継承

・旧来の集落においては、建築物の屋根の形態等、集落独自の歴史、文化に基づく特徴ある集落景観が展開します。
・建築物の建築等に際しては、規模、形態・色彩、素材、位置等について、風土に根ざした集落独自の景観形成の作法※を踏まえ、景観形成を図ります。

※）かつて存在したであろう暗黙のルール

◆代々受け継いできた「農」の文化的な景観の保全

・河川沿いの限られた低地の水田や山地に見られる石垣で築かれている棚田は、地域の人々により長年にわたり形成されてきた文化的な景観です。
・このようなふるさと景観の重要な構成要素である、「農」の文化的な景観の価値を地域で共有し、保全を図ります。

◆集落周辺の里山景観の保全

・集落周辺には、かつて、町民の営みと密接に関わっていた里山環境が展開しています。しかし、現代においては里山と集落住民の営みの結びつきが弱くなり、里山環境の管理が低下している集落も見られます。
・そのため、身延町森林整備計画等に基づき森林の保全、適切な管理に取組むとともに、町民等の参加による取り組みにより里山景観の保全を図ります。

［「②山地集落景観ゾーン」の再掲］

農地（水田）と集落と里山が一体となった田園集落景観　［小室沢］

富士川沿いの限られた低地に広がる田園集落景観　［西島］

④富士川、早川と沿川市街地景観軸

◆潤いのある河川景観の保全、創出

- 富士川、早川は身延町を代表する河川であり、そのような河川（堤外地）においては、豊かな流れ、河川沿いの緑とともに潤いのある景観が展開しています。
- 河川景観は、身延町の景観を構成する重要な軸の景観であることから、護岸等整備に際しては、自然景観との調和、先に実施した整備内容との連続性等に配慮し、統一性のある景観の形成を図ります。
- 富士川はかつて舟運が盛んに行われ、身延町内にも舟運の拠点が置かれました。河川整備に際してはこのような歴史、文化に配慮して行うものとします。

◆富士川等の河川景観と調和する沿川市街地景観の形成

- 富士川等の沿川には市街地が断続して立地します。国道 52 号から対岸方向を眺めると、河川堤防の上部に市街地の屋根が並んで見え隠れする、特徴ある景観が展開します。
- 上記の特徴ある沿川市街地景観の保全を図るとともに、整備を行う際は、このような特性を踏まえて建築物の高さや規模を検討して行うものとします。

豊かな富士川の流れの河川景観
［富士川宮木周辺］

堤防の上に市街地の屋根が見え隠れする沿川市街地景観　［富士川右岸八日市場］

⑤国道 52 号、300 号と沿道市街地景観軸

◆身延町への玄関、主要な移動（交通）空間として身延町の特徴を示す道路景観の形成

・国道 52 号、300 号は身延町へ訪れる人々の主な利用道路であり、来訪者にとって身延町の第一印象を抱く空間です。また、町民にとっては、日常生活と密接に関わる空間です。

・多くの人々に利用される道路とその沿道において、身延町の特性を踏まえた、身延町の特徴を示す景観の形成を図ります。

◆国道 52 号等の幹線道路沿道における身延町を代表する市街地景観の形成

・国道 52 号等の道路沿道において、身延町において拠点的な市街地が断続的に立地します。

・国道 52 号等、多くの人々が利用する道路の沿道は身延町の「顔」であることから、各地区の歴史、文化を踏まえた、特徴ある景観の形成を図ります。

・これら市街地は、国道 52 号等から富士川や山並みへの眺めの近景、中景域に位置することから、国道 52 号等の視点場からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。

国道 52 号から眺める富士川と沿道市街地景観
［飯富橋下流］

⑥スカイラインを形成する主な稜線軸

◆市街地等からの眺めにおいて背景となる山並みのスカイラインの保全

- 国道 52 号等、富士川沿いの谷部から両岸方向への眺めにおいて、富士川両岸に迫る山地の稜線がスカイラインを形成しています。
- 各種整備に際しては、スカイラインとなっている山稜線を遮らないように、高さ、規模、位置等に配慮し景観の形成を図ります。

スカイラインを形成する、富士川両岸に迫る山並みの稜線
［富士川右岸飯富橋下流から対岸方向］

⑦都市的景観拠点

◆地域独自の歴史、文化を継承し、地域の活性化に資する景観の形成

- 身延町の中心的な市街地において、地域の歴史、文化を踏まえた身延町らしい魅力ある景観の形成を図ります。特に、市街地の玄関口、市街地を通り抜ける幹線道路沿道においては、地域の顔としてふさわしい景観の形成を図ります。
- 市街地内および周辺には、寺院や史跡等の歴史・文化景観資源や観光資源が存在します。これら景観資源を活用し、魅力ある景観の形成を図ります。
- 住まい周辺においては緑の保全、創出等により、潤いのある市街地景観の創出を図ります。

国道 52 号沿いの市街地内の歴史的景観
［切石］

⑧観光、レクリエーション景観拠点

◆地域のさらなる発展に資する景観の形成

- 下部温泉、富士川クラフトパーク、しょうにん通り地区等、身延町には特徴ある賑わい景観が展開します。
- 地域の歴史、文化に則した景観を保全すると共に、地域のさらなる発展に資する賑わい景観の形成を図ります。

「和」をテーマとしたて街並みを創出した身延駅前の賑わい景観　［しょうにん通り］

落ち着きのある温泉地の景観　［下部温泉］

⑨身延山歴史的景観拠点

◆身延山の歴史、文化を伝える歴史的景観の保全

- 日蓮聖人によりおよそ 700 年前に開基された日蓮宗総本山である身延山久遠寺を核として、歴史的景観が展開しています。また、霊峰七面山も久遠寺とともに重要な歴史的資源です。
- 久遠寺周辺および七面山においては、身延町を代表する歴史的景観の保全を図ります。
- 整備に際しては、上記の歴史的景観との調和に配慮します。

荘厳なたたずまいの日蓮宗の総本山の歴史的景観　［久遠寺］

平成 20 年に再建立された五重塔
［久遠寺］

◆門内地区等における、歴史的環境と調和する賑わい景観の形成

・門内地区は身延山久遠寺の門前町として、賑わいのある景観が展開しています。また、地域住民により景観形成に関わる各種取り組みがなされており、現在、県道身延線において無電柱化の検討が進められています。
・県道身延線の整備と共に、沿道においては、身延山久遠寺の門前町としてふさわしい、賑わいの中にも落ち着きのある、歴史的景観の形成を推進します。

久遠寺門前の賑わいのある商業景観
［身延山門内地区］

かつての街なみの様子を今に伝える
歴史的な建築物の景観　［身延山門内地区］

⑩自然ふれあい景観拠点（本栖湖）

◆本栖湖および周辺に展開する良好な自然景観の保全

・本栖湖および周辺は、富士箱根伊豆国立公園の特別地域（第二種特別地域）に指定されており、自然景観の保護が図られています。
・平成 25 年３月現在、富士山の世界文化遺産への登録に向けた取り組みが展開され、本栖湖は構成資産である富士山域の構成要素の１つとなっています。また、千円札の富士山の図案は、写真家の故・岡田紅陽氏が身延町から撮影した「湖畔の春」に基づきデザインされており、本栖湖はわが国にとって大変重要な景観資源です。
・整備に際しては、自然公園法を遵守し、自然景観との調和に配慮します。また、本栖湖越しに富士山への眺めが得られる場、本栖湖への眺めが得られる場の普及周知、整備等により、良好な自然資源の活用を図ります。

富士山と本栖湖の雄大な自然景観
［本栖湖湖岸］

２）地域別の景観形成の基本的な考え方

身延町の景観特性、景観形成の将来目標像を踏まえ、地域別の景観形成の方向を以下のとおり定めます。

地域区分は、身延町を中富地区、下部地区、身延地区の３地区に大きく区分し、地区ごと景観特性を踏まえてゾーン（計９ゾーン）を設定しています。

- 身延町
  - 中富地区
    - 富士見山奥山ゾーン
    - 富士見山麓ゾーン
    - 富士川沿川ゾーン
  - 下部地区
    - 古関東部、下部東部奥山ゾーン
    - 久那土・古関西部・下部西部ゾーン
  - 身延地区
    - 身延山地、天子山地奥山ゾーン
    - 身延山麓、天子山麓ゾーン
    - 身延市街地ゾーン
    - 富士川沿川ゾーン

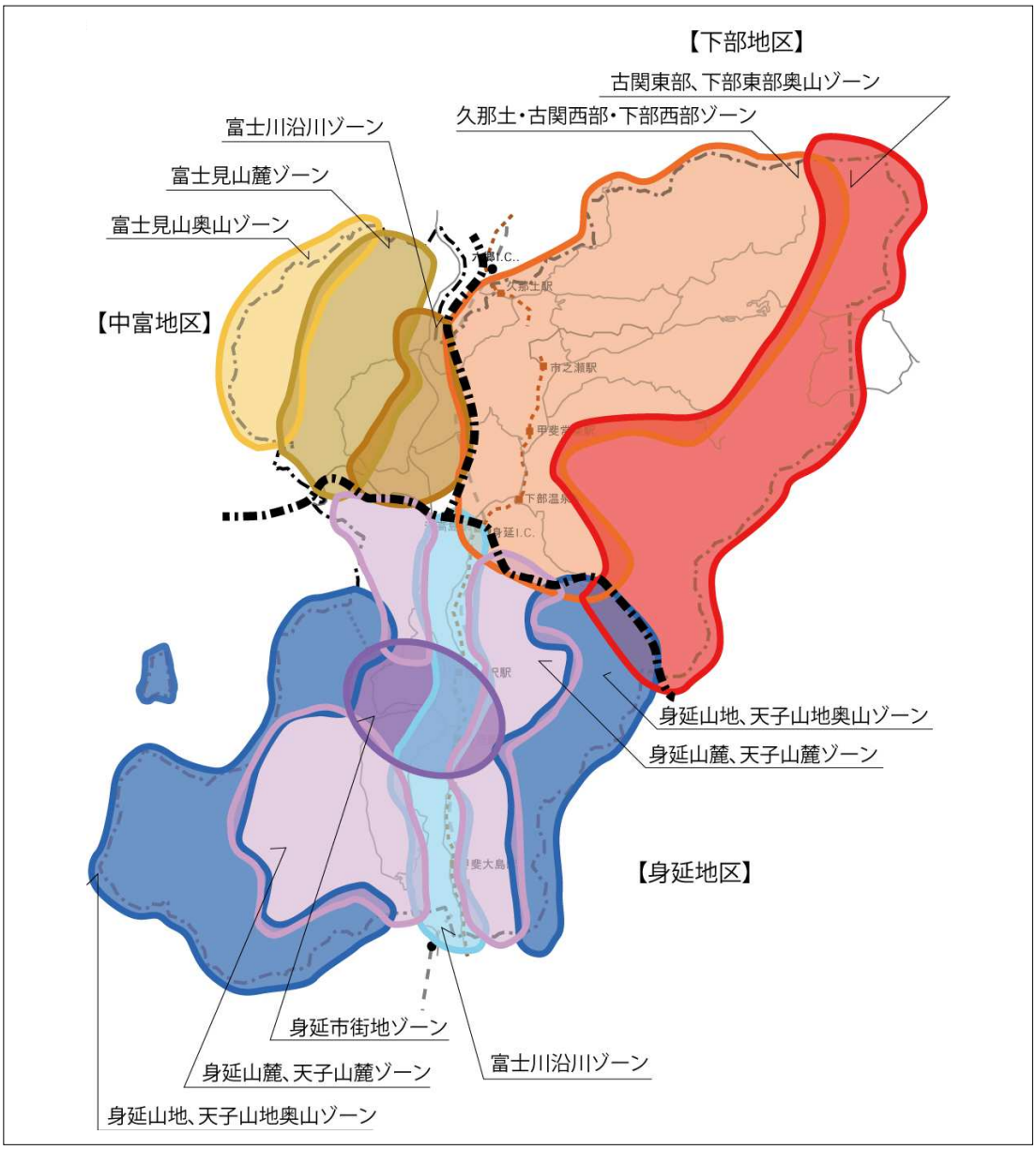

■図－地域区分図

［１］中富地区

（１）景観の現況と課題

【富士見山奥山ゾーン】

〈現況〉

・富士見山等豊かな自然環境が展開します。また、急傾斜地が多く、赤岩、屏風岩等の特徴的な自然地形が存在します。

〈課題〉

・豊かな自然環境の保全、自然資源への良好な眺めが得られる視点場の確保が重要です。

【富士見山麓ゾーン】

〈現況〉

・山地内に多くの集落が点在します。特徴的な屋根を持つ農家建築と石垣で囲まれた棚田、段々畑、それを取り囲む森で構成される特徴的な農村景観が展開します。
・集落の歴史を伝える寺社等の景観資源も点在しています。
・富士川に注ぐ中小河川に沿って、上流方向へ広がりのある山並みへの眺めが得られ、下流方向には富士川の対岸の前山、奥山が連なる広がりのある眺めが得られます。
・山麓地域の森林は２次林が大半を占めていますが、林業従事者の減少により、手入れが十分ではない森林が増加傾向にあります。また、本地域で、農地に活用できる場は限られますが、山麓部には棚田も存在します。しかし、後継者不足により、耕作放棄地が増加傾向にあります。

〈課題〉

・自然と調和した農村集落景観の保全が重要です。
・河川の方向に雄大な山並みを望むことができることから、そのような良好な眺めが得られる視点場の保全、創出が重要です。
・優良な農地、山林を中心に、営農営林の維持に努め、美しい農の景観、山林景観を保全することが重要です。

【富士川沿川ゾーン】

〈現況〉

・富士川流域は両岸に緑に覆われた山並みが迫り、蛇行する河川沿いの限られた平場に市街地景観が展開します。
・富士川の右岸には富士街道が通り、古来、甲斐の国と駿河の国を南北に結ぶ交易ルートとなっていました。現在は国道 52 号として、主な幹線道路となっています。
・富士川や旧街道に沿って、富士川の舟運や駿州往還により栄えた歴史ある市街地が点在しています。
・国道 52 号は、富士川への広々とした眺めに加え、両岸に迫る山並みを望むことができる連続した視点場でもあります。西島からは対岸の市川三郷町の街並みや富士見山、七面山を望むことができます。飯富からは、身延の街並みや背後の山並みを望めます。

・富士川や早川に架かる橋からは川に沿った方向性の強い眺め（ビスタ）を得ることができます。

〈課題〉

・国道 52 号沿道は、本地域のイメージを形成する重要な空間です。良好な景観形成を推進するとともに、身延町役場周辺においては、町の顔として、地域の個性の演出や賑わいの創出が重要です。

・西島のまとまりのある集落等、歴史的資源を保全、活用するとともに、富士川を挟んで対岸の集落への、手前の堤防と背後の山並みと一体となった調和のある集落景観を継承することが重要です。

（２）良好な景観の形成に関する方針

１）景観形成の目標

「ふれあい芽生えるすてき空間・なかとみ」

美しい自然環境・風景や眺望を残し、歴史的景観を育みながら、新しい景観と調和させることにより、新たな交流＝ふれあいの糧となる空間の創造を目指します。

魅力ある景観を育むこと自体が中富地区の伝統となり、地域の誇りとなることを目指します。

２）良好な景観の形成に関する方針

①富士見山奥山ゾーン

◆特徴的な自然地形や生態系を保全するほか、これら名勝への眺望が得られる視点場の創出、整備、林道等から山並みへの眺望の保全を図ります。

②富士見山麓ゾーン

◆富士見山林道から富士山方面への雄大な眺めが得られます。視点場の整備および周辺樹木の適正な管理により、富士山への雄大な眺望を活用した景観づくりを目指します。

◆林道等高い視点からの眺望を大切にし、富士見山方向へと見上げるときの緑の景観を阻害しないよう、山並みや棚田と調和した落ち着きのある集落景観を形成します。

◆優良な農地、山林を中心に営農営林の維持に努め、美しい農村景観づくりを目指します。

③富士川沿川ゾーン

◆川や橋のある景観を大切にし、また背景にある山並みの緑の景観を阻害しないよう、各地区の景観特性を活かしながら、水や緑と調和した落ち着きのある街並みづくりに向けた景観づくりを行います。

◆主要な道路や橋等の視点場からの眺めにおいて、地形、集落形態等の条件から、住宅地では建物の形態、色彩等に配慮する等、地域に馴染む景観づくりを行います。

■中富地区　資源図

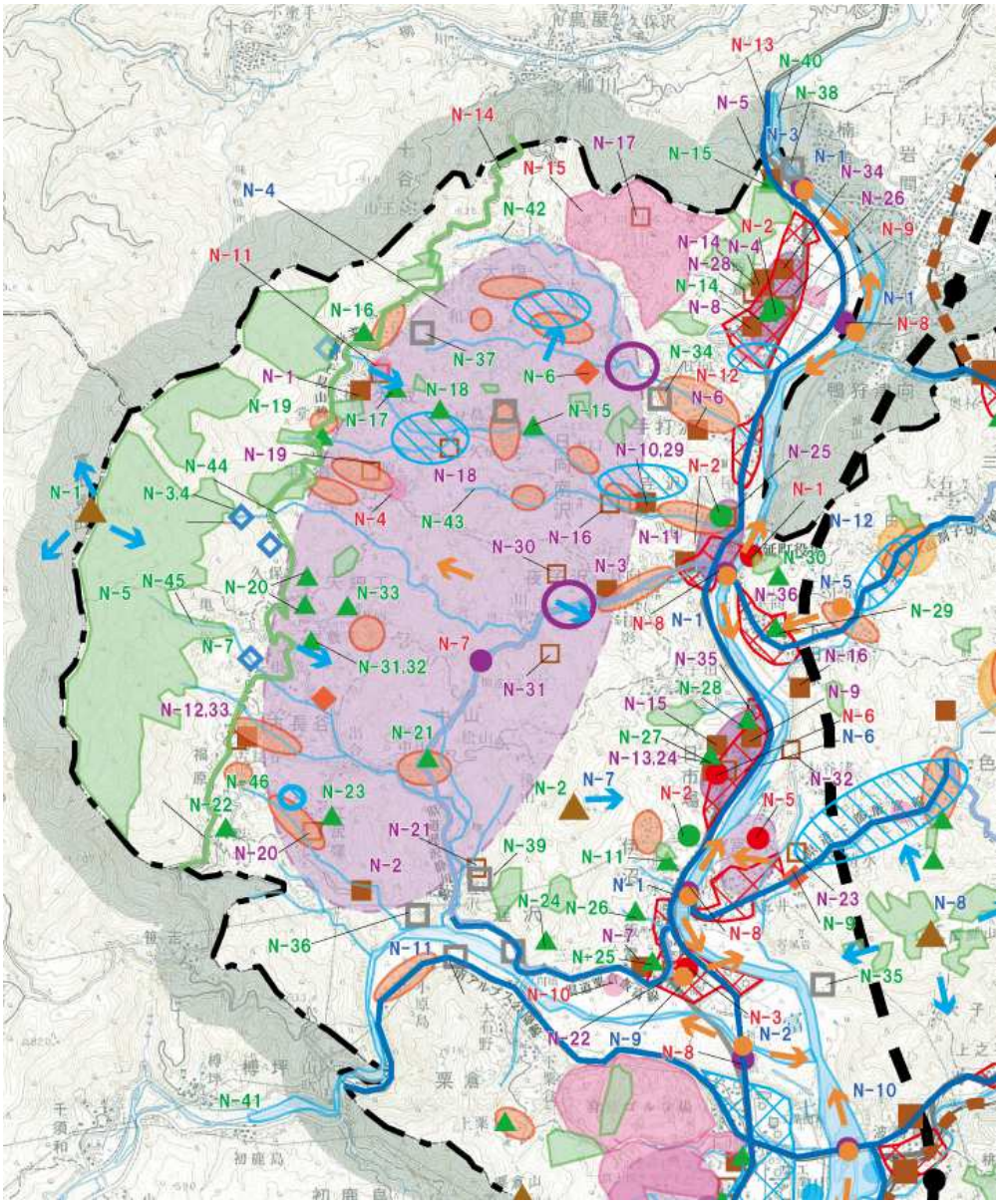

【凡例】

〈自然資源〉

- 滝
- 温泉・名水・井戸
- 主な樹木樹林
- 化石・特徴的な地質
- 山
- 河川
- 線形地形
- 湖
- 樹林（保安林）
- ホタル・モリアオガエル

〈都市的景観資源〉

- 公共施設
- 学校
- 観光・レクリエーション施設
- 市街地
- 集落地
- 工業団地
- 温泉街
- 国道
- その他の幹線道路
- ハイキングコース
- 中部横断自動車道とI.C.（建設中）
- 鉄道と駅
- ロープウェイ

〈歴史的景観資源〉

- 社寺
- その他の歴史的資源
- 河岸跡
- 特徴的な家並み
- 旧宿場
- 旧街道

〈眺望景観資源〉

- 山頂
- 山腹の高所集落

① 俯瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

② 仰瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

③ 移動する人からの眺望景観
- 眺望点となる幹線道路
- 眺望点となる林道等

【中富地区　景観資源リスト（その１）】

景観資源の種類	景観資源の形態		
	点的要素	線的要素	面的要素
自然景観	●山 N-1 ・富士見山 N-2 ・烏森山 ●滝 N-3 ・女滝 N-4 ・糸瀬の滝（男滝） N-5 ・大棚の滝 ●温泉・名水・井戸 N-6 ・手打沢温泉 N-7 ・富士見銀名水 N-8 ・わき水明沢井戸 N-9 ・宮木の霊現水井戸 ●主な古木、巨木、樹木 N-10・枝垂れ桜 N-11・桜並木 N-12・巨木ヤドリギ N-13・諏訪神社のヒノキ N-14・若宮八幡神社の大ケヤキ N-15・ヤドリギ群生のケヤキ N-16・滝の大サクラ N-17・懇田千本桜 N-18・円妙寺のクロマツ N-19・妙光寺のオハツキイチョウ N-20・妙泉寺のモミジ N-21・宝珠院のオハツキイチョウ N-22・梨子の甲州野梅 N-23・イトザクラ N-24・モクゲンジ群落 N-25・飯富八幡神社のクスノキ N-26・ムクロジ N-27・大聖寺の大ケヤキ N-28・ケヤキ N-29・下田原のコノテガシワ N-30・下田原のヒイラギ N-31・イトザクラ N-32・ヒムロ N-33・矢細エイトザクラ ●化石・特徴的な岩 N-34・手打沢の不整合露頭 N-35・屏風岩 N-36・曙岩石 N-37・赤岩 N-38・夫婦岩他 N-39・化石	●河川 N-40・富士川 N-41・早川 N-42・手打沢川 N-43・寺沢川 N-44・夜子沢川 N-45・曙川 N-46・江尻窪川	●ホタル 図上表示 ●モリアオガエル 図上表示
都市的景観	●建物 N-1 ・身延町役場本庁舎 N-2 ・小中学校（3 か所） N-3 ・飯富病院 N-4 ・なかとみ青少年自然の里 N-5 ・身延町勤労青年センター N-6 ・身延町歴史民俗資料館 ●工作物 N-7 ・ループ橋 N-8 ・主要な橋（月見橋、峡南橋、富士川橋、飯富橋、新早川橋） ●観光レクリエーション施設 N-9 ・なかとみ和紙の里 N-10・遅沢スポーツ広場 N-11・句碑の里 N-12・西島西町地区の冬のイルミネーション	●道路 N-13・国道 52 号 N-14・中部横断自動車道（建設中）	●市街地、集落地 図上表示 ●大規模施設 N-15・富士川カントリークラブ

【中富地区　景観資源リスト（その２）】

景観資源の種類	景観資源の形態		
	点的要素	線的要素	面的要素
歴史的景観	●寺社 N-1 ・子の神神社 N-2 ・弥勒堂　N-3 ・赤石神社　N-4 ・青原院 N-5 ・諏訪神社本殿　N-6 ・妙光寺 N-7 ・飯富八幡神社本殿 N-8 ・若宮八幡神社本殿 N-9 ・八日市場八幡神社本殿 N-10・正伝寺　N-11・善妙寺　N-12・常獄寺 N-13・大聖寺　N-14・栄宝寺・円明寺七面堂 N-15・円光寺　N-16・八幡神社 ●その他 N-16・大黒様 N-17・烽火台址 N-18・秋山家住宅 N-19・縄文期の遺跡 N-20・江尻窪の庚申塚 N-21・石仏 N-22・古屋弥次右衛門建立宝篋印塔 N-23・円通寺の宝篋印塔 N-24・不動明王座像 N-25・菅沼城址 N-26・望月清兵衛の宝篋印塔 N-27・集落の石垣（各所） N-28・青原院の惣門 N-29・明沢井戸及明沢不動 N-30・石膏 N-31・赤石神社の石灯籠 N-32・富士川用水路 N-33・十一面観音	●旧街道	●旧宿場 N-34・西島宿 N-35・八日市場宿 N-36・切石宿
眺望景観	●点的視点場と眺望の内容 N-1・富士川にかかる各橋（富士川沿いのビスタ、周囲の山々へのパノラマ） N-2・新早川橋（富士川への眺め） N-3・西島トンネルを抜けた地点（富士山、富士川への眺め） N-4・富士川西側の高所集落（下の集落への眺め、富士山への眺め、富士見山への眺め、周囲の山並みへの眺め） N-5・富士川東側の高所集落（富士川への眺め、富士見山への眺め） N-6・富士川沿いの集落（富士川への眺め、対岸集落への眺め） N-7・烏森山（西側集落への眺め） N-8・醍醐山（周囲への眺め） N-9・飯富集落高所（屏風岩への眺め）	●軸上の視点場 N-10・富士川沿いの道路（西島バイパス、富士川沿いのシークエンス、周囲の山々へのパノラマ、ライトアップされた橋等へのビスタ） N-11・早川沿いの道路（早川への眺め、対岸への眺め、富士川への眺め） N-12・林道富士見山線及びその周辺集落（富士山等への眺め等）	

［２］下部地区

（１）景観の現況と課題

【古関東部、下部東部奥山ゾーン】

〈現況〉

- 天子山地にはブナの自然林等、貴重な自然環境が存在します。
- 毛無山の山頂からは東には富士山、西には天子山地の山並みを望め、雄大なパノラマ展望を得られます。
- 東部の富士河口湖町との境界に富士五湖の 1 つである本栖湖が存在します。前景の広がりのある湖水とともに雄大な富士山への眺めが得られます。湖面およびその周辺は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、第二種特別地域となっています。

〈課題〉

- 自然性の高い山林、源流部等、良好な自然環境の保全が重要です。

【久那土・古関西部・下部西部ゾーン】

〈現況〉

- 下部川沿いにおいては、下部温泉駅から下部川に沿って温泉ホテルやリゾートマンション、温泉街が続き、「信玄の隠し湯」として知られる温泉地景観が展開します。
- 天子山地の山懐に位置し、山稜が間近に迫り、広い眺望は得られません。下部川上流の最奥の湯之奥集落には、急な石畳道と国重要文化財の門西家が存在します。また、湯之奥金山跡、常葉金山跡が分布する等、歴史的な景観が残存します。
- 天子山地雨ヶ岳から流れる栃代川沿いには、谷間に山村集落が点在し、上流部最奥の栃代集落にはヤマメの里があり、シーズンの休祭日は賑わいを見せます。
- 常葉川沿いに国道 300 号が通り、沿道の限られた平場に市街地、集落が立地しています。市之瀬から常葉にかけては地形が開け、身延町役場下部支所他公共施設が集積し、本地域の中心的市街地の景観が展開します。
- 一色川沿いに県道下部飯富線が通り、沿道に集落が点在します。一色川上流部の和平は古い家並みが残る歴史的な景観が展開します。一色川はホタルの里として知られ、川筋の一部は捕獲禁止区域（身延町ホタル保護条例）に指定されています。ホタル鑑賞期には多くの観光客で賑わいます。
- 三沢川沿いには水田や畑の農地とともに集落が分布します。石垣で作られている水田や畑が多く見られ、特徴的な屋根形態を持つ家屋で構成される集落が存在する等、かつての農村集落の姿を今に伝える歴史的な景観が展開します。

〈課題〉

- 下部温泉駅前の屋外広告物の雑然とした掲出、下部温泉街の老朽化、一部廃屋も見られる街並み、統一感のない街並みが、観光地としての景観の阻害要因となっています。身延町を代表する観光地として、「隠し湯」をイメージさせる、落ち着きのある温泉地景観の形成が重要です。
- 山間地の集落地は特徴ある屋根を持つ農家と、石畳・石垣、段々畑等により、地域の

個性を表現する景観資源の 1 つとなっています。周辺の自然景観と調和した集落景観の保全を図ることが重要です。

・富士川に近い地域に南北に中部横断自動車道が建設中です。地域の景観との調和への配慮が重要です。

（２）良好な景観の形成に関する方針

１）景観形成の目標

信玄歴史の里　下部

自然・歴史・文化が調和し、まちの活性化を目指した景観づくり

武田信玄に関わる歴史性、素朴な山里の風景を保持し、潤いとやすらぎが感じられる集落地の形成を目指します。

下部温泉を拠点として、観光地としての振興に寄与する景観づくりを目指します。

２）良好な景観の形成に関する方針

①古関東部、下部東部奥山ゾーン

◆毛無山を中心とする天子山地に残る自然林（ブナ林等）等、四季の変化の美しい自然景観の保全に努めます。

②久那土・古関西部・下部西部ゾーン

◆武田信玄に関わる歴史性、素朴な山里の風景を保持した景観づくりを目指します。

◆潤いとやすらぎが感じられる集落地の形成に寄与する景観づくりを目指します。

◆上記の景観づくりを通じて、中心市街地、温泉街の活性化を目指します。

■下部地区　資源図

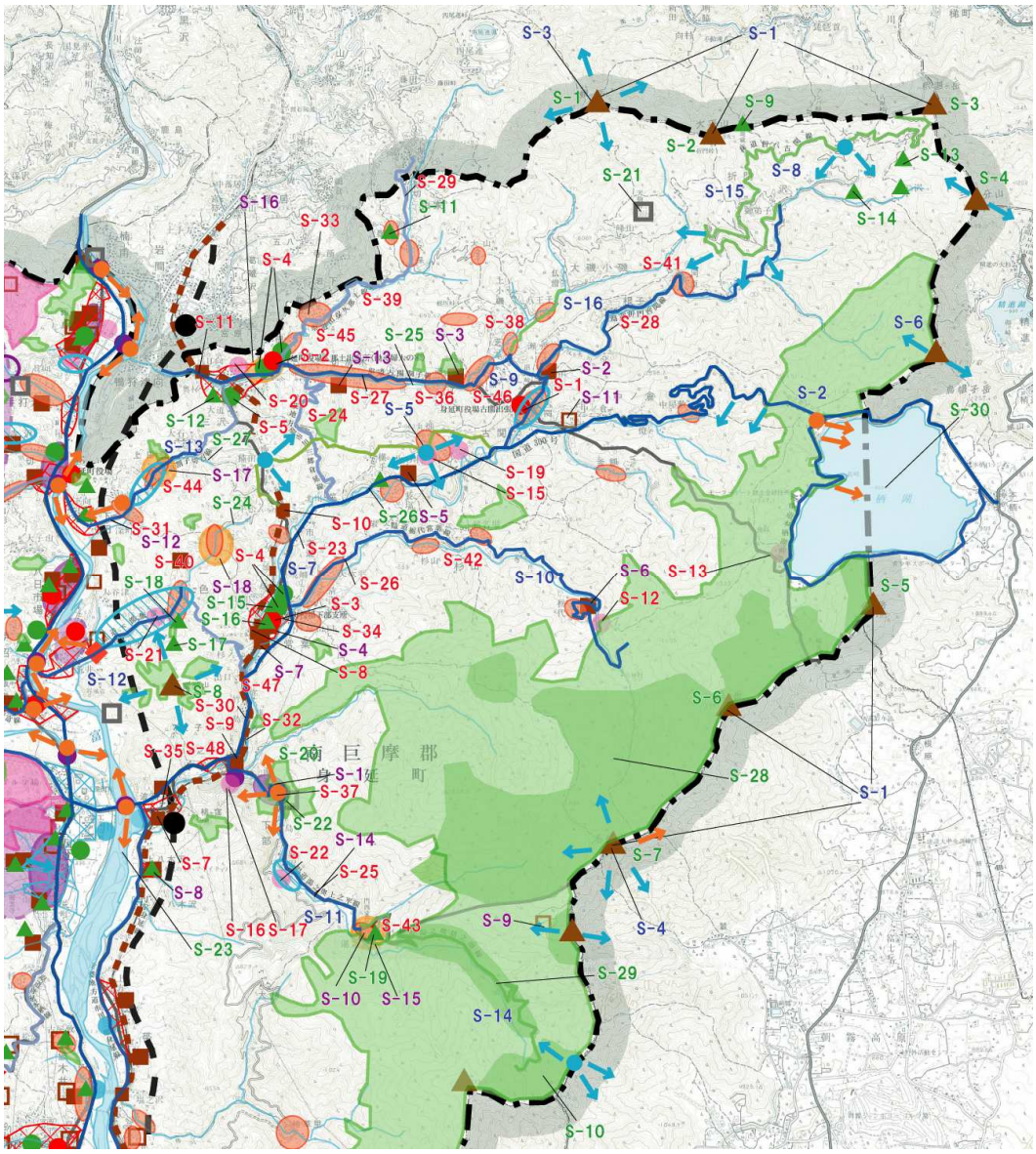

【凡例】

〈自然資源〉

- 滝
- 温泉・名水・井戸
- 主な樹木樹林
- 化石・特徴的な地質
- 山
- 河川
- 線形地形
- 湖
- 樹林（保安林）
- ホタル・モリアオガエル

〈都市的景観資源〉

- 公共施設
- 学校
- 観光・レクリエーション施設
- 市街地
- 集落地
- 工業団地
- 温泉街
- 国道
- その他の幹線道路
- ハイキングコース
- 中部横断自動車道とI.C.（建設中）
- 鉄道と駅
- ロープウェイ

〈歴史的景観資源〉

- 社寺
- その他の歴史的資源
- 河岸跡
- 特徴的な家並み
- 旧宿場
- 旧街道

〈眺望景観資源〉

- 山頂
- 山腹の高所集落

① 俯瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

② 仰瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

③ 移動する人からの眺望景観
- 眺望点となる幹線道路
- 眺望点となる林道等

【下部地区　景観資源リスト】

景観資源の種類	景観資源の形態		
	点的要素	線的要素	面的要素
自然景観資源	●山 S-1・蛾ヶ岳　S-2・太平山 S-3・釈迦ヶ岳　S-4・三方分山 S-5・竜ヶ岳　S-6・雨ヶ岳 S-7・毛無山　S-8・醍醐山 ●樹木 S-9 ・地蔵峠の大ツガ S-10・湯之奥山神社の森 S-11・嶺の大ケヤキ等 S-12・奥杯のフジ　S-13・八坂のミズナラ S-14・八坂のヨコグラノキ S-15・常葉諏訪神社大ケヤキ等 S-16・常葉日光社大ケヤキ S-17・一色のニッケイ S-18・一色のクスノキ S-19・湯之奥群生ウラジロガシ S-20・下部温泉付近のウラジロカシ林 ●特徴的な岩 S-21・大礒小磯の天狗岩 S-22・下部天狗岩	●河川 S-23・富士川 S-24・常葉川 S-25・三沢川 S-26・一色川 S-27・田原川	●樹林 S-28・天子山地（毛無山）の自然林 S-29・落葉樹林（湯之奥の紅葉・新緑） ●湖 S-30・本栖湖畔の湖水
都市的景観資源	●建物 S-1 ・身延町役場古関出張所、久那土出張所 S-2 ・身延町役場下部支所 S-3 ・小中学校（4 か所） S-4 ・高校（1 か所） S-5 ・下部温泉のホテル・旅館 ●駅 S-6 ・波高島駅　S-7 ・甲斐常葉駅 S-8 ・下部温泉駅　S-9 ・市ノ瀬駅 S-10・久那土駅 ●観光レクリエーション施設 S-11・ヤマメの里 S-12・本栖湖いこいの森キャンプ場 S-13・釜額民宿村　S-14・木喰の里微笑館 S-15・甲斐黄金村・湯之奥金山博物館 S-17・特産物食品加工所 S-18・下部農村文化公園 S-19・上田美枝きもの資料館 S-20・一色ホタルの里 S-21・湯町ホタル公園	●幹線道路 S-22・国道 300 号 S-23・主要地方道市川三郷身延線 ●河川沿い県道 S-24・湯之奥上之平線 S-25・栃代常葉線 S-26・古関割子線 S-27・折門古関線 S-28・山保久那土線 S-29・下部一色線 S-30・割子中富線 ●鉄道 S-31・JR 身延線	●駅周辺市街地と集落 S-32・久那土駅周辺市街地と集落 S-33・常葉駅周辺市街地と集落 S-34・波高島駅周辺集落 ●中心集落 S-35・古関周辺集落 ●温泉街 S-36・下部温泉街 ●山村集落 S-37・三沢川沿い集落 S-38・樋田川沿い集落 S-39・常葉川沿い集落 S-40・反木川沿い集落 S-41・栃代川沿い集落 S-42・下部川沿い集落 S-43・田原川沿い集落 ●山頂山腹集落 S-44・久那土地区 S-45・古関地区 S-46・下部地区 ●景観形成住民協定の締結地区 S-47・下部湯町地区
歴史的景観資源	●寺社 S-1 ・熊野権現神社本殿　S-2 ・方外院 S-3 ・慈観寺　S-4 ・常盤諏訪神社 S-5 ・長塩神社　S-6 ・栃代若宮神社 S-7 ・常盤日光社　S-8 ・八木沢山神社 ●その他 S-9 ・湯之奥金山遺跡　S-10・門西家住宅 S-11・古関の関所跡　S-12・三十三観音 S-13・岩船地蔵尊	●旧街道 S-14・湯之奥道（金山道）	●特徴的な家並み S-15・湯之奥集落の石畳の家並み S-16・三沢大草の家並み S-17・上田原の家並み S-18・和平の家並み
眺望景観資源	●点的視点場と眺望の内容 S-1・御坂山地（蛾ヶ岳、大平山、釈迦岳等）及び天子山地（毛無山、雨ヶ岳、竜ヶ岳等）（周囲への眺め） S-2・中之倉トンネル入り口（本栖湖、富士山への眺め） S-3・蛾ヶ岳頂上（周囲への眺め） S-4・毛無山頂上（周囲への眺め） S-5・木喰の里微笑館、丸畑（周囲への眺め）	●軸上の視点場 S-6 ・さわやかハイキングコース 452ｍ三角点展望台（天子山地、富士山への眺め） S-7 ・国道 300 号・常葉川 S-8 ・県道折八古関線・反木川 S-9 ・県道古関割子線・三沢川 S-10・県道栃代常葉線・栃代川 S-11・県道湯之奥上之平線・下部川 S-12・県道下部飯富線・一色川 S-13・県道割子切石線・田原川 ●展望のよい林道 S-14・湯之奥猪之頭線 S-15・折八古関線 S-16・大磯小磯線	

［３］身延地区

（１）景観の現況と課題

【身延山地、天子山地奥山ゾーン】

〈現況〉

・周囲への眺望（パノラマ）が得られる山がいくつもあり、眺望点として重要です。
・貴重な自然が残っており、自然景観資源として重要です。

〈課題〉

・自然性の高い山林、源流部等、良好な自然環境の保全が重要です。

【身延山麓、天子山麓ゾーン】

〈現況〉

・谷沿いに多くの集落が点在し、農家と石垣で囲まれた段々畑、それを取り囲む森という特徴的な景観が形成されています。

〈課題〉

・山間地の集落地は特徴ある屋根を持つ農家と、石畳・石垣、段々畑等により、地域の個性を表現する景観資源の 1 つとなっています。周辺の自然景観と調和した集落景観の保全を図ることが重要です。

【身延市街地ゾーン】

〈現況〉

・身延駅およびその周辺のしょうにん通りは身延観光の拠点として景観整備が進められています。
・梅平地区は地域の中心として都市機能が集積しています。
・身延山久遠寺を中心とした門前町である門内地区は、観光地として重要な景観資源となっています。

〈課題〉

・身延町南部の中心的な市街地として、潤いのある街路景観、河川景観や、都市の文化活動とふれあうことのできる中心的な景観の創出等、快適な生活空間の形成を図ることが重要です。

【富士川沿川ゾーン】

〈現況〉

・富士川の「川辺」では富士川への広々とした眺め（パノラマ）や周囲の緑豊かな山々への眺め（パノラマ）が得られます。
・富士川や早川に架かる橋からは川に沿った方向性の強い眺め（ビスタ）を得ることができます。
・富士川沿いの低地の農地は徐々に市街地化しつつあります。
・富士川の舟運や駿州往還により栄えた歴史ある市街地が富士川沿いに点在しています。
・富士川や旧街道に沿って、歴史的、文化的景観資源が点在しています。

・富士川に近い地域に南北に中部横断自動車道が建設中で、地域の景観に大きな影響を与えることが想定されます。

〈課題〉

・国道 52 号沿道は、本地域のイメージを形成する重要な空間です。良好な景観形成を推進することが重要です。

・波木井、大野、和田等のまとまりのある集落等、歴史的資源を保全、活用するとともに、富士川を挟んで対岸の集落への、手前の堤防と背後の山並みと一体となった調和のある集落景観を継承することが重要です。

（２）良好な景観の形成に関する方針

１）景観形成の目標

「地」となる雄大な自然を守り、「図」となる「まち」「拠点」を整える

身延山地、天子山地、富士川、早川等の「地」となる良好な自然環境を保全するとともに、身延山門内地区、梅平地区、身延駅前等の市街地、大野、和田等の農村集落等の「図」となる「まち」「拠点」における「図」と調和する景観の形成を目指します。

２）良好な景観の形成に関する方針

①身延山地、天子山地奥山ゾーン

◆特徴的な自然地形や生態系を保全するほか、これら名勝への眺望が得られる視点場の創出、整備、林道等から山並みへの眺望の保全を図ります。

②身延山麓、天子山麓ゾーン

◆優良な農地、山林を中心に営農営林の維持に努め、美しい農村景観づくりを目指します。また、山並みや棚田と調和した落ち着きのある集落景観を形成します。

◆林道等高い視点からの眺望を大切にし、身延山、三石山方向へと見上げるときの緑の景観を保全します。

◆整備が計画されている「身延山インターチェンジ（仮称）」周辺においては、周辺の自然景観と調和し、身延山方面への雄大な眺望を活かした景観づくりを目指します。

③身延市街地ゾーン

◆景観構成要素の相互のつながりを演出し、身延町南部の中心的な市街地にふさわしい、快適な生活空間の景観づくりを行います。

④富士川沿川ゾーン

◆川や橋のある景観を大切にし、また背景にある山並みの緑の景観を阻害しないよう、各地区の景観特性を活かしながら、水や緑と調和した落ち着きのある街並みづくりに向けた景観づくりを行います。

◆主要な道路や橋等の視点場からの眺めにおいて、地形、集落形態等の条件から、住宅地では建物の形態、色彩等に配慮する等、地域に馴染む景観づくりを行います。

■身延地区　資源図

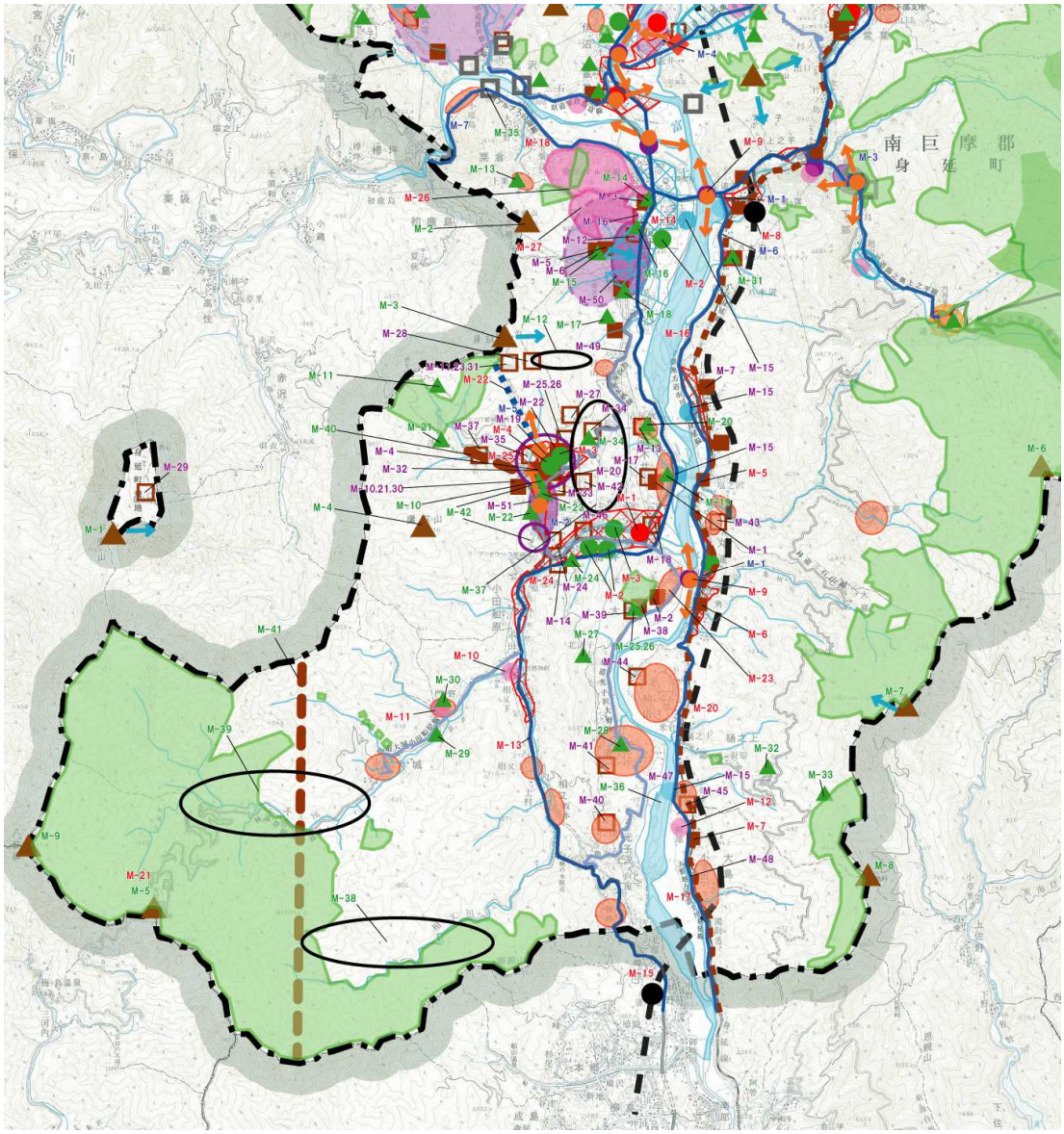

【凡例】

〈自然資源〉

- 滝
- 温泉・名水・井戸
- 主な樹木樹林
- 化石・特徴的な地質
- 山
- 河川
- 線形地形
- 湖
- 樹林（保安林）
- ホタル・モリアオガエル

〈都市的景観資源〉

- 公共施設
- 学校
- 観光・レクリエーション施設
- 市街地
- 集落地
- 工業団地
- 温泉街
- 国道
- その他の幹線道路
- ハイキングコース
- 中部横断自動車道とI.C.（建設中）
- 鉄道と駅
- ロープウェイ

〈歴史的景観資源〉

- 社寺
- その他の歴史的資源
- 河岸跡
- 特徴的な家並み
- 旧宿場
- 旧街道

〈眺望景観資源〉

- 山頂
- 山腹の高所集落

① 俯瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

② 仰瞰景観
- 眺望点
- 眺望方向

③ 移動する人からの眺望景観
- 眺望点となる幹線道路
- 眺望点となる林道等

【身延地区　景観資源リスト】

景観資源の種類	景観資源の形態		
	点的要素	線的要素	面的要素
自然景観	●山 M-1 ・七面山　M-2 ・粟倉山　M-3 ・身延山 M-4 ・鷹取山　M-5 ・安倍峠　M-6 ・五宗山 M-7 ・三石山　M-8 ・大島峠　M-9 ・八紘嶺 ●樹木 M-10・しだれ桜　M-11・身延山の千本杉　M-12・錦が森 M-13・栗倉のｷﾘｼﾏﾂﾂｼﾞ　M-14・上沢寺のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ M-15・一宮の榊の群落　M-16・本国寺のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ M-17・長谷寺のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ　M-18・常福寺のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ M-19・波木井のﾔﾌﾞﾂﾊﾞｷ　M-20・神の平のﾀﾌﾞﾉｷ M-21・願満堂のﾐﾉﾌﾞｻﾞｸﾗ　M-22・蓮華谷のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ M-23・山田屋裏のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ　M-24・鏡円坊のｻｸﾗ M-25・本遠寺の大ｸｽﾉｷ　M-26・本遠寺のｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ M-27・北清子のﾆｯｹｲ　M-28・清子のﾔﾌﾞﾂﾊﾞｷ M-29・湯平のﾂｸﾊﾞﾈｶﾞｼ　M-30・本妙寺のｲﾁｮｳ M-31・八木沢のｵﾊﾂｷｲﾁｮｳ　M-32・樋之上のﾔﾏﾎﾞｳｼ M-33・樋之上のﾀｶｵﾓﾐｼﾞ　M-34・朝日之祖師堂のｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ ●化石・特徴的な岩 M-35・小原島の貝化石	●河川 M-36・富士川 ●断層地形 M-37・下山～奥の院～久遠寺の東 M-38・相又川沿い断層 M-39・大城川沿い断層 ●渓谷 M-40・身延山渓谷 ●地形 M-41・糸魚川-静岡断層線	●ブッポウソウ M-42・身延町のブッポウソウの繁殖地
都市的景観	●建物 M-1 ・身延町役場身延支所　M-2 ・小中学校（4 か所） M-3 ・高校（2 か所）　M-4 ・大学（1 か所） ●駅 M-5 ・塩之沢駅　M-6 ・身延駅 M-7 ・甲斐大島駅 ●工作物 M-8 ・身延インターチェンジ（建設中） M-9 ・主要な橋（富山橋、身延橋） ●観光レクリエーション施設 M-10・みのぶゆばの里とよおか M-11・門野の湯 M-12・大島農産物直売所	●道路 M-13・国道 52 号　M-14・国道 300 号 M-15・中部横断自動車道（建設中） M-16・主要地方道市川三郷身延線 M-17・主要地方道富士川身延線、 M-18・主要地方道南アルプス公園線 M-19・県道身延線 ●鉄道 M-20・JR 身延線 ●ハイキングコース M-21・安倍峠ハイキングコース ●ロープウェイ M-22・身延山ロープウェイ	●市街地、集落地 M-23・身延駅周辺市街地 M-24・梅平地区市街地 M-25・身延山門内地区市街地 ●大規模施設 M-26・身延山カントリークラブ M-27・富士川クラフトパーク
歴史的景観	●寺社 M-1 ・波木井山円実寺　M-2 ・大野山本遠寺 M-3 ・上沢寺（いちょう寺）　M-4 ・久遠寺 M-5 ・一之宮賀茂神社本殿　M-6 ・龍雲寺 M-7・静仙寺 ●その他 M-8 ・逢島の遺跡　M-9 ・日蓮聖人追考の地 M-10・日蓮聖人草庵跡　M-11・日蓮聖人お手植の杉 M-12・下山城址　M-13・波木井城址 M-14・南部氏館跡 M-15・富士川沿いの船着場（下山、帯金、波木井、大島） M-16・旧下山療院　M-17・波木井明善堰五輪の塔 M-18・波木井山宝篋印の塔　M-19・八幡神社本殿 M-20・開基堂　M-21・法界堂　M-22・鬼子母神堂 M-23・思親閣本堂　M-24・身延山総門（開会関） M-25・丈六堂　M-26・丈六釈迦堂 M-27・身延山上の山相輪塔　M-28・身延山上の山東照宮 M-29・七面山本堂　M-30・身延山祖廟域（聖域） M-31・元政理髪塚　M-32・身延山久遠寺水鳴楼前庭 M-33・覚林坊の庭園　M-34・清正公堂 M-35・樋之沢坊の門　M-37・妙石坊祖師堂の宮殿 M-38・本遠寺本堂　鐘楼堂　M-39・養珠院殿の墓 M-40・大久保唯勝寺付近の遺跡 M-41・清子丸山付近の遺跡　M-42・寺平付近の遺跡 M-43・桜井付近の遺跡 M-44・旧市川家住宅 2 棟付け軒札 2 枚ほか 4 件 M-45・大島の古戦場　M-46・旧遠藤病院 M-47・大島河岸跡	●旧街道 M-49・身延裏街道	●旧宿場 M-50・下山宿 M-51・身延宿
眺望景観	●点的視点場と眺望の内容 M-1・富士川にかかる各橋（富士川沿いのビスタ、周囲の山々へのパノラマ） M-2・富士川西側の高所集落（下の集落への眺め、富士山への眺め、周囲の山並みへの眺め） M-3・富士川東側の高所集落（富士川への眺め、周囲の山並みへの眺め） M-4・富士川沿いの集落（富士川への眺め、対岸集落への眺め） M-5・門内地区の商店街（身延山への眺め）	●軸上の視点場 M-6・富士川沿いの道路（富士川沿いのシークエンス、周囲の山々へのパノラマ、橋等へのビスタ） M-7・早川沿いの道路（早川への眺め、対岸への眺め、富士川への眺め）	

第２章　景観法の諸施策の活用

１．景観計画の区域

（１）景観計画の区域

身延町の景観の特性として、富士見山や身延山といった奥山から富士川に迫る低山等の山並みや、河川等の自然環境と、身延町の歴史・文化を伝える市街地、集落が一体となって展開して身延町らしい景観を形成していることが挙げられます。

そのため、身延町らしく、魅力のある景観を形成するために、身延町全域を景観計画区域として定めます。

（２）景観計画区域内の区域区分

身延町の景観の将来像の実現に向け、景観計画区域内に特にきめ細かく景観形成を図る区域として、「重点地区」を定めます。

「重点地区」は、「町民や事業者が重点地区の指定が必要と考える地区」、「地域住民による景観の形成に関する活発な取り組みがなされている地区」、「身延町が重点地区の指定が必要と考える地区」を、身延町が指定するものです。

今回、「重点地区」として、「身延山門内地区」、「しょうにん通り地区」を指定し、下部温泉地区は、今後指定を図る候補地とします。

以後、重点地区以外の区域を「一般地区」と表記します。

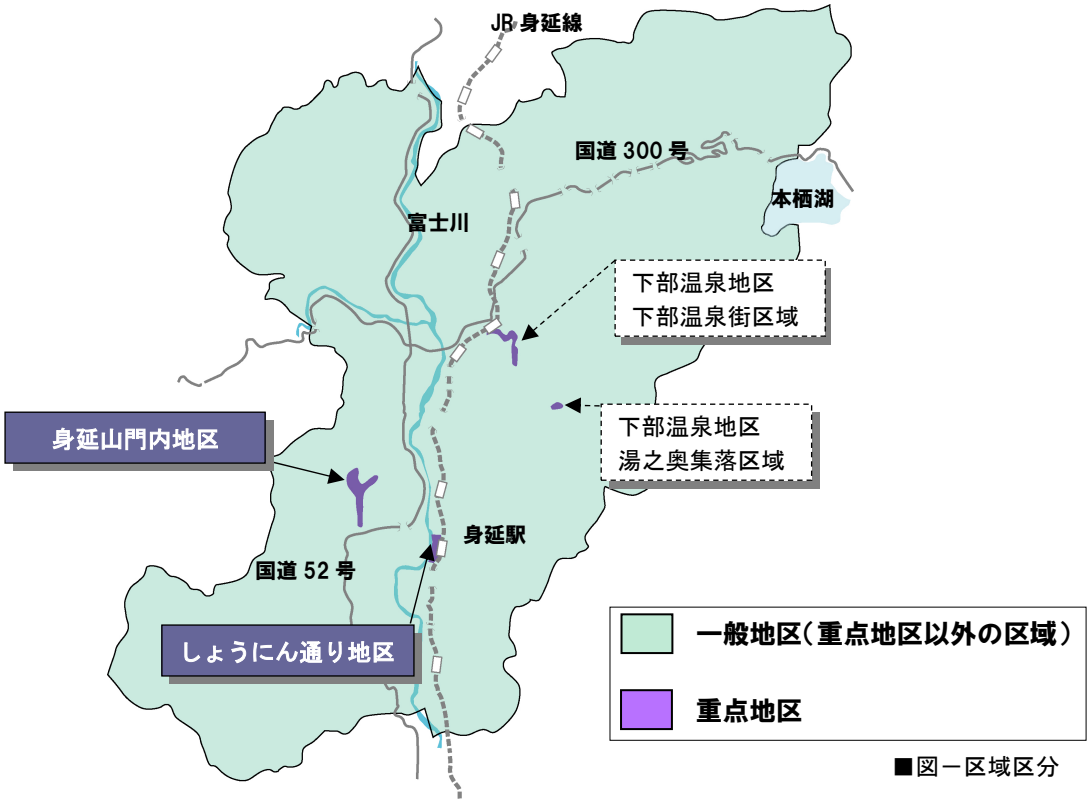

■図－区域区分

2．重点地区の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項

（１）身延山門内地区

①区域

身延山門内地区の区域は、県道身延線に面する商店街を形成する区域を対象とします。具体的には右図の範囲とします。

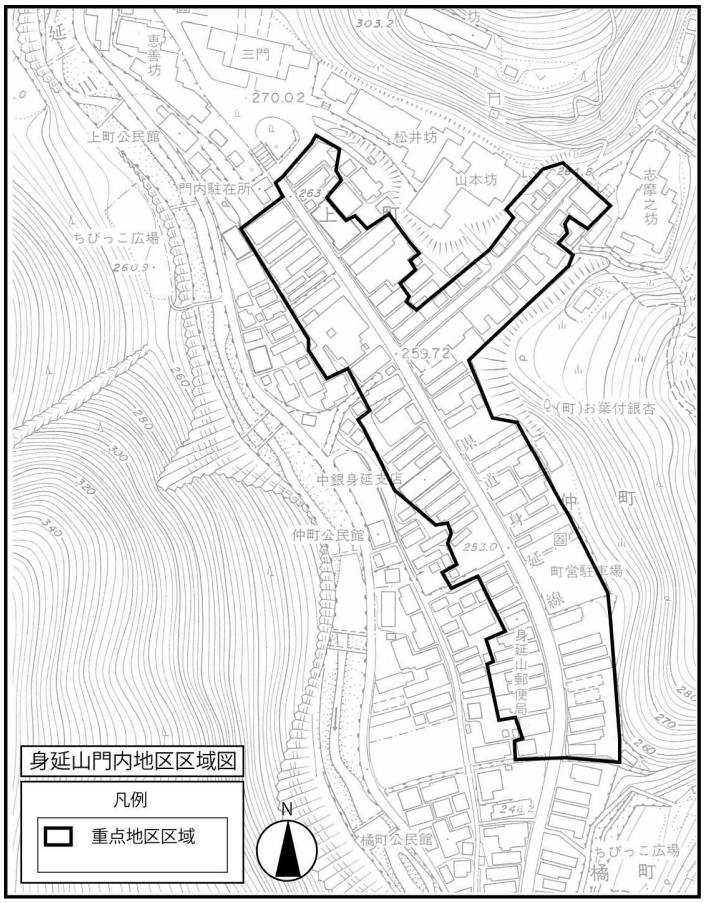

②地区の景観の現況と課題

○身延山久遠寺の門前町として歴史性と文化性

身延山門内地区は、日蓮聖人ゆかりの身延山久遠寺の門前町として発展してきました。多くの参拝者のための宿泊施設や飲食のための施設等が、古くから集まって集落を形成してきた地域でもあります。

また門前町から久遠寺を眺めると、身延山をはじめとした山並みが門前町の背後に見え、自然豊かな山間地としての景観特性も持っています。

それらの景観特性は本地区を特徴づけるものとして、大切にしていく必要があります。

○観光地としての景観イメージの統一感

沿道には久遠寺を訪れる参拝客や観光客のための飲食店や宿泊施設、土産物屋等様々な商業施設と店舗兼住宅が並んでいます。一部の建物は、地域の歴史性や文化性を考慮した「和」の形態・意匠となっていますが、中にはそのような形態・意匠を感じさせない建物も多く見られます。

門前町の街並み全体として、歴史性と文化性が感じられる統一感のある景観を形成していく必要があります。

③良好な景観の形成に関する方針

■　身延山門内地区の将来目標像

地区景観の将来像

身延山の歴史・文化と人々の営みが一体となった宗教都市にふさわしい品格を持つ景観

「地域の歴史性、文化性を重視した景観」により、宗教都市にふさわしい品格を持ち、門前町、観光地としての統一感がある景観が形成され、歩いて楽しめる街並みを目指します。

■　身延山門内地区の良好な景観の形成に関する方針

○　歴史性、文化性を重視した景観形成

身延山久遠寺の門前町としての地域の歴史性や、信仰の中心地としての文化性を活かした「和」の雰囲気を持った景観形成を進めます。

特に、単なる歴史ある集落や街道沿いの宿場町ではなく、現代まで篤い信仰心を集める名刹の門前町であることを特徴とした、宗教都市にふさわしい品格を持つ景観形成を進めます。

○　身延山、七面山等、信仰の対象である奥山への眺望の保全、活用

久遠寺の奥の院が立地する身延山山頂、身延山の西方裏鬼門に位置する七面山など、信仰の対象である奥山への眺望景観を保全するとともに、本地区の景観形成において活用を図ります。

○　門前町、歴史・文化観光地としての統一感のある街並み景観の形成

歴史ある門前町として、街並み全体で、門前町の雰囲気を感じさせる形態・意匠や素材・色彩等による、統一感のある景観形成を進めます。

○　歩いて楽しめる街並み景観の形成

「日蓮を尊い人と訪ね来る　訪ね来る人なお尊し」と言われるように、沿道の店舗は、身延山に向かう場合、県道右側の店舗が来訪者に向かって店の正面を構え、来訪者が帰るときには反対側の店舗が来訪者に向かって店の正面を構えています。このような歩行者に親しみを抱かせる街並みを保全し、ゆっくりと歩いて街並みを楽しめるよう歩行者スペースの整備を進めるとともに、良好な景観形成を進めます。

○　身延町、地域住民、事業者の協働による景観まちづくりへの推進

身延町、地域住民、事業者の協働により各種取り組みを展開し、将来目標像の実現を目指します。

■身延山門内地区将来目標像イメージ

【①屋根のデザイン】
◆屋根は勾配屋根、パラペットを立ち上げる看板建築等の地区の特徴的な屋根形態を継承し、街並みの連続性に配慮する。
◆身延山等の奥山（の稜線）との調和に配慮する。

【①店舗正面】
◆店舗正面は庇をつけるなど、和のデザインを基本とする。

【②外壁、屋根の色彩】
◆外壁や屋根は、門前町にふさわしい歴史性を感じさせる落ちついた色彩とする。

【③建物の高さ】
◆門前町としての街並みを形成するため、建物高さを隣接する建物と調和させる。

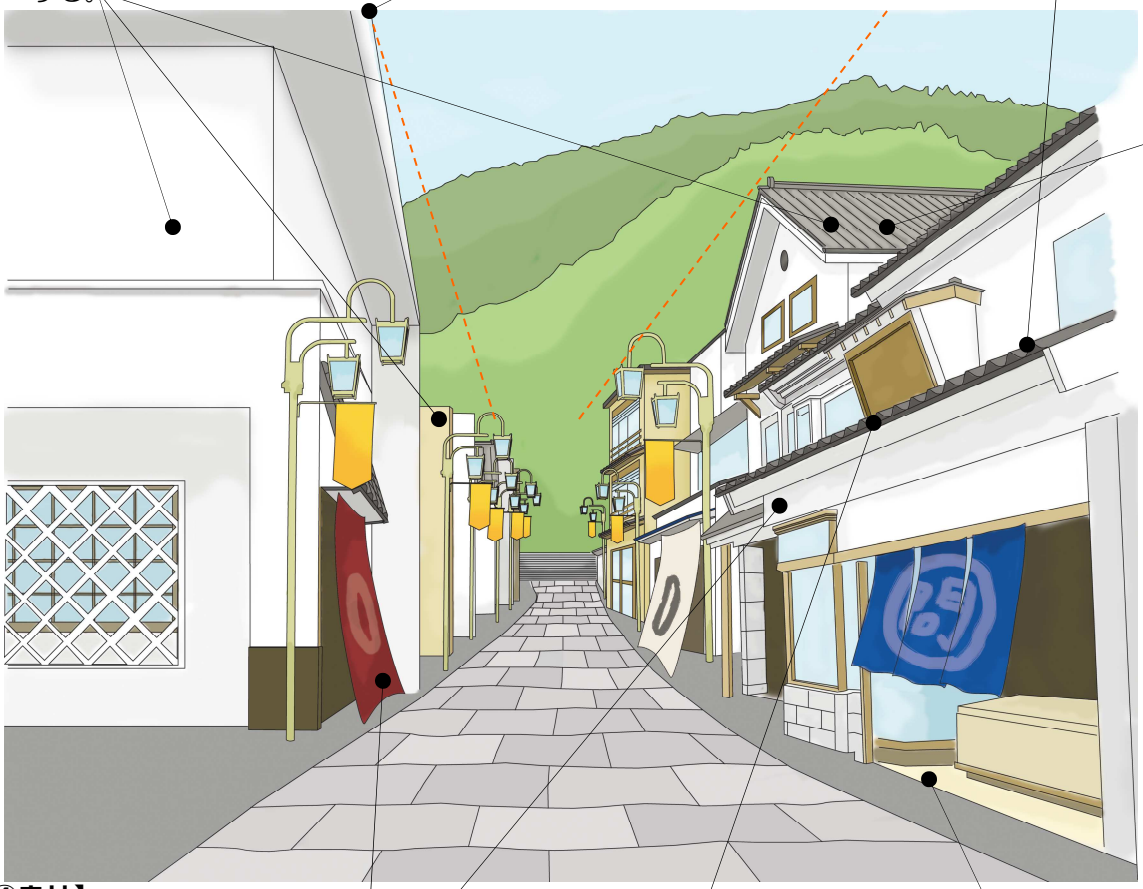

【④素材】
◆のれん等は、自然素材の布地を使用する。

【④素材】
◆屋根と庇には、傾斜屋根に合う日本瓦、銅板等とする。

【④素材】
◆壁面の素材は、主に土壁・木材・石材等の日本建築の伝統的な素材を使用する、または、それらと調和するものとする。

【⑤店舗正面の壁面の位置】
◆県道に対して建築正面の壁面線が若干斜めになっている現状の特性を継承し、県道を歩む人々を迎え入れるまち並みの景観を保全する。

④良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

ⅰ）届出対象行為

・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

・工作物※の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為

※）電柱、送電鉄塔、アンテナの類については最高高さ 20m を超えるもの。

ⅱ）景観形成基準

■表－身延山門内地区の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	形態・意匠	共通	・身延山久遠寺の門前町として「和」のデザインによる歴史と文化を感じさせる形態・意匠となるよう配慮する。
		屋根	・屋根は勾配屋根、パラペットを立ち上げる看板建築等の地区の特徴的な屋根形態を継承し、街並みの連続性に配慮する。 ・身延山等の奥山（の稜線）との調和に配慮する。 ・通り庇（一階上部の庇）を設ける等、街並みの連続性を演出する。
		開口部	・通りに面した窓、入口等の開口部は「和」のデザインとすること。 ・駐車場、車庫等の開口部は「和」のデザインの扉を付ける等、街並みとの調和に配慮する。 ・シャッターを取り付ける場合は、商店街に閉鎖的なイメージを与えないように、シースルー型を採用する等配慮する。
		建築設備	・門灯、外灯等建築設備の形態、意匠は「和」のデザインとすること。 ・温かみのある光色の照明を使用する等、夜間景観の演出に配慮する。 ・空調設備の室外機等は県道身延線から見えない場所に設置、または目隠しをする等配慮する。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td rowspan="4">色彩</td><td>共通</td><td>・身延山久遠寺の門前町として「和」を感じさせるよう、かつ、商業地景観として、賑わいの形成にも資する個性を活かした色彩とする。</td></tr>
<tr><td>外壁※1</td><td>■推奨色
・色相：R、YR、Y
彩度：4　以下 、明度：4 以上
・色相：GY、G
彩度：2 以下 、明度：4 以上
・色相：N　明度：4 以上</td></tr>
<tr><td>屋根・庇・パラペット※2</td><td>■推奨色
・色相：YR、Y、GY
彩度：2　以下、　明度：3-4
・色相：N　明度：4 以上</td></tr>
<tr><td>のれん・日除けのれん・テント・オーニング</td><td>・身延山久遠寺の門前町として「和」を感じさせる、低彩度の落ち着いた色彩とする。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">・街並みの連続性を保全するため、周辺と調和する高さとし、最高高さを 10mとする。</td></tr>
<tr><td>壁面の位置</td><td colspan="2">・身延山門内地区において各建築物の壁面が道路に対して並行ではなく、雁行している、特徴ある街並みであることから、周辺の建築物の壁面の位置との調和に配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">素材</td><td>全体</td><td>・身延山久遠寺の門前町として「和」を感じさせる木材・漆喰・石材・綿布等の伝統的な素材または、それらを模した素材を使用するよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>屋根、庇</td><td>・屋根と庇を葺く際に用いる材は、日本瓦、銅板又はこれらに準じる材料とする。</td></tr>
<tr><td>外壁仕上げ</td><td>・壁面の素材は、土壁・木材・石材等の日本建築の伝統的な素材、またはそれらを模した素材とする。
・ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ等を用いる場合、「和」を感じさせるものを採用する等、周辺景観との調和に配慮する。</td></tr>
</table>

※1）外壁：開口部建具を含む。
※2）パラペット：勾配屋根を用い、可能な限りパラペットを整備しないようにする。必要な場合、既存のものを再塗装する場合、景観基準の色彩との調和に配慮する。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td rowspan="2">素材</td><td>のれん・日除けのれん</td><td>・プラスチックやビニールの使用を避け、可能な限り自然素材の布地を使用する。</td></tr>
<tr><td>テント・オーニング</td><td>・ビニール等を用いる場合であっても、身延山久遠寺の門前町として「和」を感じさせる素材感を示すものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外構</td><td>タイル等</td><td>・舗装する場合、周辺の「和」のデザインと調和する素材、色彩とする。</td></tr>
<tr><td>ベンチ等</td><td>・周辺の「和」のデザインと調和する形態、素材、色彩とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td rowspan="2">形態・意匠</td><td>屋外広告物</td><td>・大きさ、素材等、「和」のデザインの街並みに調和するものとする。</td></tr>
<tr><td>塀・駐車場等</td><td>・駐車場やバス停等を囲む塀は「和」のデザインとする。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td colspan="2">・身延山久遠寺の門前町として「和」を感じさせるよう、基本的に木材や石材等の素材の色彩を活かした低彩度色、もしくは無彩色とする。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">・街並みの連続性を保全するため、周辺と調和する高さとする。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">・太陽光発電施設等を地上に設置する場合の基準は別に定める。
・太陽光発電施設を建設物に設置する場合の基準は別に定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開発行為</td><td>外構の形態、意匠</td><td colspan="2">・宅地の区画形質の変更時に、地盤高を道路に合わせ、道路境界および壁面後退部分の隣地境界の段差を少なくするよう配慮する。
・壁面後退部分の舗装は歴史性を感じさせる素材を採用する。</td></tr>
<tr><td>法面、擁壁の高さ</td><td colspan="2">・高さ 3m以上の法面はつくらない。
・やむを得ず、3m以上の法面が生じる場合は法面を分割し、各々高さ 3m以下とする。</td></tr>
</table>

【参考】外壁の推奨色例

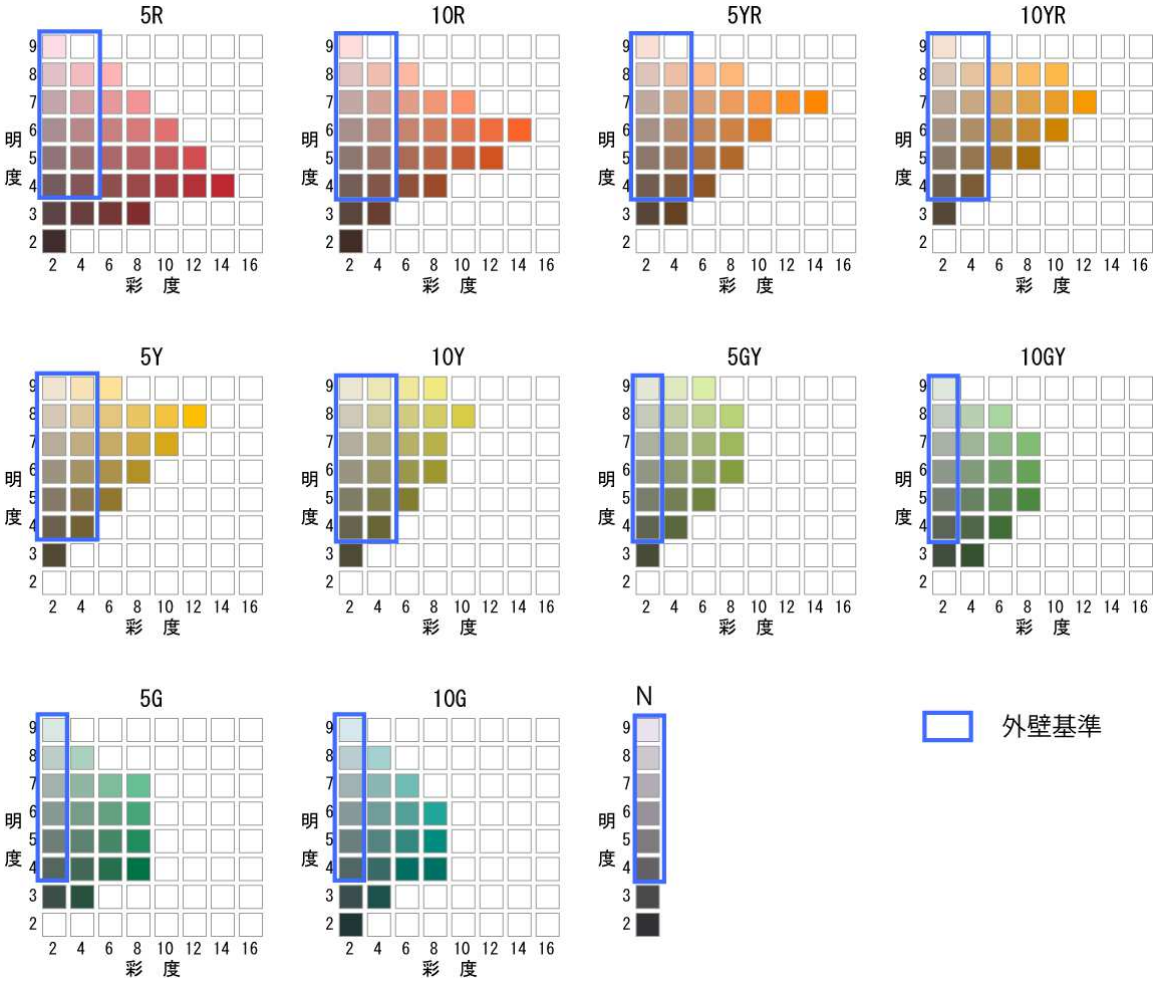

（２）しょうにん通り地区

①区域

しょうにん通り地区の区域は、「身延駅前通り地区土地区画整理事業区域」を対象とします。具体的には右図の範囲とします。

②地区の景観の現況と課題

○和風のまちの保全

しょうにん通り地区は、平成２年度より始まった「身延駅前通り地区土地区画整理事業」を契機として、国、県、身延町、地域住民の協働により、「自然と歴史　心ふれあう和風のまち　『平成の古都』」を目標像として、和風の家並みを形成し今日に至っています。

身延山久遠寺の最寄駅の駅前において、身延山久遠寺の歴史的環境と調和する和風の街並みを今後とも保全することが重要です。

○にぎわい景観の創出

和風の街並みを保全するとともに、主要地方道富士川身延線と主要地方道市川三郷身延線との交差点部において、当地区の玄関口にふさわしい景観の形成や、当地区内の回遊や滞留を促す景観の形成により、にぎわいを促す景観の形成が重要です。

③良好な景観の形成に関する方針

■　しょうにん通り地区の将来目標像

地区景観の将来像

「自然と歴史　心ふれあう和風のまち　『平成の古都』」

身延山の玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりが行われている本地区において、和風をイメージした街並みを保全、継承するとともに、賑わいのある駅前通りの景観の形成を目指します。

■　しょうにん通り地区の良好な景観の形成に関する方針

○　和風の街並みの保全、継承

「身延駅前通り地区土地区画整理事業」時のまちづくりの理念および「身延駅通り街づくり建築申し合わせ項目」（H4.3）（次頁参照）を再度顧みて、「平成の古都」としての和風の街並みを保全、継承します。

○　魅力ある商業空間の創出

特徴的な街並みを活用し、身延山久遠寺への玄関口として、賑わいのある駅前通りの景観を創出します。

屋外広告物は、「身延駅通り街づくり建築申し合わせ項目」（H4.3）（次頁参照）に従い、以下の方針に基づいて掲出します。

屋外広告物の掲出の方針	
形態・意匠（大きさ）	・周囲の景観を損ねない大きさとするように配慮すること。 ・「そで看板」の場合は決して歩道にはみ出すことのないようにすること。
形態・意匠（表示内容）	・文字はローマ字を避けること。デザイン等に注意して和風のイメージをくずさないこと。
形態・意匠（全体）	・「そで看板」をできるだけ避けること。設置する場合は形態と大きさを工夫して目障りにならないようにすること。
色彩	・白・黒・茶の範囲とすること。
照明	・内部に照明を設置する場合、行燈風にして和風のイメージに合わせること。 ・屋外広告物のライトアップは、光量、位置を工夫して看板のみ照らすようにすること。

○　身延町、地域住民、事業者の協働による景観まちづくりへの推進

身延町、地域住民、事業者の協働により各種取り組みを展開し、将来目標像の実現を目指します。

身延駅通り街づくり建築申し合わせ項目

（身延駅通り街づくり推進協議会 家並部会）

（１）「和風」をイメージした建築に統一しましょう。

（２）屋根は「瓦風」にしましょう。（少なくとも見える部分は・・）

（３）建物の色彩は「白・灰色・黒」及び「木材の自然色」の範囲に統一しましょう。

（４）階数は「三階以下」にとどめましょう。

（５）１階に「庇（ひさし）」をつけましょう。（２～３尺）
但し、軒先の高さは「２．７ｍ」、「銀いぶし瓦」に揃えましょう。

（６）各戸に「家紋」を表示しましょう。

（７）壁の一部に「海鼠壁（なまこかべ）」を用いましょう。

（８）自動販売機その他街頭に設置する物については周囲の景観に合うように工夫しましょう。

（９）商店の看板について
基本的には町並みの景観、建物の雰囲気を壊さないよう最大限の留意をすること。

① 看板の形態について
看板の形は自由であるが、「そで看板」は出来るだけ避けること。もし着ける場合には形態と大きさを工夫して目障りにならないようにすること。

② 大きさについて
看板の大きさは建物の大きさによって異なるので特に定めないが、周囲の景観を損ねないよう、充分注意をはらうこと。「そで看板」の場合は決して歩道部分にはみ出すことのないようにすること。

③ 看板の色彩は「白」「黒」「茶」の範囲にとどめること。
（看板も建物の一部と考える）

④ 電気看板にしたい場合
行燈（あんどん）風にして「和風のイメージ」に合わせること。
（「軒行燈（のきあんどん）」のように看板に和風の屋根などをつけて建物のイメージにあわせる）

⑤ 看板のライトアップ
看板のライトアップは自由、工夫して夜間看板を目立つようにする。

⑥ 看板の文字について
ローマ字は避けること。「かな」についての規制は業種等によって難しいので自由であるが、デザイン等に注意して和風のイメージをくずさないこと。

（１０）シャッターについて
シャッターを取り付ける場合は、商店街の雰囲気として閉鎖的なイメージを払拭するため、原則として「シースルー（パイプシャッター）」にすること。
（業種等により「止むを得ない」場合は、従来のシャッターでもよい）

（平成４年３月）

④良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

ⅰ）届出対象行為

・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

・都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為

ⅱ）景観形成基準

■表－しょうにん通り地区の景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更</td><td rowspan="3">形態・意匠</td><td>共通</td><td>・「和風」をイメージしたデザインを採用する。</td></tr>
<tr><td>屋根</td><td>・道路から見える部分は「瓦風」にする。
・１階に庇をつけ、「銀いぶし瓦」とする。</td></tr>
<tr><td>開口部</td><td>・シャッターを取り付ける場合は、商店街の雰囲気として閉鎖的なイメージを払拭するため、シースルー型を採用する等、配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>共通</td><td>・「和風」をイメージした色彩を採用する。</td></tr>
<tr><td>外壁、屋根</td><td>・外壁は、以下の色彩とする。
色相：N　明度：6 以上
色相：R、YR、Y　明度：6 以上、彩度：2 以下
・屋根は以下の色彩とする。
色相：N　明度：6 以上
色相：Y、GY　明度：6 以上、彩度：2 以下
■推奨色
・白、灰色・黒および木材の自然色とする。
・庇、オーニングは、地の色彩を白、黒、茶で外壁と調和するものとし、文字は白または黒を用いる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ</td><td>・3 階以下とする。
・軒先の高さを 2.7mとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置</td><td>・周辺の建築物の壁面の位置との調和に配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">素材</td><td>・「和風」をイメージさせる木材・漆喰・石材・綿布等の伝統的な素材またはそれらを模した素材を使用するよう配慮する。</td></tr>
</table>

項目		景観形成基準
・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	形態・意匠（塀・駐車場等）	・「和風」をイメージしたデザインを採用する。
	色彩	※建築物の建築等と同基準とする。
	その他	・太陽光発電施設等を地上に設置する場合の基準は別に定める。 ・太陽光発電施設を建築物に設置する場合の基準は別に定める。
・開発行為	区画形質の変更	・本地区内の区画（土地区画整理事業実施済み）と調和するものとする。

【参考】　外壁の色彩の景観形成基準（一部の参考色）

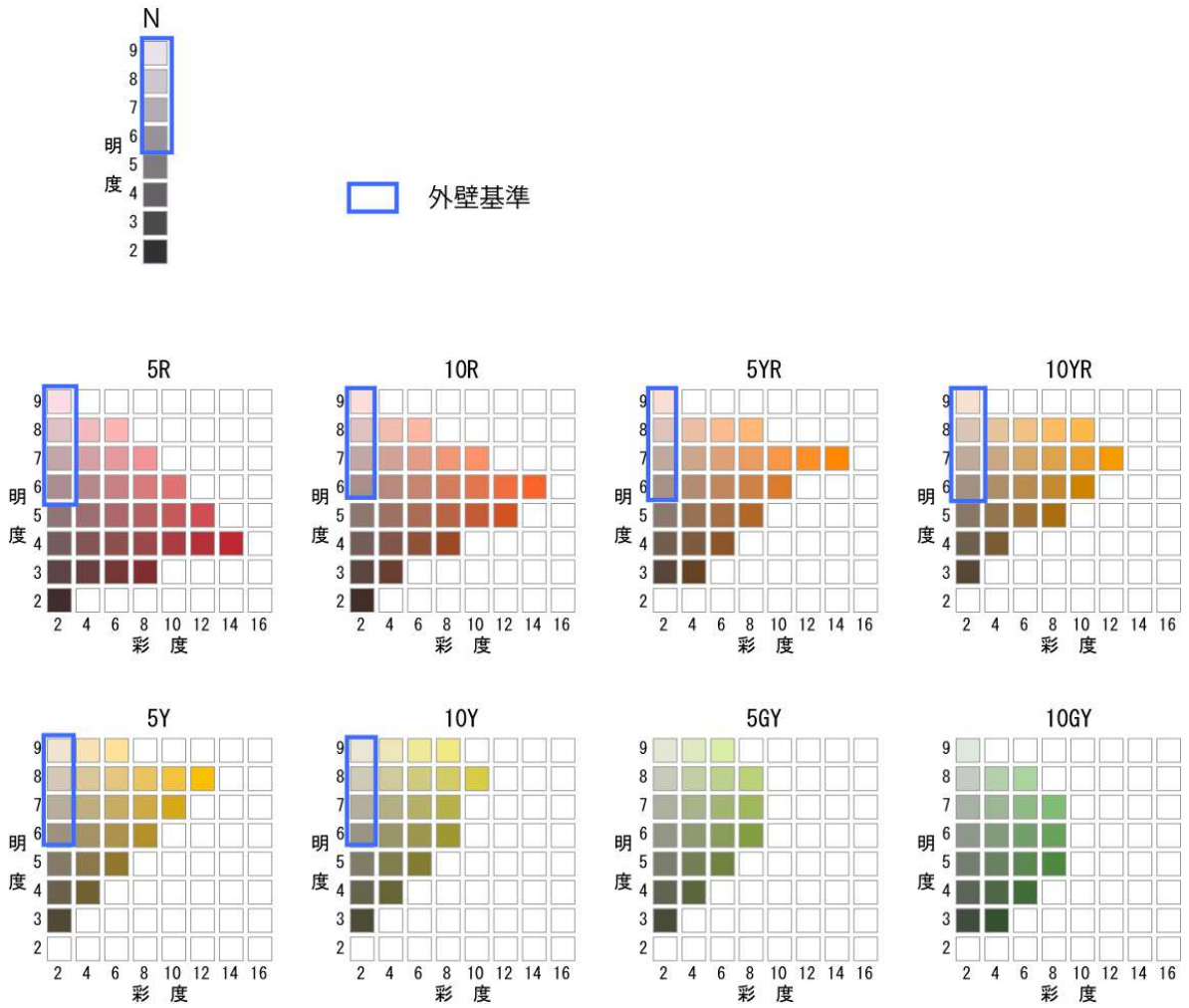

３．一般地区の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項

（１）区域

重点地区以外の区域を一般地区とします。

（２）良好な景観の形成に関する方針

「第２章　３．身延町の景観形成の基本的な考え方」（Ｐ34～61）を良好な景観の形成に関する方針とします。

（３）良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

①届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・軒の高さ 10m又は延べ面積 500m^{2}を超える建築物	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像の類	最高高さ 15mを超えるもの
	②垣、さく、塀の類	最高高さ 3mを超えるもの
	③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	最高高さ 15m又は築造面積 1,000m^{2}を超えるもの
	④電柱、送電鉄塔、アンテナの類	最高高さ 20mを超えるもの
	⑤地上に設置する太陽光発電施設、風力発電施設、小水力発電施設の類	高さ 10mを超えるもの又はパネル面積 10m^{2}を超えるもの若しくは築造面積 10㎡を超えるもの
都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為	・開発区域の面積が 3,000m^{2}以上のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・90 日を超える屋外における、物品の高さ 5m又はその用に供されている土地の面積 1,000m^{2}を超えるもの	

※）建築物設置の太陽光発電施設については、届出は要しないが「太陽光発電施設等に関する景観形成基準【景観計画地区（町全域共通）】を遵守すること。

②景観形成基準

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	・周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体および周辺景観との調和に配慮すること。 ・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。
	色彩	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	素材	・周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 ・耐久性および耐候性に優れた材料の使用に努めること。
	位置	・道路境界線および隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 ・周辺および敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮すること。
	高さ	・鉄塔の最高高さは30mとする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努めること。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。 ・大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるように樹木の高さおよびその配置に配慮すること。
	その他	・優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置および高さについて配慮する。 ・神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩および材料について配慮すること。 ・優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。 ・都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。 ・太陽光発電施設等を地上に設置する場合の基準は別に定める。 ・太陽光発電施設を建築物に設置する場合の基準は別に定める。

対象行為	項目	景観形成基準
都市計画法第４条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	区画形質の変更	・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。 ・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。 ・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。 ・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮すること。

◎太陽光発電施設等に関する景観形成基準【景観計画地区（町全域共通）】

対象行為	項目	景観形成基準
工作物 （太陽光発電施設の類）	地上に設置する場合	・太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択する。 ・太陽電池モジュールは、低反射で、文字や絵、図等が太陽電池モジュールに描かれていない等の模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュールのフレームの素材は低反射のものを使用し、フレームや架台の色彩は、景観資源からの影響がなく、かつ、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、モジュール部分と同等のもの若しくはグレー系とする。 ・パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、景観資源からの影響がなく、かつ、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、茶系色等周囲の景観に調和したものとする。 ・道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、できる限り目立たないようにすること。特に景観への配慮が必要となる地域に設置する場合は、植栽のみでは目隠し効果が低い場合があるので、フェンス（不透過性のもの）等と合わせて望見できないように配慮する。 ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない若しくは土地形状に違和感をあたえない等、特に景観に配慮する。 ・主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに景観を阻害しないようにする。 ・森林や草原、川等がある自然環境豊かな箇所に隣接する場合には、既存樹木等を活かす計画とすること。やむを得ず伐採する場合には、敷地内に植栽を施すこと。 ・景観資源の周辺にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。また、それらの箇所については、電線類地中化を施すこと。 ・重点地区及び貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、周囲の景観に違和感を与えないよう特に配慮する。 ・上記以外に記載の無い事項については『太陽光発電施設の適正導

		入ガイドライン（山梨県)』を遵守する。
工作物 （太陽光発電施設の類）	建築物に設置する場合	・太陽電池モジュールの色彩は、周囲や建築物等と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択する。 ・太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。 ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 ・陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くする。又はルーバー等により修景を施し建築物と一体化させる。 ・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等とする。素材は低反射のものを使用する。 ・壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化する又は周囲から見えない位置に設置する。色彩についてはモジュールやフレームと同等とする。
工作物 （風力発電施設、小水力発電施設の類）		・風力発電施設または小水力発電施設の類を設置する場合は、目立たない位置とし、眺望や周囲の景観を損なわないよう、また、重要な視点場から望見できないよう配慮する。

4．届け出手続きに関する事項

（１）届け出の流れ

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ身延町に届け出を行い、町が定める景観形成基準に適合しているか否かの審査を受けることになります。

町は届け出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合し、必要な助言や指導を行い、不適合と判断した行為については、計画に是正等を勧告することになります。

■行為の届け出手続きの流れ

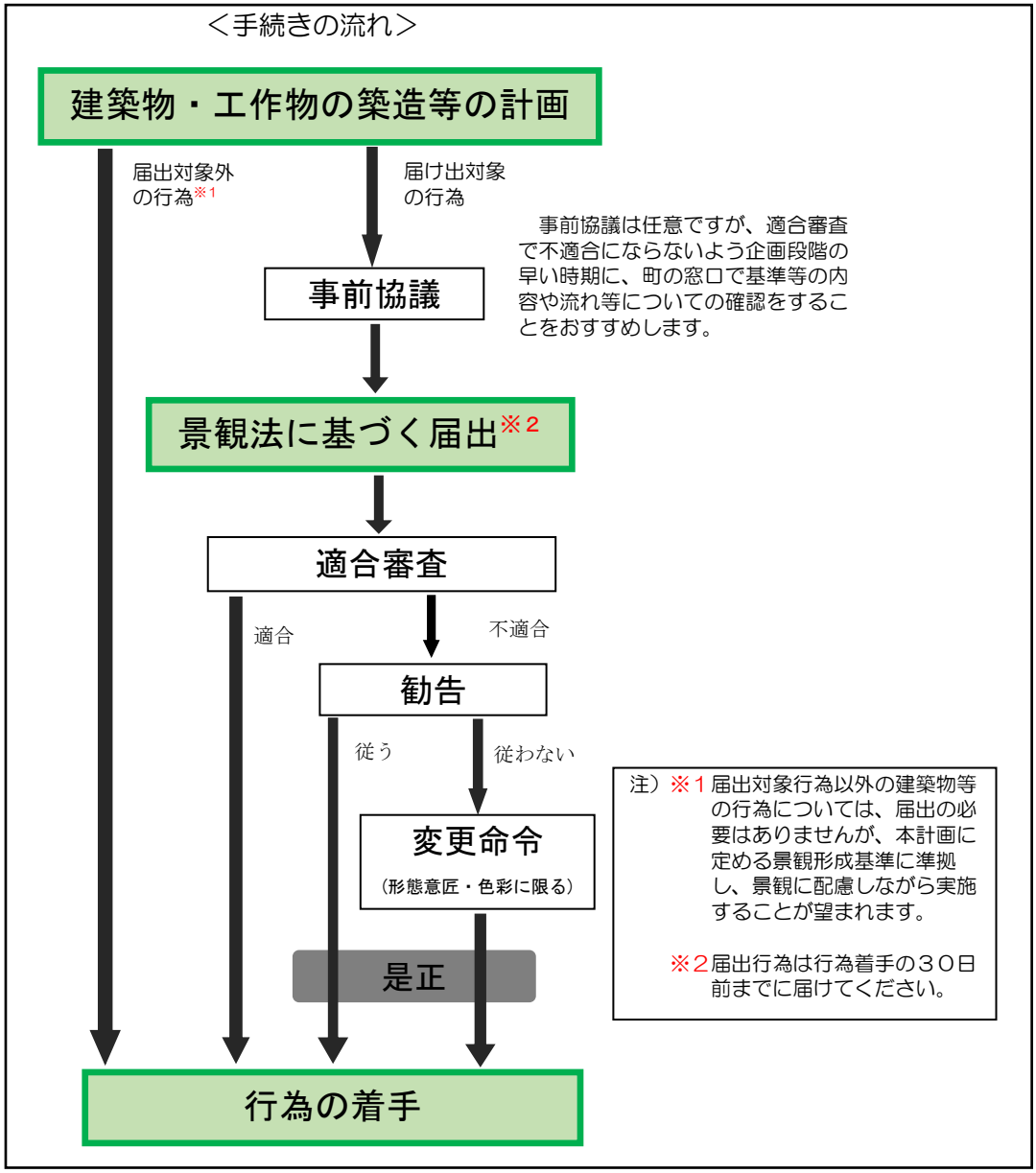

５．景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

（１）景観重要建造物の指定の方針

道路等公共の場所から望むことができ、以下の方針に該当する建造物を「景観重要建造物」として指定します。

・身延町および当該地域の歴史、文化的な特徴を有し、保全する必要がある建造物
・町民、事業者、観光客に親しまれている建造物
・地域のシンボルやランドマークとなっている建造物

（２）景観重要樹木の指定の方針

道路等公共の場所から望むことができ、以下の方針に該当する樹木を「景観重要樹木」として指定します。

・身延町および当該地域の歴史、文化を感じさせる樹木
・町民、事業者、観光客に親しまれている樹木
・地域のシンボルやアイストップ等、景観形成上重要な役割を有している樹木

６．景観重要公共施設の整備に関する事項

富士川および早川等の支流を含めた河川、これら河川に架る道路の一部である富士川橋等の橋梁、国道 52 号等の道路は、重要な身延町の景観構成要素です。身延町が景観形成の将来目標像を実現するためには、これら公共施設の整備に際して、当該公共施設の周辺の自然環境や市街地等の景観と調和した整備を行うことが重要です。

そのため、以下に、景観法に基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」（景観法第８条第２項第４号ロ）を定めます。

景観重要公共施設の整備にあたっては、身延町景観計画に基づき、当該施設周辺で展開する身延町のまちづくり、観光地づくりの取り組みと調整を図る等、身延町の良好な景観の形成を推進します。

（１）身延町における景観重要公共施設の位置づけ

身延町の景観の重要な構成要素となっている、富士川および早川、身延川、ホタルの生息地として知られる一色川、河川に架る道路の一部の月見橋、峡南橋、富士川橋、飯富橋、富山橋、身延橋、早川橋、重要な景観軸である国道 52 号（新早川橋を含む）、国道 300 号、地域の取り組みとの連携が重要である一般県道身延線、一般県道身延本栖線、主要地方道富士川身延線の道路を「景観重要公共施設」として位置づけます。

■表－景観重要公共施設一覧

名　　称	指定範囲（区間、住所）	施設管理者
■道路（橋梁）		
国道 52 号	身延町内全区間	国土交通省
国道 300 号	身延町内全区間（自然公園区域を除く）	山梨県
一般県道身延線 一般県道身延本栖線	一般県道身延線：久遠寺総門～終点 一般県道身延本栖線：一般県道身延線との交差点～志摩之坊前	山梨県
主要地方道富士川身延線	身延橋東詰交差点～身延駅前通り地区（土地区画整理事業区域内区間）	山梨県
月見橋	一般県道甲斐岩間停車場西島線	山梨県
峡南橋	主要地方道市川三郷身延線	山梨県
富士川橋	一般県道割子切石線	山梨県
飯富橋	一般県道下部飯富線	山梨県
富山橋	国道 300 号	山梨県
身延橋	主要地方道市川三郷身延線	山梨県
早川橋	一般県道粟倉飯富線	山梨県
■河川		
富士川	身延町内河川区域	国土交通省
身延川	門内駐在所西の砂防堰堤～町道昭和通り線と一般県道身延線との交差点西方香雲橋間の河川区域	山梨県
一色川	旧中富町境～一色蛍橋間の河川区域	山梨県

また、以下の公共施設については、今後指定を目指す候補として位置づけます。

・下部川（身延町内河川区域）、一般県道湯之奥上之平線（全区間）

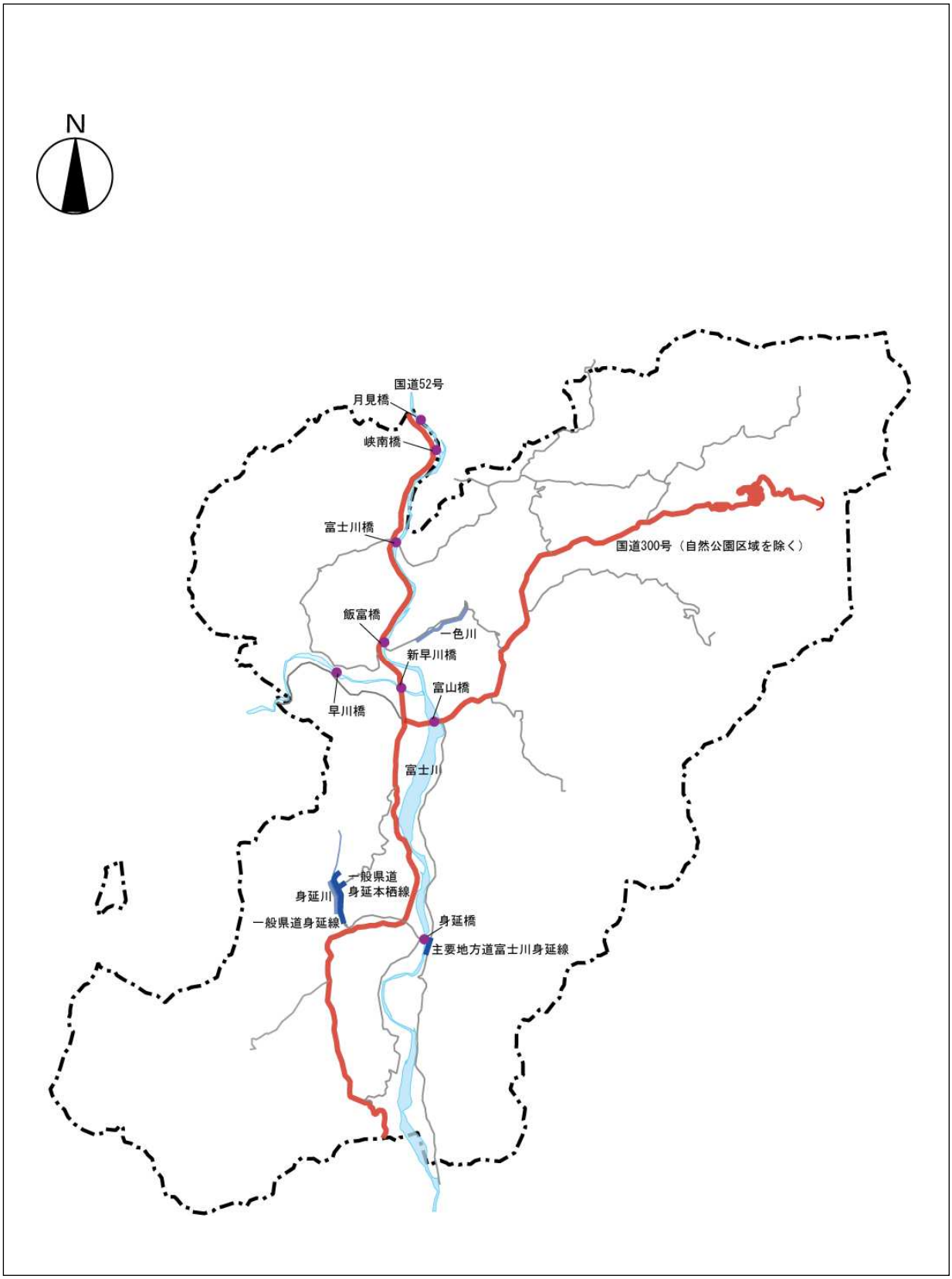

■図－景観重要公共施設位置

（２）景観重要公共施設の整備に関する事項

①道路

ｉ）国道 52 号

【現況】

国道 52 号は、身延町をほぼ富士川に沿って南北に貫く、身延町民が利用する幹線道路であるとともに、身延町への来訪者の主要利用道路でもあります。

来訪者を迎える空間であり、また、身延町を南北に貫く谷部において、富士川、富士川左岸や右岸の山並みへの眺め、富士山への眺めが得られる重要な視点場となっています。

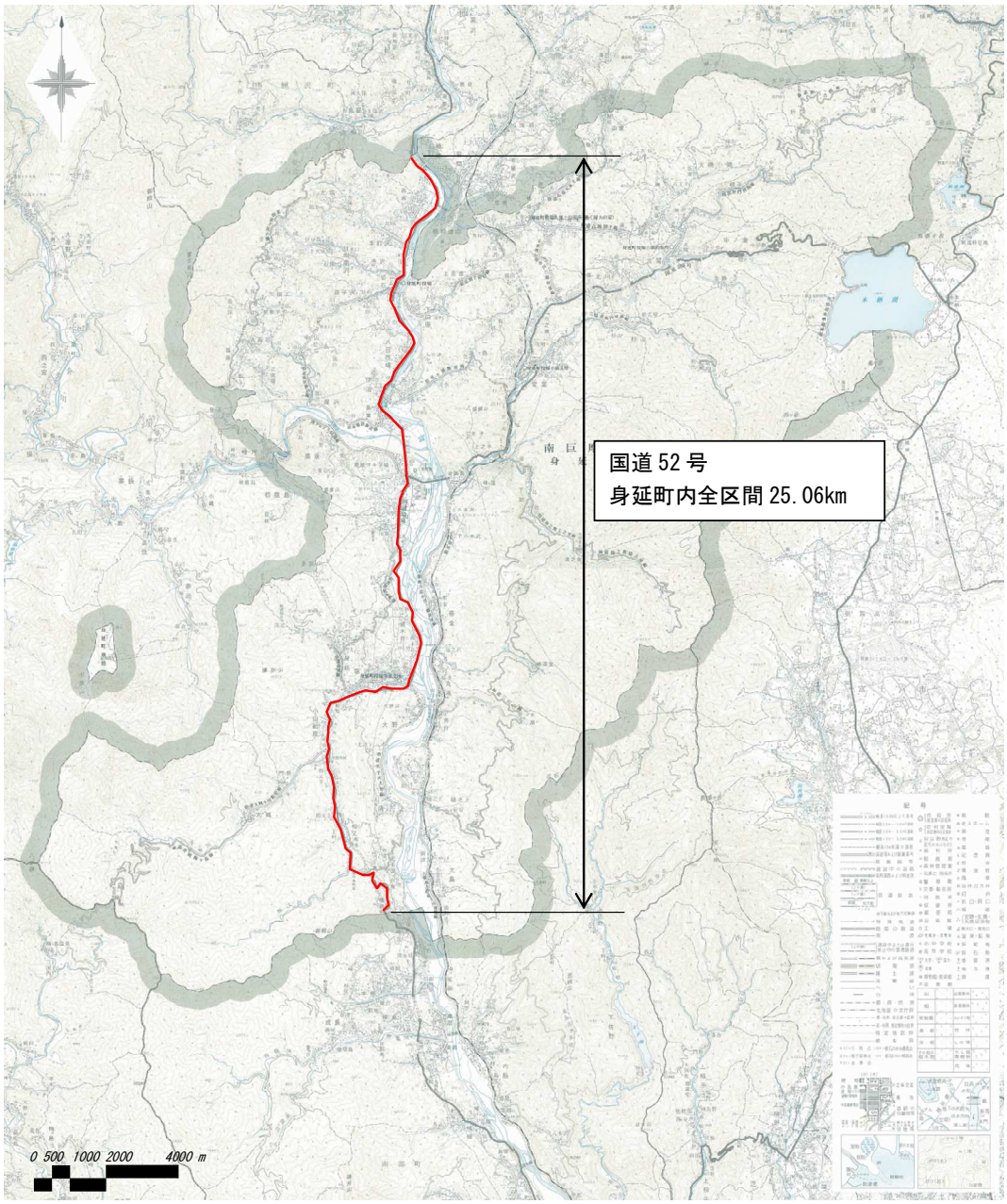

■図－国道 52 号における景観重要公共施設に位置づける区間

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

富士川や山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。

道路標識については、交通の安全と円滑さ等、必要な機能を確保しつつ、周辺景観や富士川、山並みへの眺めに配慮した、設置位置とします。

法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう緑化等に配慮します。

新早川橋の架け替えに際しては、形態、色彩等の意匠について富士川、早川の自然景観との調和を図ります。

ⅱ）国道 300 号

【現況】

国道 300 号は身延町を東西方向に貫き、身延町と本栖湖および富士北麓地域を結ぶ幹線道路です。本栖湖から中ノ倉地区までの区間は山地自然地を通り、中ノ倉から国道 52 号までの区間は、常葉川沿川の田園地域を通っています。

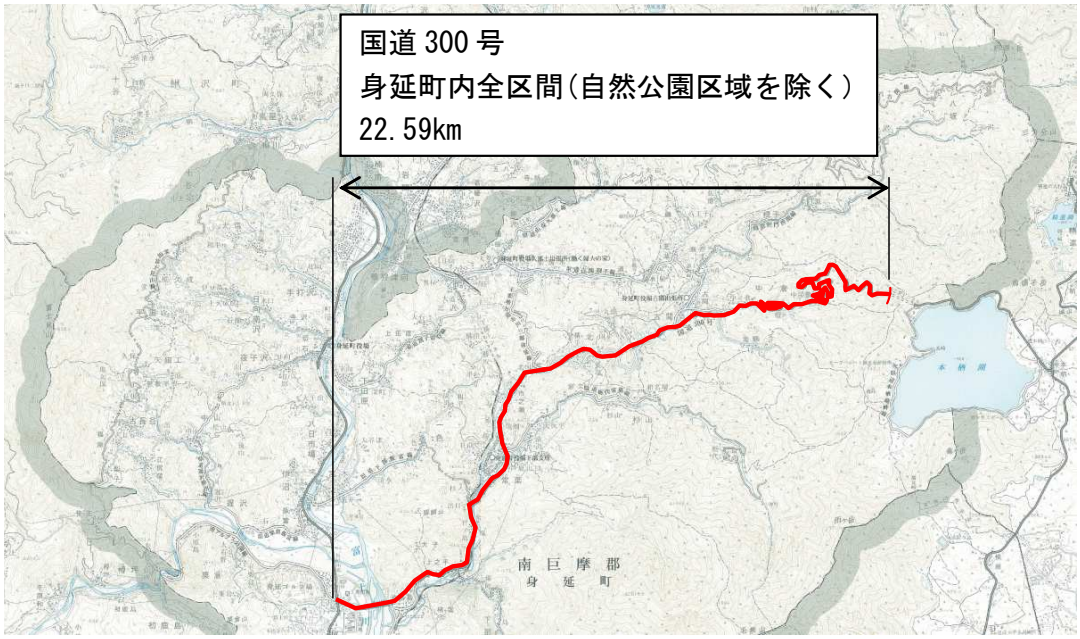

■図－国道 300 号における景観重要公共施設に位置づける区間

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

南アルプス連山や身延町内の山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、色彩、素材については周辺および眺望景観に配慮したものとします。

道路標識については、交通の安全と円滑さ等、必要な機能を確保しつつ、南アルプス連山や身延町内の山並みへの眺めに配慮した大きさ、設置位置とします。

法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和する形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

道路管理者が管理する電線類は、南アルプス連山や身延町内の山並みへの眺望に影響を及ぼす区間と田園集落への眺望に影響を及ぼす区間においては、電柱の位置、電線の張り方の工夫などにより、眺望の保全に配慮します。

南アルプス展望台を整備する場合は、形態、色彩等の意匠、素材について周辺自然景観との調和に配慮します。

常葉川中下流域での道路整備に際しては、防護柵等の道路附属物の形態、色彩等の意匠について、周辺の田園景観との調和に配慮します。

ⅲ）一般県道身延線、一般県道身延本栖線

【現況】

一般県道身延線、一般県道身延本栖線は身延山久遠寺に至る道路です。一般県道身延線は、久遠寺総門から三門間は久遠寺の門前町を通り、沿道には歴史的な環境が展開しています。特に、門内地区は沿道に土産物店、飲食店、旅館等の商店が建ち並び、賑わいのある景観が展開しています。

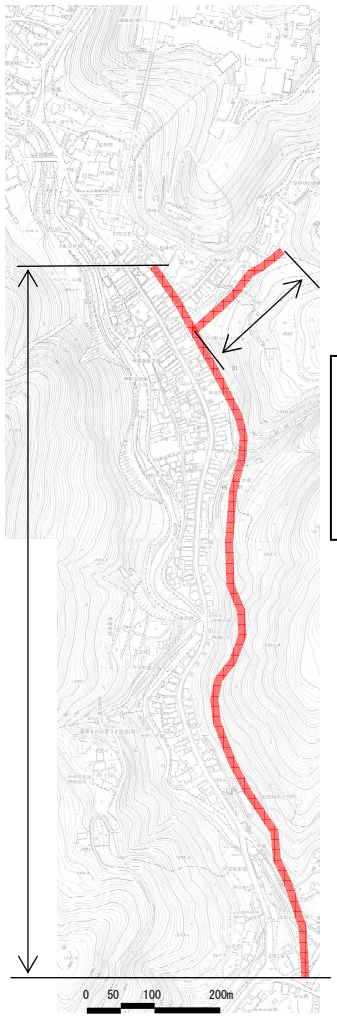

■図－一般県道身延線、一般県道身延本栖線における景観重要公共施設に位置づける区間

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

整備に際しては、沿道の歴史的環境、賑わいのある景観との調和に配慮し、良好な道路景観を形成します。特に門内（上町）地区は無電柱化を推進するとともに、歴史的景観と調和する舗装材や色彩を採用する等、沿道の景観づくりに関する取り組みと連携し、良好な道路景観を形成します。

防護柵の新設および改修時に、身延山等の山並みへの眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、色彩、素材については周辺および眺望景観に配慮したものとします。

道路標識については、交通の安全と円滑さ等、必要な機能を確保しつつ、沿道の歴史的な環境、身延山等への山並みへの眺望に配慮した大きさ、設置位置を検討します。

道路管理者が管理する電線類は、沿道景観や身延山等の山並みへの眺望に影響を及ぼす区間において、電柱の位置、電線の張り方の工夫により眺望の保全に配慮します。

ⅳ）主要地方道富士川身延線

【現況】

主要地方道富士川身延線は、身延駅前土地区画整理事業区域内において、「平成の古都」として和のデザインを基調とした整った街並みの中を通ります。

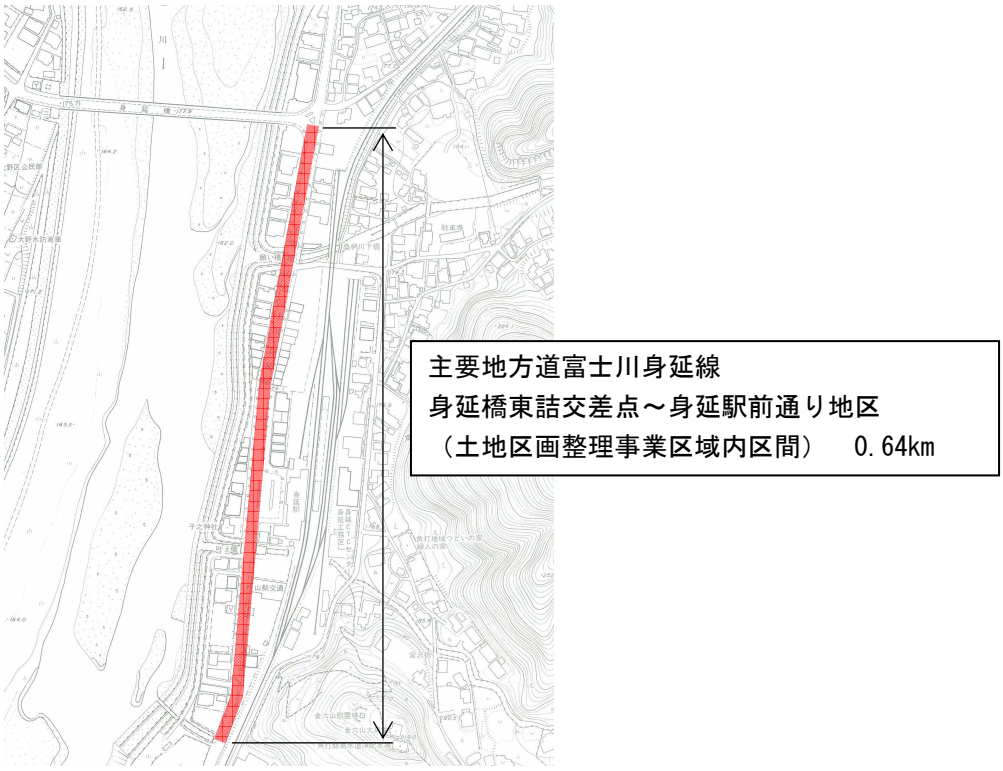

■図－主要地方道富士川身延線における景観重要公共施設に位置づける区間

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

現在統一感のある景観が形成されていることから、整備に際しては、現在の歴史性を感じさせる景観の保全、継承を目指し、整備前後での形態・色彩等の意匠、素材等の連続性、一体性の確保を図ります。

道路標識については、交通の安全と円滑さ等、必要な機能を確保しつつ、沿道の和のデザインを基調とした整った街並みに配慮した大きさ、設置位置を検討します。

ｖ）以下の道路の一部（橋梁）

- 一般県道甲斐岩間停車場西島線の一部（月見橋）
- 主要地方道市川三郷身延線の一部（峡南橋）
- 一般県道割子切石線の一部（富士川橋）
- 一般県道下部飯富線の一部（飯富橋）
- 国道 300 号の一部（富山橋）
- 主要地方道市川三郷身延線の一部（身延橋）
- 一般県道粟倉飯富線の一部（早川橋）

【現況】

富士川、早川に架る橋梁は、河川および両岸方向の山並みへの眺望が得られる重要な視点場となっています。また、これら橋梁は河川上に存在し、周辺の景観への影響が大きい構造物です。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

橋梁の整備に際しては、その形態、意匠について、河川景観、周辺の山並み、周辺市街地景観との調和、地域の歴史・文化に配慮します。

また、良好な眺めが得られる橋梁については、重要な視点場として、橋詰空間も含め、眺めを楽しめる場の創出を検討します。

②河川

ｉ）富士川

【現況】

富士川は、身延町にとって重要な景観資源であり、また、かつては舟運が盛んに行われる等、歴史的にも重要な河川です。

「富士川水系河川整備計画」に基づき、護岸整備をはじめとして、様々な治水整備整備が現在も進められています。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

整備に際しては、富士川の歴史・文化、沿川の自然環境に配慮し、周辺景観との調和に配慮します。

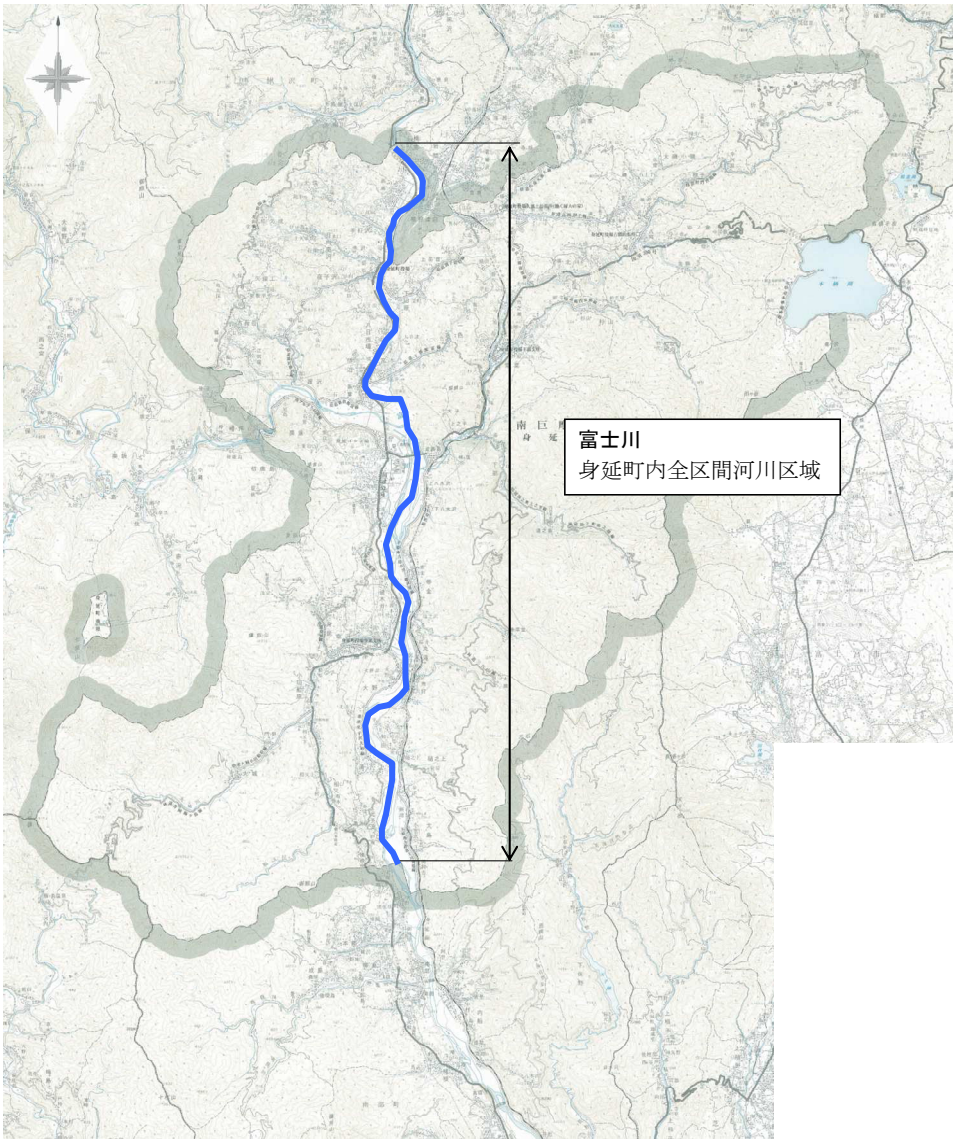

■図－富士川における景観重要公共施設に位置づける区間

ⅱ）身延川

【現況】

身延川は身延山、鷹取山から流出し、一般県道身延線沿いに南下したのち、波木井川と合流して東に向きを変え、富士川に合流しています。

門内地区においては、一般県道身延線沿いに連なる旅館、店舗の背後を流れ、潤いのある河川景観が展開します。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

砂防堰堤等構造物の整備に際しては、発揮すべき機能を確保しつつ、周辺自然景観との調和を図ります。護岸の整備に際しては、形態・色彩等の意匠、素材等について、右岸側は周辺自然景観、左岸側は門内地区の街並みとの調和に配慮するとともに、親水性の向上に配慮した景観を形成します。

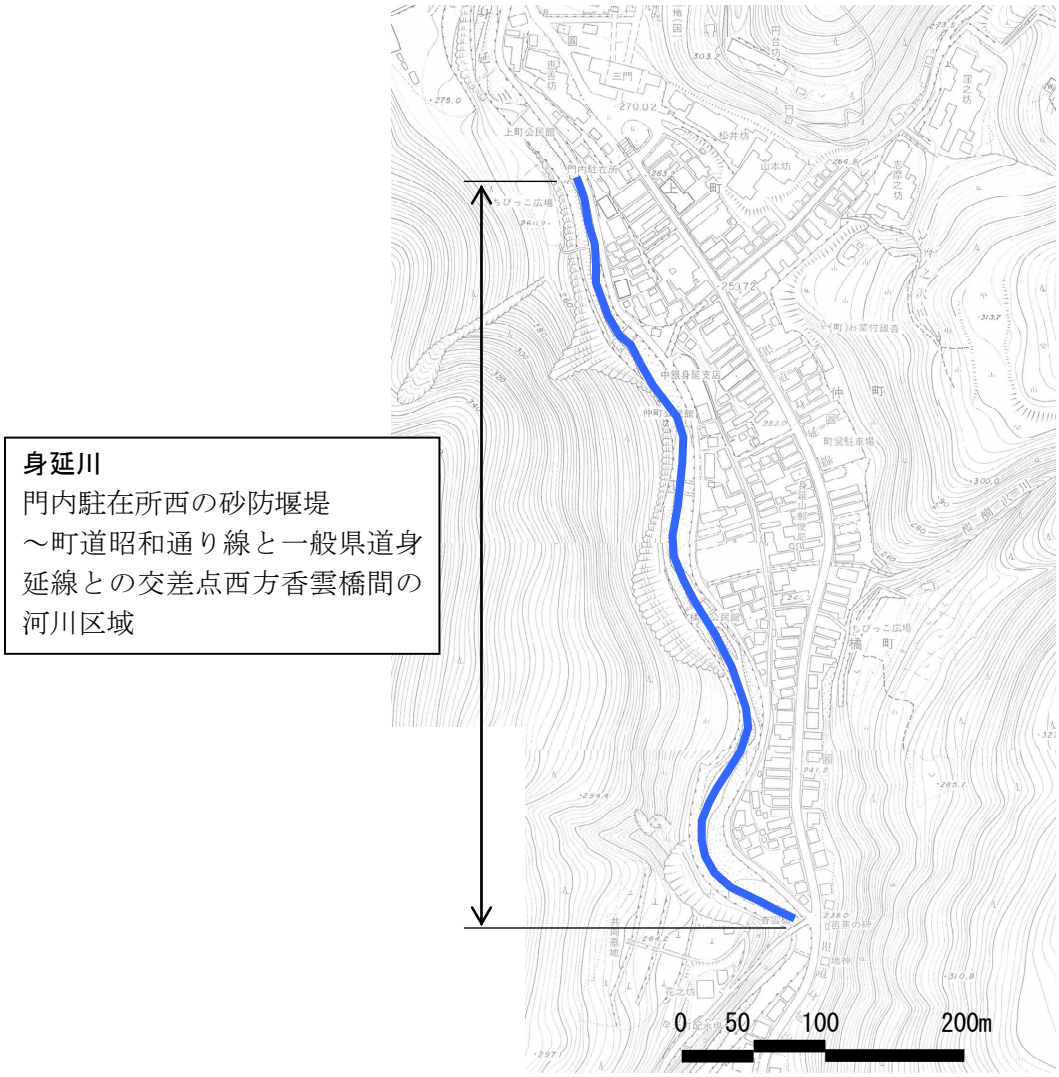

■図ー身延川における景観重要公共施設に位置づける区間

ⅲ）一色川

【現況】

一色川は一色地区北東の平松から流出し、一般県道下部飯富線沿いに南西に流れ、屏風岩の西側に沿って南下したのち、富士川に合流しています。

一色地区においては、身延町一色ホタル保存会が中心となり、毎年ホタル祭りが開催されるなど、ホタル生息地として知られています。「ホタルふれあい河川」として、一色川のほとりの道路整備やホタルの生態に関するサイン、東屋等が整備されています。また、河川ではホタル生息用の池を設置し、多自然型工法により、ホタルの幼虫やホタルのエサとなるカワニナが生息しやすい環境を整備し、また、ガマを池の周りに植えるなど、自然の状況に近い景観づくりを進めてきました。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

河川の整備に際しては、発揮すべき機能を確保しつつ、ホタルの生息地として自然景観との調和、潤いのある自然環境とのふれあいの場の創出を図ります。

護岸の整備に際しては、多自然川づくりにより、生物多様性の確保を図るなど、ホタルの生息に配慮した景観を形成します。

■図－一色川における景観重要公共施設に位置づける区間

第３章　身延町の景観づくりの推進方策

１．各主体の取り組みのあり方（役割）

身延町の景観の形成は、町と町民、事業者、関係機関等との協働の取り組みによって推進します。各主体の果たすべき役割を以下のように定めます。

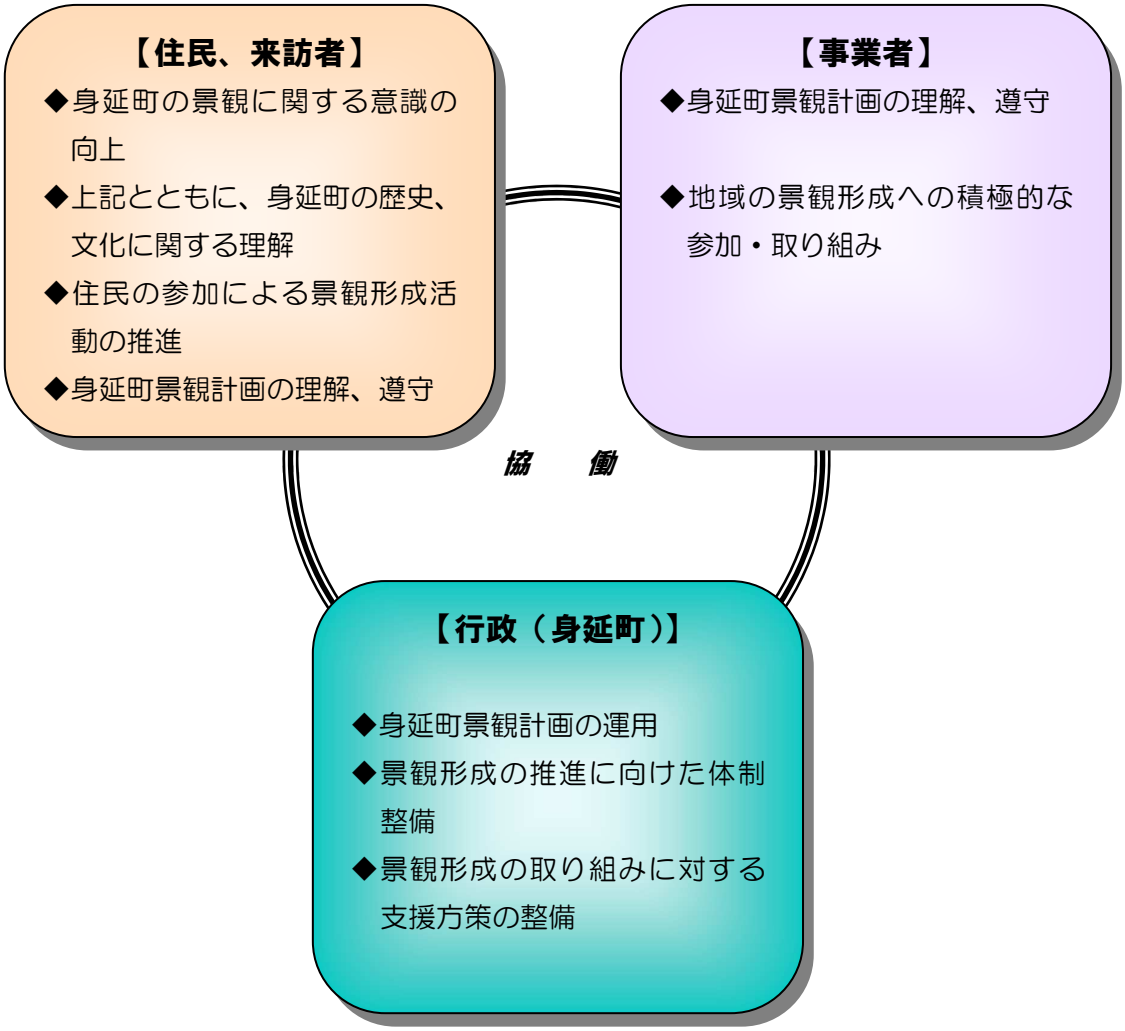

■図－各主体の責務

２．身延町による良好な景観形成に向けた取り組みの推進

（１）景観に関する普及、周知

町と町民、事業者、関係機関等との協働の取り組みによって景観の形成を推進するためには、景観に関する認識を共有することが重要です。

そこで、景観に関する普及、周知を行うための施策の展開を図ります。

◆町民、来訪者、事業者等への景観、町の歴史・文化に関する情報提供
◆景観まちづくり教育の推進（講演会の開催等）

（２）景観形成活動の推進と仕組みづくり

現在、身延町内には、町民、事業者による多くの景観形成活動が展開しています。そのような地域ごとの取組は身延町の景観形成にとって重要な役割を担っています。

そこで、町民、事業者の取り組みを支援する方策および仕組みづくりを検討します。

◆町民、事業者等の自主的な景観形成に関する取り組みに対する支援方策整備
◆重点地区における取り組み支援等、住民同士の話し合いの機会の提供
◆身延町を物語る代表的な視点場と眺望景観の指定（身延町ふるさと眺望点（仮称））、普及・周知

（３）庁内体制の整備

身延町景観計画を適正に運用するため、庁内体制を整備するとともに、運用のための方策の整備を図ります。

◆身延町景観条例の運用
◆身延町景観審議会の設置、運営
◆景観窓口の設置、関係各課協議・連絡体制の整備
◆景観まちづくりを総合的に推進する庁内体制の整備

（４）良好な景観形成の先導

公共事業は、身延町における良好な景観形成に重要な役割を担っています。そのため、公共事業に際しては、景観について十分検討を行い、身延町の良好な景観形成の先導を図ります。

◆公共事業景観形成指針の作成、公共事業における良好な景観形成の推進
◆身延町屋外広告物条例の整備の検討

資　料

１．身延町景観計画策定委員会名簿、開催経過

（１）身延町景観計画策定委員会および事務局名簿

	役職名		氏　　名	備　　考
1	委員	山梨大学大学院 医学工学総合研究部　教授	北村　眞一	学識経験者　【委員長】
2	委員	身延町都市計画審議会委員長	佐野　勝規	【副委員長】
3	委員	身延町議会議員 （総務産業建設常任委員長）	松浦　　隆	
4	委員	身延町議会議員 （総務産業建設常任副委員長）	野島　俊博	
5	委員	身延町商工会　会長	笠井　　章	
6	委員	身延山観光協会　会長	小池　昭光	
7	委員	下部観光協会　会長	依田　武司	
8	委員	山梨県建築士会身延支部長	佐野　邦博	身延地区建築士代表
9	委員	門内活性化委員会　会長	河井　　淳	門内地区団体代表
10	委員	身延駅前環境美化運営組合 組合長	依田　恵美子	身延駅前地区団体代表
11	委員	下部区　区長	遠藤　敬次郎	下部区代表
12	委員	山梨県県土整備総務課 美しい県土づくり推進室長	山口　雅典	山梨県
13	委員	一般公募	杉本　英子	下部地区
14	委員	一般公募	佐野　孔啓	中富地区
15	委員	一般公募	佐野　照雄	身延地区
16	事務局	建設課　課長	藤田　政士	
17	事務局	建設課　建築住宅リーダー	齊藤　千代美	
18	事務局	建設課　建築住宅担当	望月　昌也	

（２）開催経過

回数	開催日	議事
第１回	平成 24 年　７月 24 日	・平成 23 年度身延町景観基礎調査結果報告 ・重点地区候補地視察 ・身延町景観計画（素案）について
第２回	平成 24 年 12 月 18 日	・身延町景観計画（原案）について
第３回	パブリックコメント実施後開催予定	・身延町景観計画（案）　について

第１回委員委嘱

第１回委員長挨拶

２．身延町景観計画庁内検討委員会名簿、開催経過

（１）身延町景観計画庁内検討委員会名簿

	所 属 課 等		氏　　名
1	委員（政策室）	室長	丸山　　優
2	委員（政策室）	企画政策リーダー	村野　浩人
3	委員（観光課）	課長	熊谷　文彦
4	委員（観光課）	観光商工リーダー	高野　博邦
5	委員（産業課）	課長	竹ノ内　強
6	委員（産業課）	農林リーダー	大村　　隆
7	委員（生涯学習課）	課長	佐野　勇夫
8	委員（生涯学習課）	生涯学習リーダー	中山　耕史
9	委員（建設課）	課長	藤田　政士
10	事務局（建設課）	建築住宅リーダー	齊藤千代美
11	事務局（建設課）	建築住宅担当	望月　昌也

（２）開催経過

回数	開催日	議事
第１回	平成 24 年　３月 19 日	・景観法、景観計画の概要について ・身延町景観計画（骨子案）について
第２回	平成 24 年 11 月 20 日	・身延町景観計画（原案）について

３．重点地区候補地意見交換会開催経過

身延町景観計画に重点地区として位置づける、「しょうにん通り地区」、「身延山門内地区」の地区住民を対象に、重点地区指定案について意見交換会を開催した。

地区住民の意見を踏まえ、重点地区指定案を修正し、本景観計画に定めた。

地区名	場所	開催日	参加者数	議事
しょうにん通り地区	角打公民館	平成 24 年 9 月 19 日 19:30～20:30	12 名	・景観法、景観計画の概要について ・重点地区指定案について
身延山門内地区	仲町公民館	平成 24 年 9 月 20 日 19:30～20:30	9 名	
	上町公民館	平成 24 年 9 月 21 日 19:30～20:40	12 名	

しょうにん通り地区（角打公民館）

身延山門内地区（仲町公民館）

身延山門内地区（上町公民館）

身延町景観計画

平成 25 年 5 月

身 延 町

身延町役場　建設課

〒409-3392　山梨県南巨摩郡身延町切石 350

TEL　0556-42-2111（代表）

FAX　0556-42-2127

URL　http://www.town.minobu.lg.jp/